

平成24年度基本構想進行管理 「事務事業評価」結果一覧（案）

目次

子育て・教育	1	頁
福祉・健康	17	頁
コミュニティ・産業・文化	32	頁
まちづくり・環境	49	頁
行財政運営	61	頁
基本構想の進行管理	65	頁

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	001	子ども家庭支援センター事業	子育て支援計画	家庭における子育ての支援と児童虐待の防止により、区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長し自立できる環境を形成します。	児童虐待通告・相談対応や子どもと家庭に関する相談事業を実施し、子育て困難家庭や虐待危険性のある親子に対して、家庭訪問等の事業を実施、支援を行います。虐待防止のため、関係機関との連携を図り、要保護児童対策地域協議会を開催します。虐待防止に関するパンフレットを作成配布します。乳幼児と保護者が交流する親子ひろばの運営、子育て支援講座、養育家庭(里親)制度の普及啓発事業を実施します。	専門相談延243件と一般相談延1,981件の相談による対応、支援を行いました。親子ひろば利用者延24,586人に交流や情報交換の場を提供しました。子育て支援講座は、新たに親子ひろば内で職員が講師を行う講座を加え、延644人が参加しました。虐待防止マニュアル中学生用を作成し、区内全中学校に通う生徒に配布。小学生新1年生には小学生用マニュアル及びカードを配布しました。	23年度の虐待相談件数は、1,138件と前年の1.2倍、中でも通告等新規相談件数は、180件(22年度114件)と1.6倍に増加しています。通報等への迅速な対応と、長期・複雑化する事例への対応のため、一層の体制強化と関係機関連携が必要です。	B	—	①・親子ひろばの開館時間を延長してほしい(区民の声)。 ・子育て支援講座では、いろいろな保護者の意見が聞けて、悩みが共有できてよかった(参加者アンケート)。 ・要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関としての子ども家庭支援センターのマネジメント機能の強化を図る必要がある(社会保障審議会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」)。	拡充
	002	虐待発生予防事業	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画・保健医療計画)、男女平等参画推進計画	子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子の早期発見及び適切な支援の継続により、虐待の発生を予防します。	新生児訪問を拡大した乳児家庭全戸訪問事業や、乳児健診等の活用により、虐待のおそれのある家族・保護者を早期発見するとともに、必要な支援内容について支援検討会で協議し、保健師・心理相談員による個別相談、集団指導等を実施します。	平成23年度4か月健診受診者1690人の支援検討会を実施し、支援が必要と考えられた170人(10.1%)に支援を実施しました。 平成23年度は要支援事業のうち、子どもグループワークの開催を増設し、利用者数も伸びています。	妊娠届時から、継続した相談・支援を行うための体制が整ってきています。今後は支援が必要と考えられる親子が適切で切れ目のないサービスにつながるよう関係職員の技術のさらなる向上に努める必要があります。	A	—	①子ども支援グループに参加した母より、「最初は子どもと遊ぶのが苦手だったがのびのび広場で遊びのバリエーションを増やすことができ楽しかった。」「遊びの中で子どもの成長を見ることができよかった。」「スタッフが気にかけてくれ、分からないこともアドバイスをもらえて安心して育児ができた。」との声がありました。 ②直接的な区民参画はありませんが、健診や地区活動、グループ活動、心理相談等から得た区民の声を活かしたサービス運営や案内等を実施していきます。	現状維持
	003	保育園の相談機能の充実		保育園のノウハウを生かし、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育て世帯が抱える悩みや不安・ストレスの軽減を図り、出産や育児に自信や喜びを実感してもらうようにします。	区立保育園18園で、乳幼児子育て相談を常時実施するほかに、各保育園が独自のメニューを設定して、子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育てステーション事業を月1回、午前中1時間程度実施します。	①平成22年度748人、平成23年度738人と、子どもの発育・発達や基本的習慣などに不安をもった子育て家庭の相談に着実に対応できています。 ②地域子育てステーションの参加者数は、東日本大震災の影響で4、5月の利用が極めて少なかったにもかかわらず、平成22年度の2,268人から2,682人に増加しており、参加者の日頃のストレス発散などに貢献しております。	相談人数及び参加者数は計画を上回る実績となりましたが、地域子育てステーションの参加者の実績については、園によってばらつきが目立つため、今後はどの園も魅力あるプログラムを検討し、事業のPR方法を検討していきます。	A	—		現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	004	ファミリー・サポート・センター事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	地域の中でお互い助け合いながら子育てができるような環境を整え、子育てに関する不安感や負担感を減らし、子育てと就労の両立を支援します。	子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、保育施設終了後の子どもの預かり等短期的、補助的な相互援助活動を行います。	地域における子育ての相互援助活動として、子どもの一時預かり、送迎等を行い、子育てと就労の両立を支援しました。 22年度 23年度 会員数 2,153人 2,294人 (提供会員) 221人 235人 (依頼会員) 1,897人 2,027人 (両方会員) 35人 32人 活動実績 23年度 7,623件(865件増)	区報を通じた周知、講演会等の開催、案内の徹底により、依頼会員数・提供会員数ともに6%、活動実績も12%伸びています。 委託先である文社協と情報を共有しながら、引き続き小・中PTA等への働きかけなどにより、提供会員の増加を図っていきます。	A	—	①依頼会員から「地域によって提供会員に偏りがある」との声があります。 ②提供会員も依頼会員も区民であり、区民による相互扶助による活動です。	現状維持
	005	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画・保健医療計画)、男女平等参画推進計画	乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。	事業の周知により出生通知票の受理数が増加し、事業が円滑に遂行できました。さらに、4か月児健診の対象者リストと突合して未訪問家庭を把握し、保健師が訪問することにより、訪問率は当初目標を上回ることでできました。また、訪問家庭の約2割に、継続した支援を実施しました。	訪問率は目標を達成していますが、引き続きその向上に取り組み、支援を要する家庭の把握に努める必要があります。 また保健師や助産師を対象に研修や連絡会を行い、適切なサービスの提供や継続的な支援に努める必要があります。	B	—	①訪問時には、「予防接種、健診の受け方がわかり、安心した。育児の相談だけでなく、母自身のことも相談できるとわかった。児の成長を確認してもらい、安心した。」との声が聞かれました。また、一時保育や保育園のニーズが高いことがわかりました。 ②直接的な区民参画はありませんが、健診や地区活動で得た区民からの情報を活かしたサービス運営や案内等を行っています。	改善・見直し
	006	子育てひろば事業の拡充	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	子育てに不安を感じたり身近なところに相談できる人がいない保護者の、子育てに伴う心理的な負担の軽減を図ります。	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。	23年度の西片と汐見のひろばの利用登録者数は2,507人で前年比116人、4.9%増加しています。また、相談件数も2,873件で前年比244件、9.3%増加しており、子育てに悩みを抱える保護者の支援に寄与しています。 利用者数も西片と汐見のひろばで50,303人と5万人を突破し、毎年着実に増加しています。 水道は23年度に新規開設し、5,490人の利用者がいました。	乳幼児の生活リズムを考慮し、開設時間を午前10時から午後4時までとしているが、開設時間のニーズの把握と対応を検討する必要があります。 平成25年4月の千石子育て支援施設における子育てひろば開設に向け、円滑な開設準備を進めることが求められています。	B	—	①区民の声に終了時刻延長の要望があります。 ②利用者からご意見等をお伺いし、運営に活かしています。	拡充
	007	子育て情報提供事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者に対し、子育てに関する十分な情報を提供し、サービスの利用を勧めることにより、子育てに伴う心理的負担や肉体的負担を軽減し、すべての家庭が安心して子育てできるようにします。	民生児童委員と協働で「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳取得時に併せて配布するとともに、3歳児に向けて、郵送配布を実施します。また、区内の子育て関連サービス提供機関が一堂に会する「子育てフェスティバル」を開催します。	民生・児童委員で構成する会議で、ガイドの内容の見直しを行い、子育てガイドのリニューアルを行いました。23年度6,100部。 第2回子育てフェスティバルは、平成23年11月20日(日)にシビックセンター内の展示室で開催し、来場者1,428人(前年比8.2%増)に子育て関連情報の提供を行いました。	紙媒体であるガイドだけでなく、子育て世代にも利用しやすい、モバイルによる情報提供を推進していく必要があります。 子育てフェスティバルについては、効果的な展示、情報提供の方法について、工夫が必要です。	A	—	①子育てフェスティバルについては、会場でアンケートも行いましたが、来場者から好評でした。 ②民生・児童委員が「子育てガイド」編集委員会の委員となっています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	008	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	生後すぐから満1歳未満の乳児の育児を行っている保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図り、すべての家庭が安心して子育てができるようになります。	生後から満1歳未満の乳児の保護者が、病気や通院、育児の疲れによるリフレッシュ等により保育ができないときにホームヘルパー(ベビーシッター)を派遣します。	母子手帳交付時に案内ちらしを配布するようになってから、事前の問い合わせも増えるようになり、23年度は登録者411人(58%増)、利用件数も669件(38%増)となりました。産褥期の利用、定期的なリフレッシュ、兄・姉の学校行事への参加などに活用されています。	周知がかなり行き渡ってきたので、引き続き母子手帳交付時、出生届出、乳児全戸訪問等で周知を図る予定です。	A	—	①利用したらとても便利なサービスでした。(窓口) ②直接的な区民参画はありませんが、実際に利用した方からの意見を積極的に聞き取り、改善を図るようにしています。	現状維持
	009	一時保育事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加を推進します。	一時保育施設として、キッズルーム目白台、キッズルームシビックで、幼児の一時保育を行います。	23年度のキッズルーム(2か所)の利用者数は、7,266人と前年比8.1%の増となり、子育て支援事業としての成果がありました。施設利用の登録者も増加している点からも一時保育事業のニーズは高いと思われます。22年度 3,168名、23年度 3,492名	利用者の増加に対応し、保育の質を維持するため、今後も指導・監督を実施する。さらに、事業に係る登録申請、利用申請、予約管理等を一体的に管理するシステム開発を推進します。また、今後安全かつ効率的な運営方法について検討します。	A	—		現状維持
	010	緊急一時保育等	子育て支援計画	在宅子育て家庭の保護者の緊急の事由(疾病、出産等)により、保育に欠ける状態になった児童に対し、一時保育を実施し、もって児童の福祉の増進に資することを目的とします。また、理由の如何を問わず保育を実施するリフレッシュ一時保育を提供することで、在宅子育て家庭の子育てを支援し、子育てに伴う心理的な負担の軽減や、多様な保育需要への対応を図り、安心・安全な子育てを促します。	緊急一時保育では、区立保育園17園で平日の午前7時15分から午後6時15分まで、原則として1か月間を限度に一時保育を実施します。また、リフレッシュ一時保育は、6カ所の区立保育園で、緊急一時保育の空きがある場合に、月に10回までを限度として一日3時間以上8時間以内で一時保育を実施しています。	23年度の緊急一時保育の利用率は27%であり(全体では40%)、緊急時の利用に柔軟に対応できる枠が確保できていると言えます。保育のノウハウを有した保育園で、緊急時の一時保育を実施している点で、利用者の安心感は、高いものとなっています。また、リフレッシュ一時保育の利用率が高いという実態(実施園全体で56%)から、子育て家庭での一時保育の需要は高く、子育て負担軽減に寄与している事業であると言えます。	リフレッシュ一時保育の実施園が6園と限られているため、予約が取りづらいという声がありますが、24年5月から実施園を17園に拡大することで概ね解決できると考えます。	B	—	①「リフレッシュ一時保育の実施園を拡大してほしい。(利用者)」	現状維持
	011	妊婦健康診査	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	妊婦の妊娠中の健康管理に努め、母・児の障害を予防します。	妊娠届出をした妊婦に都内の委託医療機関で受診出来る妊婦健診14回分と経腹超音波検査1回分の受診票及び区内の委託医療機関で受診出来る歯周疾患検診の受診票を交付します。里帰り出産等による都外医療機関や、助産所での妊婦健診受診分については、償還払いで費用を助成します。	妊婦歯周疾患検診の周知が進み、受診者数が順調に伸びています。	超音波検診の受診人数の伸びが鈍化しているため、積極的受診を勧奨する必要があります。	B	—		現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	012	特定不妊治療への支援		健康保険が適用されず、一度に多額の費用が必要となる特定不妊治療を受ける区民に対し、経済的負担の軽減を図ることにより、次世代育成を支援します。	特定不妊治療を受ける区民に対し、当該不妊治療に係る医療費の一部を助成します。また、金融機関による融資をあっせんするとともに、当該金融機関に係る利子の補給を行います。	特定不妊治療費助成制度の周知が進み、認定件数が順調に伸びています。また、特定不妊治療費助成制度について、申請者の医療機関に支払う文書料等の負担を軽減するため、平成24年度から必要書類の変更を行うべく要綱改正を行いました。	特定不妊治療費融資あっせん制度の認定件数が伸びず、更なる周知の必要があります。	B	—	①特定不妊治療費助成制度申請の際、東京都と文京区の助成制度双方に医療機関の受診等証明書を作成が必要で、文書料の負担が重い。(区民)	現状維持
	013	母親・両親学級の実施	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画)、男女平等参画推進計画	妊婦及びその夫を対象に、妊娠、出産、子育てについての知識を学習し、不安の解消や地域での仲間づくりを目的としています。	産婦人科医師、歯科医師、助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による講義及び実習を実施します。	育児について具体的なイメージができ、不安の解消につながるよう、体験実習中心のプログラムを継続して行いました。区民のニーズに対応して、両親学級の回数を2回増加しました。 延受講者数 母親学級 1,104人 両親学級 389組 公開講座 194人	教室に参加することで育児や子供のいる生活のイメージがもてるよう、参加者のニーズを取り入れながら適宜内容の見直しを行います。また、公開講座の参加率向上のため、周知を徹底して行います。	A	—	①夫婦で体験し、二人で生まれてくる子どものことなど、ゆっくり話せる良い機会となりました。また父親・母親としての意識や子育てのイメージをもつことができました。このような機会をもっと利用したいです。(両親学級アンケート) ②直接的な区民参画はありませんが、参加者の意見・要望を踏まえ、事業の運営方法や内容の改善に努めています。	改善・見直し
	014	育成室への障害児受入れ	地域福祉計画(子育て支援計画及び障害計画)	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な児童に対して、指導員のもと遊びと生活を通して、健全な育成と保護をはかります。必要に応じて6年生まで学年延長を行います。	障害児保育補助の非常勤職員を配置し、受入れ環境を整えます。指導員のための研修を定期的に確保し、保育の質の向上を図ります。障害児育成室巡回指導を実施し、策定したサポートプラン(個別指導計画)に基づき、充実した保育を実施します。	昨年同様、育成室における障害児の受入れと保育補助の非常勤職員の配置を行うとともに、サポートプランの作成・実施、年2回の障害児保育研修、育成室巡回指導を行っています。	昨年同様、育成室卒業後(中学入学後)の放課後の居場所の確保が求められています。地域によって、育成室の障害児保育の利用申請数の差異が生じています。	A	—	①障害のある児童の受入れ数拡充をしてほしい(区民ニーズ(文京区学童保育連絡協議会要望等)) 育成室卒業後の放課後の居場所を確保してほしい(区民の声)	現状維持
	015	児童館等耐震補強工事等	子育て支援計画・耐震化整備プログラム	児童館等耐震補強工事の実施を行うことで、利用児童及び保護者が安全で安心して利用できる施設を目指すとともに、利便性を高めて子育てサービスの向上を図ります。	文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラムに沿って、優先順位の高い施設から耐震補強を実施します。耐震補強工事に併せ、内装改修及び設備整備を行うとともに、育成室面積拡大などレイアウト見直しを行います。	小日向台町児童館の耐震補強工事等を実施しました。(工事期間 平成23年7月中旬から9月末まで)	工事期間中の児童館及び育成室の安全かつ円滑な運営が課題です。	A	—	①各施設の父母会等により施設改修の要望があります。 ②育成室保護者への説明会を実施し、あげられた要望については出来る限り応えています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て教育	016	認証保育所の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	区民の多様な保育ニーズに対応するとともに、保育所入所待機児童の解消を図ります。併せて認証保育所の保育環境及び保育内容など質の確保を図ります。	認証保育所を月160時間以上利用する場合に、月額2万円の保育料助成を行います。また、第3子以降の児童についてはさらに月額2万円を追加して助成します。 なお、認証保育所に対しては、在籍児童数に応じた運営費の補助を実施するとともに、小規模のB型施設については家賃補助を月額5万円を限度に行います。	認証保育所の利用件数は前年度比10.1%の増となり、幅広い保育ニーズに引き続き保育料助成が有効に活用されています。 また、既存保育所のレイアウト変更により2施設で20人の定員増を行うほか、年齢別の定員変更を行うことで、入所希望児童の受入れに柔軟に対応しました。	保育士が巡回する中で、認証保育所に在籍する児童について心身の発育の状況から配慮を要するケースが複数確認されており、今後専門機関等へつなげ、連携を強化しながら児童の発達の促進を図っていく体制づくりが必要となっています。	A	—	①認証保育所保育料助成の増額についての要望があります。(区民の声) ②直接的な区民参画はありませんが、窓口等で得た区民からのご意見や要望を各保育所に伝え、円滑な保育運営及び保育内容の向上等に反映させています。	現状維持
	017	保育園耐震補強工事		耐震診断により補強工事が必要となった施設について、児童及び保護者に対して安全で安心な保育を提供できる施設として整備するとともに、利便性及び保育環境の向上とともにサービスの向上を図ります。	工事期間中に保育等を実施する仮園舎を設置してから、本園舎の耐震補強工事を行います。	こひなた保育園について、耐震補強工事を実施し、耐震性を確保するとともに、園舎を全面的に改修して、保育環境を向上させました。	こひなた保育園については、前年に水道保育園が耐震補強工事のために使用した仮園舎を引き続き使用したため、仮園舎の手当ては容易でしたが、今後の耐震補強工事においては、仮園舎設置場所の確保に困難が予想されます。 なお、24年度は、千石拠点施設を建設して、その中に千石保育園を移転するので、耐震補強工事は実施しません。	A	—	①「仮園舎が離れた場所になるのは困ります。仮園舎においても、本園舎と同等のサービスを受けられるようにしてください。」(保護者の要望) ②耐震補強工事の実施前に、保護者・関係者に対して説明会を開催し、意見・要望を取り入れるようにしています。	現状維持
	018	保育園障害児保育		心身の発達の遅れなどにより保育にあたって特別な配慮を要する児童に対して、健やかな発達を促進することにより、児童福祉の向上を図ります。	個別支援計画を作成し、家庭や福祉センターと連携を図りながら子どもの健全な成長を図るとともに配慮を要する児童に対して非常勤職員を配置し、安全な集団保育を実施します。	要配慮児童保育における取組は、個別指導計画に沿った保育の実施と関係機関との連絡により、子供の成長に有効に寄与しています。入園後に成長段階で発達の遅れが顕在化してくる場合にも、随時判定会を行い、可否・要否を決定し、対応をしています。	保護者の就労状況によって、早朝保育や残留・延長保育を必要とする要配慮児童に対し、確実な保育を提供していくために、通常保育時間外の安全な集団保育を確保するための、人員配置等の必要が生じています。	A	—	①要配慮児保育対象児童の延長保育実施→H24.4.1文京区延長保育実施要綱改正	現状維持
	019	区立保育園の充実		保育に欠ける児童に、健康と安全を第一として基本的な生活習慣を身につけ、自立心、創造性を養うことを目的とした保育を行います。	多様な保育ニーズに対応するため、区立保育園の保育の質の向上を図るとともに、待機児童対策として、定員の見直しを行う。	保育理念や保育所保育指針に基づき、保育を行いました。計画に基づき区立保育園の定員を拡充し待機児童解消を図りました。また、多様な保育サービスに対応するため、区立保育園におけるリフレッシュ時保育の実施園拡充について検討し、平成24年度から実施することとしました。	平成24年1月時点で就学前児童人口が計画における人口推計を上回るとともに、既に計画期間内の保育サービス事業量を整備しているものの、保育需要の高まりが計画の想定を超える状況となっています。そのため現在の実績を踏まえ、計画の修正を行い、待機児童解消に向けた対策を推進してまいります。	A	—	①「申し込みをするがなかなか入園できない。(窓口)」「スペースに不足感あり、これ以上児童が増えないことを望む。(保護者アンケート)」「災害対応をより万全にしてほしい。(保護者アンケート)」	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	020	認可保育園の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	就学前児童の保育ニーズにこたえるため、認可保育園(私立)の整備により保育サービス事業量の拡充を図り、保育所入所待機児童の解消を目指します。また、開園後においては、質の高い保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実を図ります。	子育て支援計画に基づき、待機児童数の動向を見極めながら、認可保育園(私立)を整備します。また、開設後に保育内容の充実を図るための事業経費の補助を行うとともに、区の職員(保育士)が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行います。	平成23年4月に「こころの保育園文京西片」(定員91人)及び「小学館アカデミー小石川保育園」(定員45人)、6月には「日本興亜スマイルキッズ江戸川橋保育園」(定員40人)を開設し、合計176人の保育定員の拡充を図りました。また、新設園への巡回を重点的に、指導・相談対応を重ねながら保育の質の安定確保を図りました。	就学前人口については、子育て支援計画策定時の人口推計を上回る増であるとともに保育利用世帯も増加しており、保育定員の拡充を図るも待機児童の解消には至らない状況です。今後も、人口動向及び保育ニーズ等を見極めながら保育所整備を促進する必要があります。	A	—	①「認可保育所を開設してほしい。」「認可保育所に入所したい。」(区民の声) ②直接的な区民参画はありませんが、日常の保育内容に対するご意見等については、保育所と問題の共有を行い、保護者の方が安心して保育サービスを利用できるよう改善を図っています。	拡充
	021	グループ保育室運営		保護者が就労などのために日中保育ができない0歳から2歳の子供について、認可外の保育室でお子さんを預かります。	区立後楽幼稚園の1室を利用した保育室で、区立保育園を退職した再任用保育士が保育します。	待機児童の解消のために、後楽幼稚園内に設置したグループ保育室で、平均10名の児童(0~2歳児)を預かりました。	認可保育園と比べて、保育時間が短いことや給食がないことなどの理由により、年度途中で認可保育園に移る児童もあり、なかなか定員を充足しない状況にあります。	B	—	①弁当持参が負担です。(保護者の声)	現状維持
	022	千石一丁目子育て施設整備事業(子育て・区民複合施設)		保育園及び育成室の施設を拡充することで待機児童対策を図るとともに、子育てひろばを新設し地域における子育て支援機能の拡充を図ります。	「千石地区区民施設検討委員会」の最終報告に基づき、新たに取得した千石一丁目用地と隣接する区有地を一体的に整備し、子育て支援施設(保育園、児童館・育成室、子育てひろば)及び大原地域活動センターを含む区民施設の建設を進めます。	23年度中に実施設計を行い、建築工事に着手しました。	工事はⅠ期とⅡ期に分かれており、プレイヤードはⅡ期工事になっています。その間の遊び場の確保が困難なため、工夫が必要です。	A	—		拡充
	023	区立幼稚園の預かり保育	子育て支援計画	就労している保護者への子育て支援と、区立幼稚園における保育内容の充実を図ることを目的としています。	登録利用: 月を単位とした預かり保育(利用には就労、自営、介護、療養等の条件あり) 一時利用: 日を単位とした預かり保育	区立幼稚園全園(10園)において、月～金曜日は教育課程終了後から午後5時まで(除: 祝祭日及び園休業日)、長期休業中(夏休み等)は月～金曜日の午前9時から午後5時まで(除: 祝祭日及び年末年始)預かり保育を実施します。	預かり保育の実施時間を午後5時までに延長したこと、一園あたりの登録定員の拡大を入園案内時に周知し、預かり保育内容の充実を図ったことで、利用回数の増につなげました。	一部の園で、登録利用の枠が定員近くに達し、一時利用の枠に制限がかかる場合があるため、利用が集中する時期に、利用の案内などを工夫する必要があります。また、保護者負担額や実施時間についても更なる検討が必要です。	A	—	①「預かり保育の終了時間を延長してほしい。」(幼稚園に子どもを通わせている保護者) ②直接的な区民参画はありませんが、幼稚園を利用している保護者からの声を幼稚園を通して受け取りながらサービス運営や案内等に活かしています。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	024	育成室の整備拡充	子育て支援計画	保護者の就労状況等と児童を取り巻く環境の変化により増加傾向にある待機児童の解消を図ります。また、児童に生活の場を提供し、援助並びに指導をすることで、その健全な育成を図ります。	定員を上回る児童の暫定受け入れ、改修時の面積拡大等の対策を講じるとともに、文京区次世代育成支援行動計画(子育て支援計画)により、新たな育成室の整備拡充を図ります。職員研修の内容の充実等により、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成します。また、各育成室間での情報を共有化しスムーズな運営を行います。	4月に第三中学校育成室を開室し、柳町地区の待機児解消に努めました。	育成室を新設する施設と多くの調整が必要です。	A	—	①育成室等新設に向けては計画の段階から保護者等も要望をあげるなど参画を希望しています。	拡充
	025	家庭的保育事業の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	保護者の就労により、日中保育に欠ける乳児を家庭的保育者がその居宅等で保育することで、児童の健全な育成を図ります。また、保育の対象年齢が保育所入所待機児童の割合が高い0歳児から2歳児までであることから、待機児童の減少にも寄与するものです。	家庭的保育事業の事業要件を満たした方を家庭的保育者として認定します。保育を希望する保護者の児童を家庭的保育者に紹介し、保護者と家庭的保育者との間で保育契約を締結します。また、安定的な保育サービスを提供するため、家庭的保育者に対し、受託児童に応じた運営費等の助成を行っています。	家庭的保育事業のより一層の周知を図るため、資料の充実によるPRの強化を行いました。また、保育の記録等も巡回保育士が助言を行いながら再度精査し、保育の質の向上に取り組みました。さらに、受託児童枠を有効に活用できるよう募集期間の見直しを行い、利用を希望する世帯が効率よく申込みできるよう整備しました。	23年度末に家庭的保育者1名の自己都合による退職が生じましたが、認定要件を満たす希望者がいないため、新たな認定には至っていない状況です。低年齢児の保育ニーズを満たすためにも、事業拡充の方策が必要です。	C	—	①保育時間の延長に対する要望があります。(窓口) ②直接的な区民参画はありませんが、利用者からの問合せ内容等を「利用の手引き」に反映させ、保護者の方への丁寧な情報提供を行うことで、安心して保育を利用できるよう努めています。	拡充
	026	こどもひろば(校庭開放)の自主運営委員会化の推進	子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)	地域における児童の安全な遊び場の確保並びに児童の健全育成及び余暇指導を目的として、区立小学校の校庭を開放することもひろばについて、地域の実情に沿った柔軟な運営を行います。	学校休業日に区立小学校の校庭を開放しています。開放時に指導員を配置し、遊びやスポーツの指導及び安全の確保に努めています。	23年度は区立小学校全校(20校)で開放を実施しました。直営校15校、自主運営校5校です。開放日数は延べ1,835日、利用人数は延べ38,977人です。6月に林町小学校(自主運営校)が、10月に駕籠町小学校(直営校)が放課後全児童向け事業(児童青少年課所管)へ移行しました。	児童青少年課と連携を図り、「文京区放課後全児童向け事業」への円滑な移行を推進する必要があります。24年度は4月に明化小学校(直営校)が移行し、年度内にもう1校移行する予定です。	A	—	①安全の確保と指導員の資質向上への要望があります(保護者)。 ②4校において、地域住民による自主運営を実施しています。	現状維持
027	病児・病後児保育事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かり、保護者の就労等を支援します。	2施設の委託施設において、病児・病後児を預かり保育します。	順天堂病後児ルーム「みつばち」は開設した22年度と比較すると利用者数が増加しており、保坂病児ルームと併せて総利用者数は12%増加しました。 総利用者数 1,676人 保坂病児ルーム 利用者数 986人 順天堂病後児ルーム 利用者数 690人 保護者の子育てと就労の両立を一層支援しました。	「みつばち」についてはさらにPRをしていき、利用者の拡大を図ります。また、利用者と同数程度のキャンセルがあるため、安易な予約、キャンセルを抑制する対策を検討する必要があります。	A	—	②直接的な区民参画はありませんが、区民及び委託施設の意見等を聞き、改善を図っています。	現状維持	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	028	放課後全児童向け事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	放課後等に子どもたちを犯罪や事故から守り、安心してのびのびと過ごすことができる居場所に対する区民ニーズが高まり、「小学生を対象とした新たな居場所づくり」として実施します。	小学校において、授業終了後に児童がランドセルのまま指定の受付場所で受付をし、(学校休業日は、自宅等からの参加となる。)その後事業受託団体スタッフの見守りの下、校庭や図書室内で自由な活動を行います。	モデル校である林町小学校(23年6月～)、駕籠町小学校(23年10月～)の2校で事業を開始しました。参加者数も2校とも毎月平均で500名以上となっています。	平日の実施を広げていくためには、学校側との調整や受託団体のスタッフ確保が必要です。短時間でも、実施日が増やせるように工夫が必要です。	A	—	①平日の実施日を増やしてほしい。(保護者会説明会での意見) ②受託団体である地域団体やPTAの方が見守りに参加することにより、子どもの安全な居場所づくりへの参加につながっています。	拡充
	029	民間事業者誘致による小学生の受入れ(都型学童クラブ)	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	保護者の就労形態の多様化や長時間就労などの理由により、区立育成室では保育ニーズに応えられない時間延長を希望する家庭、また、家族の介護や病気等により、緊急的、一時的に保育に欠ける状態にある家庭に対し、軽食等の提供サービスができる民間事業者等を誘致し、学童の受入れをする事業を支援します。	学童保育事業を実施する民間事業者による学童クラブの開設に係る費用について補助を行うことにより支援します。合わせて、都型学童クラブの要件を満たす事業者については、その補助について東京都へ申請します。	対象となる民間事業者等と打合せを重ね、実現に向けた調整を行っています。	要綱整備等の準備には、さらに東京都や民間事業者等との調整や交渉が必要です。	—	C	①育成室の開設時間延長の要望があります。	拡充
	030	「ふみだせパパ！」プロジェクト	男女平等参画推進計画	男女がともに協力して子育てができるように、男性保護者に子育ての楽しさへの気づきと、親の役割や責任への理解を促します。	乳幼児の父親等を対象に、子育て施設の利用の促進や育児を体感できる講座等実践的な事業を実施します。	乳幼児の父親等を対象として、子育て支援施設の利用促進や保育園利用者の一日保育士体験(父35人、母60人 計95人)、離乳食講習会とベビーマッサージ(12組)、プレパパ・子育てパパ応援講座(14人)等の実践的な事業を行いました。	男女がともに協力して子育てができるように、男性の積極的な家庭生活への参画を推進する事業を継続的に実施する必要があります。	A	—	①・家族で参加できるセミナーはとても楽しかった。 ・実際に体験でき良かった、家でも実践してみたい。(アンケート結果より)	現状維持
	031	母子家庭自立支援事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	児童扶養手当受給水準にある母子家庭で、知識・技能を習得するための講座を受講している母を対象に、給付金を支給することで、母子家庭の経済的な自立を図ります。	事前に相談を受け、就職や転職に有利な知識・技能の習得を希望する人からの申請に基づき、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費及び受講修了後の修了一時金を支給します。	区のホームページや区報に掲載するとともに、児童扶養手当受給者には個別にチラシを送付するなどして周知に努めた結果、高等技能訓練促進の相談件数や申請件数は増加しました。また、修了者は国家資格を取得し、その資格を生かして安定した収入を得られる仕事に就いたり、さらなるレベルアップに向けて就学中です。	国制度の改正により、条件等が変更となったため、変更内容をわかりやすく対象者にお知らせする必要があります。	B	—	①本制度を利用したことにより安定した仕事に就くことができ、自立できたことへの感謝の声が寄せられています。	現状維持
	032	特別支援子育て事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	特別な支援を必要とする児童の保護者が、学校行事や通院、冠婚葬祭等により一時的に保育ができない場合、児童を一時的に預かり、保護者の負担軽減と社会参加を促進し、子育てを支援します。	林町小学校内に保育施設「ふれんど」を設置し、一時保育を行っています。	23年度 登録者15人 延利用者数24人 開設日数220日 特別な支援を必要とする児童を預かり、一時的に保育を行い、保護者の負担軽減を図り、子育てを支援しました。	22年度から引き続き、利用者が減少しているため、24年度中に事業の見直しを検討します。	A	—	①利用者の居住範囲や学校が限定されてしまっている。(窓口)	改善・見直し

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	033	教育振興基本計画の策定		文京区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育振興基本計画を策定します。	区民参画による教育改革区民会議において、平成24年度から検討を開始し、平成25年度に計画を策定します。	平成24年度からの検討を始めるにあたり、区民会議への諮問文(案)の作成及び区民会議の立上げに向けた委員候補者の選定等を予定通りに行いました。	・年8回開催予定の区民会議において有意義な審議ができるよう、資料作成等の準備を計画的に行う必要があります。 ・教育推進部全体で取組むとともに、関係部(男女協働子育て支援部等)との調整を図ります。	—	A	②区民会議委員20人のうち、公募区民委員の候補者を5人決定しました。また、地域団体に対し、委員候補者の推薦依頼を行いました。	拡充
	034	教育ビジョンの推進		文京区基本構想の趣旨の実現を図るために、各学校・園が地域に開かれた特色ある教育活動を推進します。	・全小・中学校において「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」を実施します。 ・全小・中学校、幼稚園における特色ある教育活動の実践と成果を紹介するため、啓発資料「かがやく心」を作成・配布し、学校、家庭、地域に広めます。	・引き続き、全小・中学校において「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」を実施しました。また、区のホームページを活用し開催日程等周知に努めました。「教科の授業地区公開講座」では、各学校の「授業改善推進プラン」の改善について周知を図りました。	・各学校が「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」の実施方法を工夫し、引き続き特色ある教育活動の向上に取り組む必要がある。 ・啓発資料「かがやく心」の内容改善をさらに進めていく。	A	—	①各学校・幼稚園が地域に開かれた特色ある教育活動を更に推進していくことを期待したい。(学校関係者評価委員) ②道徳授業地区公開講座、教科の授業地区公開講座には、各学校とも多数の保護者(区民)に出席をいただいています。	現状維持
	035	確かな学力育成事業		・区立小学校において校長の経営方針、指導の重点等を踏まえた指導を行い、学力向上を図ります。35人以上の小学校低学年では複数担任制によるきめ細やかな指導を行います。 ・区立中学校において、少人数指導やティームティーチングによる指導方法の工夫・改善を推進し、学力向上を図ります。	・各小学校に1名非常勤講師を配置し、指導方法工夫・改善を推進するとともに、35人以上の低学年学級に複数担任制のための講師を配置します。 ・各中学校に、指導方法工夫・改善に向けた学校の計画・要望に基づいて非常勤講師を配置します。	・区立全小学校に校長の経営方針に基づいた指導方法工夫・改善のための講師を配置しました。 ・学級の個別課題に対応するために講師を配置しました。 ・中学校に基礎基本の定着、少人数指導の充実を図るため、講師を配置しました。(少人数学習の充実)	・前年同様、学校の現状や課題、校長の方針に応じて、各学校で講師の効果的な活用を図られるよう適宜指導・支援を行う必要があります。 ・また、複数担任制のための講師配置(35人以上の低学年学級)については、小1問題への対応等について適宜検証することが必要です。	B	—	①各学校での学力向上への取り組みを今後とも続けてほしい。また、各小・中学校への非常勤講師を配置による指導方法の工夫・改善、複数担任制の成果については、学校関係者評価において取組を評価してほしい。(学校関係者評価委員)	現状維持
	036	いのちの教育の推進		様々な体験活動や学習において、「いのち」について考える機会を提供し、「いのちを大切にすること」や自尊心を育む教育の充実を図ります。	・いのちの教育推進モデル校を指定し、発達段階に即して「命」について考え、自尊心を高める教育活動を実践研究を行います。 ・生命にかかわる重大な事故やいじめや不登校を未然に防ぐために、感情表現やコミュニケーション能力を育てる「いのちと心のケアプログラム」(仮称)を試行し(アサーショントレーニングの導入)、さらに全校において「いのちと心の授業」を実施します。	・全小中学校で実施した「いのちと心の授業」は、児童生徒に「いのち」の多様な価値について深く考えさせることができました。参観された保護者からも好評でした。	・全小中学校で実施する「いのちと心の授業」の内容の充実を図るとともに「いのちの教育」の趣旨を各学校へ一層伝えていく必要があります。また、「いのちを大切にすること」や自尊心を育む教育の充実を図るとともに、「いのちと心のケアプログラム」の実施に向けてモデル校における研究の充実を図る必要があります。	A	—	②「いのちと心の授業」には区民保護者にも公開し、アンケートにより内容の充実を努めていきます。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	037	学校図書館の充実	子ども読書活動推進計画	「学校図書館図書標準」の達成に向けて、計画的に図書を購入するとともに、区立図書館の人材を活用し、子供読書環境の整備を図ります。	学校図書館用コンピュータを利用し貸出・返却を行うことで、子ども達に読まれる図書の傾向を踏まえて図書を購入するとともに、区立図書館から派遣された司書(司書補を含む。)からアドバイスを受けて蔵書や図書データの整理など、学校図書館の環境を整備します。	平成23年度に学校図書担当教諭に対し、操作方法等の研修を1回行いました。また、中学校の学校図書館用コンピュータとインターネットの接続を行いました。	学校図書館用コンピュータとインターネットの接続については、中学校だけでは整備が不十分のため、今後は順次小学校にも接続を行っていく必要があります。	—	B	核を担うべき図書室は、蔵書管理・貸し出し確認なども不十分で、始業前、休み時間、放課後を通じて、日常的に図書室を利用しにくい状況です。 ②学校図書館ボランティアも機能し、PTAでも壁を塗り替えるなど、自分たちでできることから活動をすすめてまいりました。蔵書数も順調に増えてきましたが、昨年度、学級数の増もあり学校図書館図書基準を満たすにはいたっておりません。生き生きとした図書、図書室にするために、早期の購入計画をお願いいたします。	拡充
	038	「文の京」学ぶ力レベルアップ推進校		各学校から確かな学力の向上を図るための企画を募り、提案を支援することで各学校の課題に応じた児童・生徒一人一人の学ぶ力レベルアップを図ります。	実施希望校からの提案に基づいて教育委員会が実施校(学ぶ力レベルアップ推進校)を決定し、企画内容に応じて予算を配分し、特色ある実践的な取組みを支援します。	・23年度は小学校11校、中学校全校を学ぶ力レベルアップ推進校に指定し、事業を実施しました。 ・小学校では、主に特色ある教育活動の外部講師、学習支援等に活用し、中学校では、主に放課後や土曜日等に活用し、児童・生徒の学力向上に取り組みしました。	・各学校の特色ある教育活動の推進に向けて、学校の主体性を期待し引き出す事業であり、今後も一層の充実・拡充を目指す必要があります。 ・実施校における取組を未実施校においても活用できるように情報提供、普及啓発を行う必要があります。	B	—	①各学校の課題に応じた児童・生徒一人一人の学ぶ力のレベルアップを今後とも図ってほしい。(学校関係者評価委員)	改善・見直し
	039	健康教育推進事業	文京区健康教育推進委員会 検討結果報告、健康ぶんきょう21	区立小・中学校の児童・生徒を対象に、学校と家庭と地域が連携し、健康増進や疾病予防、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな健康教育を推進します。	区立小・中学校の児童・生徒が、個に応じた健康への取組を行えるよう、学校医会・学校保健会及び区内大学の協力を得て、健康事業を実施します。	小日向台町小学校をモデル校に選定し、健康トレーナーによる健康指導および健康相談を3学期中に計9回(週1回毎週月曜)実施しました。また、全校保護者・教職員を対象とした順天堂大学教授等による健康教室を、3学期中に2回実施しました。これらにより、児童の体力向上・生活習慣の改善が進み、保護者に対しても意識の変容などの成果が得られました。	体育や保健だけでなく、家庭科や総合的な学習の時間を通して健康教育・食育を計画的に行う必要があります。また、23年度は協力いただいている順天堂大学の先生方のお力を一校に集中することができましたが、24～26年度は5校、27年度からは全30校と順次拡大するため、規模にあわせた環境整備が課題です。	A	—	①今後区内で健康教育を推進するというのが、偏食・アレルギーなどの生活習慣を家庭だけで改善するのは難しいと思う。(文京区健康教育推進委員会検討結果報告パブリックコメント)	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	040	地域の伝統・文化を活かした教育活動の推進		区立小・中学校において、我が国や郷土の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> 副読本(小学校「わたしたちの文京」、中学校「わがまち文京」)を活用した伝統・文化理解に関する教育活動を実施します。 学校及び地域の実態に応じて地域人材を活用するなど、教科や領域の学習、部活動、学校行事等において体験活動を重視した教育活動を展開します。 伝統・文化理解教育に関する教員研修(教育課題研修)を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 副読本を活用した文京区の伝統文化理解に関する事業を実施しました。 教育課題研修会を開催、文京ふるさと歴史館の職員による教職員への講義を行ったほか、「文京ふるさと学習プロジェクトチーム」を立ち上げ、区の歴史や文化、森鷗外生誕150年をはじめ区にゆかりのある人物を扱った教育活動の開発を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 「文京ふるさと学習プロジェクトチーム」の機能を活用し、文京ふるさと歴史館、森鷗外記念館、大学等関係機関との連携を図り歴史や文化、区にゆかりのある人物等に触れ、学習する機会の充実を図り、我が国や「わがまち文京」を愛する心、感動する心の醸成の充実を図る必要があります。 	B	—	②各校園とも地域の人材を活用しています。	改善・見直し
	041	学力向上個別支援プログラム		児童・生徒の学力・学習状況調査を実施し、その分析結果を各学校の指導方法を工夫・改善するとともに、家庭学習の啓発に生かします。	<ul style="list-style-type: none"> 小学校第4学年、中学校第1学年では区独自の調査を実施し、小学校第6学年、中学校第3学年では全国学力・学習状況調査(抽出校以外)の分析を実施します。 各小・中学校が調査結果を客観的資料として、自校の児童・生徒の学力・学習状況を把握し、一人一人の「確かな学力」の育成に向けた授業改善を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 区・都の学力調査を実施し、学習状況を把握し、授業改善に活用しました。また、各小中学校が調査結果と授業をもとに「授業改善推進プラン」を改訂し、ホームページ等で公表するほか、保護者会等で説明しました。平均正答率については、全国比較で5.2ポイント(小4・小6・中1・中3)、都比較で5.9ポイント(小5・中2)上回っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果の分析及び活用、授業改善の具体策について各学校がさらに検討する必要があります。文京区の学力の定着状況は、都全体や国全体の平均より上回っていますが、理科の正答率が他教科より低く、今後の重点課題の一つと言えます。引き続き、授業改善に努める必要があります。 	—	B	①「子どもたちの意欲、興味関心を引き出す指導の工夫をより積極的に行ってほしい。習熟度別学習のグループの意味を子どもたちにしっかりと伝え、個に応じた指導の充実を図ってほしい。」「より生徒がわかりやすい授業のための授業を求める。」等の意見が学校関係者評価委員会から挙がっております。	現状維持
	042	保・幼・小・中の連携教育の推進		「小1問題」及び「中1ギャップ」の未然防止を図るために、各学校・園が連携による教育課程改善、学力向上策、相互交流等による教育的効果を総合的に検討します。	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームを設置し、連携教育カリキュラム作成を含む保・幼・小・中連携に関する教育施策の検討を行います。 区立幼稚園(保育所)、小・中学校によるブロック別連携協議会を開催し、各ブロックの現状に応じて教育課程連携、交流活動、情報交換等を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都の指定事業の実践の成果と各学校・園の実践をもとにプロジェクトチームで、連携教育カリキュラムの冊子を作成、各校園に配布しました。それをもとにスタートカリキュラムや連携プログラムを実施したことにより、各段階間の円滑な接続を進めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度実施したスタートカリキュラムの検証を行うと同時に、各段階で育てたい力や態度を明らかにして、連携教育のシステム化を図り、さらに全校園の普及啓発を図る必要があります。またプロジェクトチームの協議、検討の内容の充実を図ってまいります。 	—	B	①学校関係者評価委員会において「幼稚園教育が土台となり、小中学校に進んでいくものなのだと改めて痛感した」との意見がありました。	改善・見直し
	043	大学との連携による学校活動支援事業		区立小・中学校における学力向上の支援策として、大学生等ボランティアを活用し、学習指導補助員として派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 区立小・中学校が大学と連携を図り、大学生等を学習指導補助員として活用します。 大学生等ボランティアには、任用に従って交通実費程度の謝礼を支払います。 	<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校17校、中学校8校で大学生等ボランティアを学習指導補助員として活用しました。 通常の授業における担任の指導補助をはじめ、放課後や長期休業中の補習などの学習指導補助員として活用することで、きめ細かな指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学生等ボランティアの人材確保が必要です。 区内の大学等への広報活動のあり方も課題です。 	C	—	①学級担任以外のボランティアが学習補助に入るのはありがたい。大学生等の指導補助が加わることによる個別指導の充実を期待する。(学校関係者評価委員)	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	044	交流及び共同学習支援員配置事業		障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のある子どもとない子どもとの相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育みます。	区立小・中学校の特別支援学級在籍の児童・生徒が、通常の学級との交流や学習を行う際、学習活動のサポートや介助を行う交流及び共同学習支援員を特別支援学級設置校に1～2名配置します。	・特別支援学級在籍の児童・生徒が、通常の学級との交流や学習を行うために支援員によりサポートや介助を行うことによって、「交流及び共同学習」をより広く進めることができました。	・特別支援学級在籍の児童・生徒が増加傾向にある現在、今後十分なサポート体制が組めるかどうかが課題です。	A	—	①特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級との交流や学習を更に進めてほしい。(保護者)	現状維持
	045	特別支援教室専門指導員派遣事業		通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の整備は急務です。そのため、在籍校において、派遣指導員(教員免許をもつ専門指導員)を配置し、適応状態の改善を図るための教育環境の整備を行います。	モデル校(特別支援学級未設置小・中学校5校)を指定し、教員免許をもつ専門指導員を派遣し、通常の学級における必要な児童・生徒の取出しによる専門的指導を行い、「特別支援教室」の運営を支援します。モデル校では「特別支援教室」の運営における指導内容・方法等について研究し、検証を行います。	・通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の整備として、指導員(教員免許をもつ専門指導員)を配置しました。このことにより、適応状態の改善が少しずつ図られるようになってきました。	・通常の学級における「特別支援教室」の運営の在り方について、今後とも研究と検証を行う必要があります。	A	—	①通常の学級においても、特別支援教育を更に推進してほしいという意見をいただいている。(保護者)	現状維持
	046	教職員ICT活用研修		教職員が、基本OSやベータシクな事務用ソフトのほか、授業や教材作成に活用できるグラフィックソフトやプレゼンテーションソフトに習熟するほか、ICT機器を利用した授業方法を学ぶことにより、教務や校務の効率化や授業の質の向上を図ります。	6時間を1単位とした研修を幼稚園、小・中学校の長期休業期間に集中して実施するほか、学校等への技術的サポートを随時行います。	・学校のニーズに合わせて、アプリケーションの基本的な操作のほか、画像処理など校務や授業等で活用できる内容の講座を実施しました。 ・電子黒板や大判プリンターなど、授業に直接活用できるICT機器の研修を実施しました。 ・幼稚園、小・中学校のホームページの更新、メンテナンスのサポートや随時学校への技術的支援を行いました。	・研修内容、実施時期等を工夫し、魅力があり受講しやすい研修にすることにより、効率化を図る必要があります。 ・教職員がICT環境に適應するための継続的な支援が必要です。	B	—		改善・見直し
047	総合教育相談事業の連携強化		学校や保護者、子ども本人に対し多角的な支援を行うことにより、いじめや不登校、家庭内暴力、児童虐待、集団不適応等の課題や教育・生活上の悩み等について、予防・発見・解消を図ります。	教育相談室での面接相談をはじめ、専門家の派遣や適応指導教室等様々な形で、子ども、保護者、学校等に対する多角的な支援を実施します。	・不登校対策の強化をはかり、総合教育相談内で「不登校対応チーム」を立ち上げました。各小・中学校から年3回不登校児童・生徒の個票を提出してもらい、情報を集約しました。個票をもとに全小・中学校を訪問し、不登校児童・生徒の協議をしました。なお、メンタルフレンド事業は「家庭と子どもの支援員制度」(新規事業)に統合しました。	・定期的な面接が難しく、こちらから出向くスタイルの相談ができると良いケースが増加しています。平成22年度より開始したスクールソーシャルワーカーは、訪問相談やケースワークをして、効果をあげています。今後、さらに対応するケースが増加すると思われるため、本事業を拡充していくことが求められます。	B	—	①「自分自身を振りかえる時間ができた」「来談すると子どもの表情が明るくなる」「学校では話にくいことが話せる」「教育相談室まで行くのがしんどい」「学校や家庭に足を運んでもらえて動き出すことができた」「学校以外に不登校になってしまった子どもの居場所ができて良かった」(相談時の聴き取り) ②主任児童委員との連携(民生委員・児童委員協議会主任児童部会への参加、総合教育相談連絡会でのスクールカウンセラーとの協議、四者協への講師協力)	拡充	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
	048	科学教育支援事業		自然観察や実験・ものづくりを通じ、子ども一人ひとりの、自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育成します。併せて、子ども向けの情報科学事業を通じ、パソコンのスキルや情報リテラシーの向上を図ります。	「科学教室」、「親子理科教室」、「やってみましょう楽しい実験」、「親子パソコン教室」等の教室を開催するほか、「子ども科学カレッジ」等の新規事業を通じ、大学連携を一層拡大します。また、移動科学教室、理科の出前事業、教員向けの理科実技研修を実施します。	科学教室等では、延べ2,323人の参加がありました。講座の内容も、普段、学校の授業では経験できないメニューを提供するよう工夫し、科学への興味や関心を触発する契機にすることができました。また、親子で参加する教室では、協力して実験や工作に取り組むことで、親子のコミュニケーションを深める良い機会にもなっています。	5歳以上の幼児から中学生までを対象とし、年齢層に応じた講座を実施していますが、全体的な傾向として、参加者が低年齢(低学年)化しており、参加者に応じた講座内容を提供することが課題でした。そこで、24年度は、「子ども科学カレッジ」を立ち上げ、高学年を呼び込む起爆剤としました。	B	—	①「科学事業に参加して、子どもが理科に興味を持つようになりました。これからも、大学との連携を進めて、より高度な内容の講座を設けてください。」(子ども科学カレッジ参加者)	拡充
	049	学校支援地域本部事業		地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充、及び地域の教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部の設置をします。	昨年度実施した本事業のPR事業である学校支援地域本部フォーラム開催後に、実施希望校が大幅に増加したことから、そのような学校と調整を図りながら、設置校を拡大していきます。	23年度においては、小学校11校において学校支援地域本部による活動が行われ、前縁同様、授業・部活動・文化芸術活動の指導補助、学校HPの作成支援等が行われました。また、23年8月の設置意向調査では、24年度に4校、25年度に4校新たに設置の意向があり、中学校にも初めて学校支援地域本部が設置される予定です。	・本事業は平成20年度から開始した事業であるため、実施状況等を踏まえ、より良い事業展開を目指し、今後も取り組む必要があります。なお、前年度掲げた課題については検討を進める必要があります。	A	—	②PTA関係者、及び地域の方々に活動を担っていただいています。	拡充
子育て・教育	050	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営		学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域・保護者等も一定の権限と責任をもって学校運営への参画を進めるため、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、運営します。	地域住民・保護者・校長等を委員とする学校運営協議会を設置し、学校運営の基本的事項の承認、学校運営に対する意見、支援をととして、開かれた学校づくりを進めます。	平成23年度、モデル校2校とも試行錯誤しながら適切に運営することができました。1校については学校運営協議会が、学校支援地域本部の新設について検討し、具現化するなど、2校とも学校運営の基本的事項(教育課程)の承認、学校運営に対する意見、支援を行いより魅力的な学校づくりに学校運営協議会がその役割を果たしています。	・文京区として、初めての事業であり、保護者・地域住民の理解をさらに深めていく必要があります。 ・学校支援地域本部、学校関係者評価委員会との整理(統合や存続などを含めた)について、各校の実態に合わせて進める必要があります。	—	B	②モデル校2校の学校運営協議会は、保護者や地域住民等が委員を構成しています。	現状維持
	051	空調機設置(幼稚園保育室等の冷房化)		夏季の気温上昇等、近年の気候変化に対応し、良好な教育環境を確保します。	(設置済みの柳町幼稚園を除く)幼稚園9園の保育室、小学校1校・中学校2校の図書室、及び小学校7校の図書室に、コストやメンテナンス面を考慮し、リース方式による空調機を設置します。	(設置済みの柳町幼稚園を除く)幼稚園9園の保育室、小学校1校及び中学校2校の図書室に空調機の設置を実施し、園児・児童・生徒の健康維持を図りました。 なお、設置に係る電源設備の改修等は終了しましたが、リース経費は継続していきます。	空調機台数が増えることによる消費電力量の増加が課題となります。また、近隣より室外機の音に対する苦情が寄せられます。	A	—	①小・中学校の特別教室に空調機を設置してほしい。(PTA)	縮小
	052	外壁・サッシ改修		小中学校の児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	老朽化している外壁・サッシの改修を行います。改修にあたっては、主に夏季休業期間を活用して行うため、1校の改修完了には、複数年にわたる工事が必要です。	駕籠町小学校(Ⅰ期)の外壁・サッシを改修しました。	工事期間中は、校舎・校庭の一部が使用できなくなるとともに、騒音等も発生するため、児童・生徒への負担の軽減を図る必要があります。	A	—	①外壁・サッシの老朽化やそれに伴う雨漏りなどへの対策の要望が多く寄せられています。(小・中学校PTA)	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	053	校地の拡張		小・中学校の児童・生徒・教職員に、より充実した教育環境を整備します。	必要な運動場を確保するなど、良好な教育環境を確保するため、校地の拡張に努めます。	引き続き情報収集に努めています。	小・中学校に隣接し、有効な活用が可能な土地を探すことは困難な状況です。 また、土地の購入には、多大な経費が必要となります。	—	C	①運動会の練習及び運動会は六義公園運動場を借りているため、練習時間、量とも制約があるとともに、六義公園運動場の使用にあたり日程調整が難しいため、運動場の拡張を要望する。(PTA)	現状維持
	054	第六中学校改築	文京区立小・中学校将来ビジョン、文京区立第六中学校改築基本構想	「区有施設中長期改修計画」において耐震ランクがCである校舎の全面改築を行い、生徒の安全を確保し、良好な教育環境を提供します。また、向丘地域活動センター及びアカデミー向丘についても老朽化等により改築が必要のため、同校舎と併設し改築改築を行うことにより、施設の有効活用を図ります。	現在の敷地を有効活用して改築を行うため、仮設校舎を敷地内に建設いたします。また、1期工事で旧校舎東側部分に地上7階地下1階の校舎及び体育館等を、2期工事で旧校舎西側部分及び旧体育館部分に一部校舎を含む区民施設とグラウンドの整備を行います。	平成23年度は既存校舎一部解体、改築工事着工しました。一期工事完了25年度、二期工事完了26年度に向け、工事を進めています。	躯体工事中に地中障害が生じ、杭工事を含め工程表の見直しを検討しながら工事を進めています。	A	—	①・基本構想検討委員会において、校舎と屋内体育館との一体改築等多数の要望がありました。 ・改築基本設計説明会を実施し、工事期間中の騒音、振動対策等安全面の確保等の要望がありました。 ②・文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会にPTA会長等の参加 ・検討結果報告においてパブリックコメントにより意見募集 ・計画説明会の実施	拡充
	055	校庭の整備		幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	全天候型舗装(ウレタン系、ゴムチップ系、アスファルト系、砂入り人工芝)校(園)庭を採用している幼稚園・学校のうち、舗装が老朽化している幼稚園、小・中学校について、整備を行います。	汐見小学校の校庭舗装を改修し、教育環境を向上させることができました。	運動中の事故を防ぐためにも。園児・児童・生徒が運動する校庭の舗装面を良好な状態に保つことが求められており、計画的に整備する必要があります。天然芝の導入については、学校とも協議していく必要があります。また、維持管理コストや地域の教育力活用の観点から地域の方々の協力が不可欠です。	A	—	①改修に当たっては、学校と協議してほしい。(小・中学校PTA)	現状維持
	056	耐震性能の向上	文京区に有施設の中長期改修計画、文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラム	幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	校(園)舎の耐震性を向上させるため、改修工事を実施します。小・中学校については、1校の改修に2年(夏季休業期間×2期)を要します。	林町小学校(2期)、金富小学校(1期)、小日向台町幼稚園の耐震補強工事を実施しました。工事手法を工夫し、夏季休業期間中に大部分の工事を完了させました。	工事期間中は、校(園)舎の一部または全部が使用できなくなるとともに、騒音等も発生するため、園児・児童・生徒への負担の軽減を図る必要があります。	A	—	①学校・幼稚園の校(園)舎の耐震性を高めて安全性を確保してほしいとの要望が多くあります。(小・中学校PTA)	現状維持
	057	給食室の整備		老朽化した給食室を改修し、ドライシステムに整備することで、安全な給食を提供することを目的とします。	衛生面の安全性を高めるため、ドライシステムの施設に改修します。	小日向台町小学校をドライシステムの給食室にすることにより、施設の安全、衛生環境が改善されました。駒本小学校の給食室の実施設計を行いました。	区立小・中学校給食室は、まだウエットシステムの学校があり、老朽化も進んでいます。また、作業区分を分けることや専用の便所など未整備の学校があります。衛生基準にあった安全、衛生を確保するために継続的、計画的な改修、設備工事が必要です。	A	—	①給食室は、かなり老朽化しているため、改修をして欲しいとの要望があります。(給食運営協議会)	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・教育	058	教育情報ネットワーク環境整備の充実		児童に対するICT環境を拡充し、ICT学習の習熟をより高めます。 また、小学校に校内LANを敷設し、教育用のコンピュータの活用等、ネットワーク環境を統一し、校内の情報流通の円滑化、共有化を図ります。	小学校のコンピュータ教室の更新に合わせ整備台数を1教室当たり20台から40台へ変更します。 教員人数、栄養士人数に加え講師、非常勤事務員及び専門職職員用として既存環境と同様のコンピュータ2台を追加します。 小学校の普通教室、特別教室に有線LANを敷設します。	小学校20校うち、10校のコンピュータ教室のパソコン台数が40台となり、一人1台が達成され、ICT教育の充実が図られています。	電子黒板を活用するために、電子教材をネットワークで共有して利用することが求められています。	A	—	①児童用コンピュータの台数、ネットワーク環境等について、近年、PTAなどからも、不足・不十分を指摘する意見が寄せられるようになってきています。	拡充
	059	青少年対策地区委員会活動支援	子育て支援計画・アカデミー推進計画	各地区が持つ地域性を活かしながら、地域における青少年健全育成事業を実施している青少年対策地区委員会(9地区)の活動を支援することにより、区内青少年健全育成施策の充実を図るとともに、子どもたちが地域の中で温かく見守られながら健やかに成長していける環境をつくります。	青少年対策地区委員会が実施する青少年健全育成活動に対する補助を行うとともに、合同行事の支援を行います。また、委員研修会、会長会、地区連絡会などを開催し、情報交換や委員の知識の習得の場として活用しています。	各地区委員会の活動方針に基づき、地域性を生かしながら、地域と子どもをつなぐ中心的役割を担う団体として青少年健全育成事業を展開しています。とりわけ九地区合同行事「文の京こどもまつり」の参加者は年々増加するなど、青少年対策地区委員会活動への期待が高まっています。	青少年対策地区委員会の役割や他の地域団体との連携のあり方をあらためて整理し、青少年健全育成活動をより効果的に展開する必要があります。青少年問題協議会と連携しながら、時代に即した活動の推進を図ることが必要です。	A	—	①各地区委員会の事業は、家族のふれあいの場や青少年の社会参加の場としても好評です。 ②青少年対策地区委員会の活動には、地域の青少年関係団体や学校関係者などが参加しています。また、中高生リーダーの育成や事業への参画も定着してきました。	現状維持
	060	「はじめの一步！(文京区青少年育成プラン)」の推進	「はじめの一步！(文京区青少年育成プラン)」・子育て支援計画	文京区青少年問題協議会で策定した「はじめの一步！(文京区青少年育成プラン)」に基づく実効性のある取り組みを、区内青少年関係団体とともに実施し、青少年健全育成施策の充実を図ります。	「はじめの一步！(文京区青少年育成プラン)」の重点行動である「あいさつ・声がけ・きかけ作り」の啓発チラシや、ITメディアの安全かつ適切な活用についての情報提供用冊子を作成し、区内小学生等に配布します。また、文京区青少年問題協議会に検討部会を設置し、「(仮称)中高生育成方針」の策定に向けて検討を行います。	「あいさつ・声がけ」運動の啓発用シールやITメディアに関する情報提供用冊子を区内児童や保護者に配布し、継続的な啓発を行っています。また、中高生が大人になるまでの総合的な育成支援施策を推進するための「文京区中高生育成基本方針」を策定し、今後の中高生向け事業の充実に向けて、地域団体などの意識の共有を図りました。	「文京区中高生育成基本方針」に基づく中高生施策の充実を図るためには、その理念や中高生育成に関する意識を浸透させていく必要があります。また、青少年健全育成施策の一層の推進を図るためには、各地域団体等の役割も含め、時代に即した青少年健全育成活動のあり方を整理する必要があります。	A	—	①「区民の声」には「あいさつ・声がけ」運動に共感する意見も寄せられています。 ②「文京区中高生育成基本方針」は、地域団体や学校教諭など普段から中高生と向き合っている大人たちの意見により組み立てられています。	現状維持
061	青少年の社会参加及び青年育成事業の推進	子育て支援計画・アカデミー推進計画	青少年が地域の人たちとの交流を通じて社会の一員であることを実感し主体的に社会参加するきっかけとなる事業を支援することで、青少年の社会参加と自立を促進します。また、青年が地域社会で自主的に活動するために必要となる講座や、青年自らが企画・運営する事業を支援し、地域社会で自主的に活動できる青年を育成します。	区内で非営利活動を行う団体(NPO等)が実施する、地域の人たちとの交流を通じて青少年が主体的に社会参加するきっかけになる事業及び、青年が地域社会で自主的に活動するために必要となる講座や、青年自らが企画・運営する事業に対し、補助金を交付します。	継続して実施している事業については事業内容の充実が図られました。また、新規事業は積極的な事業の周知により、多くの子どもたちが参加するなど十分な成果をあげています。補助事業の選考については、区の青少年関係所管課長及び学識経験者が多面的な視点から審査を行っています。	事業目的を実施団体と区が十分に共有し、実効性の高い事業展開を図る必要があります。また、青少年育成事業は申請団体が固定化する傾向があります。補助事業の選考について、補助対象が幅広く、選考基準のあいまいさが指摘されています。	A	—	①補助事業は、様々な立場の人たちとの交流の場として、参加した子どもたちにも好評です。活動の実績が少なく、その運営が不安定な団体からは、区からの様々な側面支援が期待されています。 ②NPO等と他の地域団体との協力体制も見受けられます。	現状維持	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
子育て・ 教育	062	文京区社会を明るくする運動	子育て支援計画・アカデミー推進計画	法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の趣旨に基づき、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせながら、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくことを目指します。	関係30団体からなる「文京区社会を明るくする運動推進委員会」を組織し、7月の強調月間に合わせて「東京ドーム周辺広報啓発活動」「文京区社会を明るくする大会」「文京矯正展」などの啓発事業を実施し、本運動の趣旨を広く呼びかけます。	東京ドーム周辺広報啓発活動では、600名を超える人が参加し、広く本運動の趣旨を呼びかけています。文京区社会を明るくする大会では、非行からの立ち直りを支える家庭の絆の大切さを伝えていました。文京矯正展では、3日間で約3,400名の来場者があり、多くの区民に対して更生保護の重要性を呼びかけました。	それぞれの事業においては、参加者をはじめ区民に対して本運動の趣旨・目的を十分に理解してもらえうような内容にしなければならない、引き続きその啓発効果を見据えた事業展開が必要です。	—	A	①いずれの啓発事業も参加者からは好評を得ています。 ②(株)東京ドーム・読売巨人軍・文京学院大学女子中学高等学校・都立工芸高校など、企業や学校との連携も推進しています。	現状維持
	063	子ども110番ステッカーの充実	子育て支援計画	子どもたちに対する犯罪の未然防止と、青少年が安全かつ安心して生活できる良好な地域環境の形成を目指します。	緊急時に子どもが駆け込める緊急避難場所を示す「子ども110番ステッカー」を協力者の自宅や事業所などに貼付するとともに、区内の小中学校1年生には事業周知用のステッカーを配布します。また、区立小中学校PTAの協力により、ステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認を行います。	協力者数の増加により、地域ぐるみで子どもたちの安全を見守る環境が整備されています。また、区立小中学校PTAの協力を得てステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認調査を行っているため、より信頼性のある事業となっています。	子どもたちがステッカー貼付場所を正確に把握し、緊急時の避難場所を認識することで、より安全面を強化することが可能になります。また、スクールガードなど、他の事業と連携することで、本事業がより発展していくことも期待できます。	A	—	①地域で子どもを守ろうとする意識の高まりから、事業に対する問い合わせ及びステッカー協力者数が年々増加しています。 ②区立小中学校PTAの協力による貼付状況の調査を実施しており、保護者の目線から子どもたちの安全が保たれています。	現状維持
	064	家庭の日啓発事業	子育て支援計画・アカデミー推進計画	最も基本的な人間形成の場である「家庭」の意義を見直し、家族のふれあいや結びつきを深めることの重要性を呼びかけることにより、青少年健全育成施策の一層の推進を図ります。	青少年対策地区委員会(9地区)が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行うとともに、啓発資材を配布します。	「文の京こどもまつり」など、青少年対策地区委員会が実施する「家庭の日」啓発事業は家族のふれあいや地域の交流の場として活用されています。「家庭の日」の啓発品を野菜の種に変更し、家族参加型の啓発にすることで家族のふれあいや結びつきを深める機会を拡大しています。	より多くの家族がその必要性を感じ、具体的な行動につながっていくような工夫が必要です。	A	—	①青少年対策地区委員会が実施する「家庭の日」啓発事業には、毎年多くの家族が参加しています。 ②青少年対策地区委員会の活動を通じ、地域性を活かした事業展開を図っています。	現状維持
	065	青少年対策推進関係機関連絡会	アカデミー推進計画	青少年の健全育成や非行防止などの青少年対策について、情報交換・意見交換を行い、区内小・中学校、高校、警察などの緊密な連携と対策の推進を図ります。	連絡会を開催し、警察からの少年非行概況の報告や、青少年健全育成施策に関する情報交換・意見交換を行います。	各地域における少年非行の状況を管轄の警察から報告するなど、生活指導の面からは有益な情報提供ができています。学校と地域との関わり(各校の現状や課題)や中高生世代の社会参加活動等、学校として行政や地域に期待することについて意見交換を行い、連絡会が行政と私立校等をつなぐパイプとして活用されています。	各校の特性や教育方針の独立性を尊重しながらも、中高生向けの事業の拡充を図るためには、連絡会でのパイプを有効活用する必要があります。	A	—		現状維持
	066	(仮称)青少年プラザ事業		(仮称)青少年プラザを設置し、中高生が気軽に集まれて自主的な活動ができる場や様々な人との出会いの機会を提供することで、中高生が社会性を身につけ自立した大人へ成長することを応援します。	教育センター等建物基本プランに基づき、平成27年度の事業開始に向けて施設面や運営面についての詳細を検討します。	基本設計の検討に関し、他自治体の類似施設を見学したことは、諸室のイメージを固めるために大きな成果がありました。また、地域団体や学校関係者との意見交換会は、中高生の実態を知るために効果的であり、利用者側の視点に立った検討が進められました。	中高生にとって魅力ある施設にするために、中高生のニーズにあった事業計画を検討するとともに、その事業を実施していく運営体制も構築していく必要があります。また、事業計画の検討にあたっては、中高生自身のニーズも取り入れていく必要があります。	—	A	①意見交換会では、中高生世代の社会性と自立を促す施設のあり方について多くの意見があります。 ②地域団体や学校関係者などにより、様々な角度からの議論がされています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	067	シルバーお助け隊事業補助	文京区シルバーお助け隊事業補助要綱	70歳以上の高齢者世帯や障害者世帯を対象に、日常生活におけるちょっとした困りごとを援助するサービスを提供する。	日常生活におけるちょっとした困りごとに対し、公益社団法人文京区シルバー人材センターが会員を派遣して援助します。1回につき300円を申込者が負担し、区が実績にあわせてシルバー人材センターに助成金(1回につき1,300円)を交付します。	①平成23年度は524件の実績がありました。主な作業内訳はガラス拭き等の作業、281件、電球等交換69件、家具移動66件となっています。②平成20年9月に事業を開始しました。事業開始以来、依頼件数は平成21年度158件、平成21年度325件、平成22年度428件、平成23年度524件と順調に増加しています。	①1件の作業時間が30分を超える場合があります、利用方法について整理する必要があります。②当初、あまり想定されていなかった軽易な修繕に関する依頼が増加しています。	C	—	①高齢者が日常生活の中で起こった困りごと(短時間でできる軽易なもので、継続性のないもの)の需要は依然として高いものがあります。また30分を超える作業を依頼するケースが増えています。(シルバー人材センター実績報告より) ②シルバー人材センターの会員がサービス提供を行っています。	拡充
	068	特別養護老人ホームの検討	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	現在の特別養護老人ホームの入所希望者と、今後の高齢者人口及び要介護者の増加に対応するため、新たな特別養護老人ホームを整備します。	庁内において、条件整理や整備手法等について公募に向けた具体的な検討を行っています。	新たな特別養護老人ホームの整備については、一定規模の土地が必要となるため、公有地を含めて検討した結果、面積などの基準を満たし、最も早く整備が可能である、教育センター敷地を活用することとしました。	居室の形態(ユニット型・多床室)や併設施設の内容など、事業者公募の条件を検討する必要があります。	—	B	①平成24年7月1日現在の入所希望者は802人となっており、要介護度4・5の入所希望者は5割程度となっています。 ②事業者の公募に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域包括ケア推進委員会において意見集約を行います。	現状維持
	069	介護保険サービスの充実	文京区地域福祉計画の高齢者・介護保険事業計画	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、介護及び介護予防サービスの充実をはかり、各々の身体の状態に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスを提供していきます。	介護保険事業計画に基づき、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、その状態の軽減又は悪化の防止に必要な保険給付を行います。保険給付は被保険者の心身の状況、その他環境に応じて、被保険者の選択に基づき適切な介護サービスが事業者及び施設等から提供されます。介護保険事業の持続可能で安定的な運営を行います。	利用者数の伸びなどにより、23年度の介護給付費は前年度に比べ約4.8%増加し、高齢者の暮らしを支える制度として定着しております。改正介護保険法で求められている医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの5つを一体的に提供していく地域包括ケア体制の実現に向け、24～26年度までの第5期高齢者・介護保険事業計画を策定しました。	地域包括ケア体制の実現に向け第5期事業計画を着実に実施していく必要があります。中でも認知症高齢者等の施設整備として地域密着型サービス施設の整備を進めていく必要があります。	—	A	②公募区民を委員に加えた地域包括ケア推進委員会において、第5期高齢者・介護保険事業計画の検討を行い策定しました。	現状維持
070	地域密着型サービス施設整備費補助	文京区地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画)	要介護状態になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス施設を整備します。	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業のうち、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を提供する施設の整備に係る費用の一部を補助することにより、整備を促進します。	・24年度を開設年度とする地域密着型サービス事業所の公募を行い、認知症対応型共同生活介護(駒込地区、3ユニット定員27人)の施設整備に取り組みました。(開設は24年12月予定) ・24年4月の開設に向け、認知症対応型共同生活介護(富坂地区、2ユニット定員18人)の整備を進めましたが、6月の開設となりました。	小規模多機能型居宅介護拠点施設は整備が進んでいない状況にあります。都心部における土地の確保が困難であることから、公有地の活用等も視野に入れた施設整備の検討が必要です。	C	—	①グループホームなどが多く地域にできたらよいと思う。(介護保険相談、高齢者等実態調査報告書より)	拡充	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	071	高齢者の社会参加促進事業	文京区地域福祉計画	会社を退職したり、自営業を引退した高齢者を対象として、社会参加、地域活動参加のきっかけづくりのために講演会、イベント、見学会等を開催し、地域社会への参加を促進します。	区民課協働推進、アカデミー推進課、社会福祉協議会、シルバー人材センターと連携協力し、既成のボランティア団体、NPO団体の実態を認識したうえで、調整、連絡をしながら、講演会等を実施し、高齢者の社会参加を図っていきます。	平成23年7月23日 「それぞれの社会参加～あなたはどれを選びますか～」 34人 平成23年10月7日 「一歩の勇気で人生が変わる～ためらいを捨てて地域に出よう！」 205人 平成23年12月9日 「まるごとシルバー人材センター」 11人 平成24年3月4日 「震災に負けない地域の絆～大震災に備えて～」31人	①地域活動への参加意向のある方が、実際の活動に参加に至ための工夫が必要です。 ②就労に対する意向が高く、区の支援内容の検討が必要です。 ③区民課、アカデミー推進課と連携し、効果的な事業展開を行うことが課題です。	B	—	①60歳以降でも仕事をしたい(し続けたい)・する予定と答えられた方は67.1%であり高齢期においても就労意欲は高いものがあります。また、参加したい地域活動があると答えられた方は68.3%となっており、高い参加意向が伺えます。(平成22年度文京区高齢者等実態調査) ②人材センター、区内NPO等と連携し講演会等を実施してきました。	拡充
	072	ふれあいいきいきサロンへの助成		外出の機会が少なくなりがちな高齢者や障害者、子育て中の親子が、月に1～2回程度集い、いろいろな活動の中で、楽しみながら仲間づくりをしていきます。地域で孤立しがちな人たちが住み慣れた地域の中で支え合い、安心して暮らしていけることを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、各サロンに多くの区民が気軽に参加でき、多様な活動と幅広い年齢層のサロンが各地区にバランス良く開設されるよう、サロンの開設を計画している人に開設から自立までの支援を行います。	・サロンが孤立化を防止し、気軽に参加できる場となっています。 ・サロン設置数も74か所となり、計画の予定数を上回り、開設相談も多く寄せられています。 ・参加者は延べ33,711人で前年比3,669人増、ボランティアは延4,785人で同22人増となっています。 ・開催回数は延べ2,115回で、同302回増となっています。	・今までの交流の場としての機能に加え、参加者同士の変化に気付いた時に関係機関につなぐ役割を持つなどの課題解決の機能を持つサロンづくりが必要となります。 ・サロン同士のネットワーク化を図る取り組みが必要となります。	A	—	①定期的に開催会場を確保するのが困難なので、支援して欲しい。(サロン主催者の声) ②区民が主体となって開設運営するサロンである。	拡充
	073	転倒骨折予防教室	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)、健康ぶんきょう21	高齢者の心身の機能低下を防ぎ、転倒や閉じこもりを予防することで、要介護状態となることを予防します。	地域の身近な施設(12会場)において、作業療法士・保健師等が、転倒骨折を予防するための運動教室を定期的を実施します。教室卒業後も運動が継続できるよう支援します。あわせて歯科衛生士が口腔の健康と機能向上のための指導を直営の各会場で行います。	①体力測定による評価の結果5m最大歩行において9割以上が維持・改善し、また、7割以上が身体の変化を感じており、参加者の心身機能の維持・向上につながっています。 ②新たに自主グループが4グループでき、既存のグループと合わせて285人が自主グループに参加し運動を継続しています。 ③平成23年度は卒業生の約6割が自主グループで運動を開始しました。	①より多くの区民が参加できるように1会場当たりの定員が増えるよう会場の見直しが必要です。また、年度途中でも参加できるよう欠員がある会場は追加募集する体制づくりが必要です。 ②身体機能の向上と閉じこもり予防を継続するために教室卒業者の自主グループを支援するサポーターが不足しており、今後も引き続きサポーターを育成し増やしていく必要があります。	A	—	①「転ばなくなった」「腰痛、膝痛がなくなった」「姿勢に気を付けるようになった」「運動が習慣になった」「転びそうな時に踏ん張れる」「友達にも教室を紹介したい」「教室を終了しても継続して参加できる場所が欲しい」(参加者のアンケート) ②教室卒業後も運動が継続できるよう、教室や自主グループに参加している区民・サポーターからの意見を生かした教室運営を行っていきます。	現状維持
	074	文の京介護予防体操の普及	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	元気な高齢者から健康に不安を抱えている高齢者までが、自宅や会場等で気軽に体操を行うことにより、閉じこもりや要支援・要介護状態になることを予防します。	地域会場での事業実施、体操教室、各種イベントにおける実演、体操出前講座の実施など、あらゆる機会を通じて普及を図るとともに、体操推進リーダーの養成を行います。	平成23年度から汐見・駒込の地域会場で、参加者の増加に伴い2部制を実施し、平成24年4月からはシルバーホールの会場でも2部制を導入しました。 そのためには、大学のボランティアサークル等今までに周知していない文の京介護予防体操が区民に浸透し始めた傾向が見られると考え、23年度は延7,919人が参加しました。	今後も会場を増やし、自宅近くで気軽に体操をできる環境を整える必要があります。そのためには、大学のボランティアサークル等今までに周知していない文の京介護予防体操の募集をかけるなど、地域会場の安定した運営のために推進リーダーの養成に努めていきます。	B	—	①一人ではなかなか運動しないが、地域会場に来ることで運動の生活習慣ができ、さらに友達もできて楽しいです。(参加者の声) ②区民ボランティアによる推進リーダーが、自発的に地域会場の運営を行い、活動が定着してきています。	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	075	認知症予防の充実	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	前頭葉の前頭前野領域の機能低下を防ぐことから認知症を予防することで、高齢者が介護を必要とする状態を防いだり、たとえ介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにして、高齢者の自立を支援することを目的とします。	簡単な「読み書き」や「計算」の習慣化を促す脳のトレーニング(学習療法)に基づいた教室事業のほか、有酸素運動などから脳の血流を良くし認知症を予防する教室事業を行います。	9月に実施した体験教室に参加した33名のうち、19名が下期の教室に参加しました。 上期・下期合わせて、定員192名に対して218名の応募があり、人気の事業として定着してきています。 5月より実施している新規事業「脳力アップ教室」では、参加者が楽しく積極的に参加している様子が見られています。	人気の事業ゆえにリピーターも多く、より多く新規の高齢者に参加していただくために、周知方法の見直しや、途中辞退者が出た場合に、効果に差が出ない程度に追加参加を可能にするなど、運営方法の見直しも検討していきます。 また、新規事業についても効果等を検証する必要があります。	B	—	①毎日の宿題を行うことが日課となり、教室でサポーターの方とお話するのが楽しいです。(参加者の声) ②区民ボランティアによる脳の健康教室サポーターにより、学習の誘導を行っています。	拡充
	076	ひとり暮らし高齢者緊急連絡カード設置	文京区地域福祉計画	65歳以上のひとり暮らし高齢者の自宅内での緊急事態に適切に対処するため、住所・氏名・緊急連絡先・かかりつけ医等を記載したカードを作成し、対象の高齢者宅に設置します。カードの情報は、区と民生・児童委員、話し合い員、地域包括支援センターが共有し、緊急時に備えます。	民生・児童委員が区からの委託に基づき対象者宅を訪問し、緊急連絡カードの設置を勧奨します。	23年度に全数調査を行い、4833件のカードを設置しました。高齢者の安否確認や緊急対応、その後のケアなどに役立てることができました。	60歳代の高齢者の中にはカードを不要と考える方が増えているため、対象年齢の再検討が必要です。 老々世帯など高齢者だけの世帯でも、カード設置が必要な場合があります。また、自宅外での緊急時対応の方法も研究課題です。	B	—	①「まだ元気なので必要ありません」「ひとり暮らしで心配なので…」という声があります。(民生委員が対象住民を訪問した際) ②状況調査には民生・児童委員に委託し、カードの保存も民生・児童委員も行い、緊急時に備えています。	改善・見直し
	077	緊急通報システムの整備	文京区地域福祉計画	独居高齢者が、安心して自立した在宅生活を継続するために、家庭内での緊急事態に対応します。	65歳以上独居等高齢者世帯で、慢性的な疾患により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方が、自宅内での緊急事態に陥った時、速やかな救援を行うことができるよう、無線発報器等を利用して東京消防庁等に通報する緊急通報システムを整備していきます。	民間型緊急通報システム導入により、協力員を確保できない対象者や協力員の高齢等による辞退の際も民間型に変更することにより設置ができるようになりました。このことにより、慢性的な疾患を持つ独居等高齢者を速やかに救援することができています。	①対象者の心身の変化により、緊急通報システム利用方法の理解が困難になった時の対応 ②消防庁型緊急通報システムから民間型緊急通報システムへの切換えの促進などを検討し、援助を要する方が適切なサービスを受けられる体制の構築が必要です。	C	—	①民間型利用者からは、「いつでも、相談等でも看護師が対応してくれるので安心できます。」という意見をいただいています。 ②消防庁型緊急通報システムの場合、近隣の方や地区の民生委員、話し合い員が、協力員として本人宅の鍵を預かり、消防庁と協力して対象者の救出に当たります。	現状維持
078	認知症サポーターの養成	高齢者・介護保険事業計画	認知症になっても、住みなれた地域で暮らし続けることができるように、地域に1人でも多くの認知症サポーターを養成します。	認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの人数を増やします。 ※認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る存在です。認知症サポーター100万人キャラバンは、厚生労働省が提唱する全国キャンペーンです。	サポーターを増やすことは、認知症高齢者を地域で受け入れることの第1歩です。平成23年度は地域包括主催16回、民間主催4回、区主催1回、合計21回のサポーター養成講座を開催し、566人の認知症サポーターを養成しました。平成23年度末までに合計で3,315人のサポーターを養成しています。	①認知症サポーターのステップアップを図る仕組みを構築することが必要です。 ②小・中学生に対して認知症サポーターを拡大していくことが求められています。	C	—	①認知症サポーターとして、さらに知識を身につけステップアップしたい。認知症サポーターとしての活動の場を知りたい。(認知症サポーター養成講座修了後のアンケート) ②ボランティア団体が主催した認知症サポーター養成講座が計4回開催され54人のサポーターを養成しました。	拡充	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様 式)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	079	ハートフルネットワーク事業の充実	高齢者・介護保険事業計画	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、区、地域包括支援センター及び関係協力機関が相互に連携し、地域全体で高齢者に対する見守り、声かけ等を行うとともに、異常等を発見した場合には、迅速に対応できる体制を確保します。	関係協力機関それぞれの日常業務の中で高齢者の異常を発見したとき、声かけや、地域包括支援センターへの通報等を行います。団体協力機関を中心に安心ネット連絡会を開催し、ケース検討や情報交換等を行います。	①民間事業者から5件の情報が寄せられ早期対応ができました。 ②平成23年度は新たに配食サービス事業者1団体が加入し535団体・個人となりました。	①今後とも協力機関の拡充に努めます。また、高齢者あんしん相談センターと協力団体との連携強化に努めます。 ②連絡会の内容及び開催日数等について検討する必要があります。 ③活動をより活発なものとするため活動状況の周知方法について検討する必要があります。	—	A	①倒れている方を発見したことなど、他の協力団体にも伝えて欲しい。 (連絡会等における協力団体からの意見) ②協力団体は区内の個人又は団体であり、各包括支援センターを中心にしたネットワークは区民参画によって成り立っています。	拡充
	080	高齢者安心見守りネット		独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者の所在不明問題や孤独死などが社会問題化しています。このような背景の下、高齢者の生活状況を定期的に捉えるとともに、異常時等に迅速に対応するためには日頃からの見守りが重要であることから、従来の見守り事業に加えて、地域による支援のしきみを強化し、高齢者に対する総合的な見守り体制を構築します。	高齢者の状況把握訪問として、これまで介護保険や高齢者サービス等の利用がなく、区等が状況を把握していない高齢者(75歳以上)を対象に、日常生活の状況、見守りの希望等について聞き取りを行うとともに、各種見守り等を紹介し、個々人の状況に応じた見守りにつなげていきます。また、区において高齢者のサービス利用状況の一元的な管理を行い、高齢者への相談支援について、より迅速かつ的確な対応を図ります。	3か所の生活圏域で状況把握訪問を完了しました。訪問の際には、高齢者の生活状況を確認するとともに、必要に応じて福祉サービスのご案内を行いました。また、改めて訪問が必要と考えられる世帯には、高齢者あんしん相談センターが再訪問を実施し対応しました。	新たに75歳に達する方等への見守りや状況把握については、高齢者あんしん相談センターが行っていくことになっています。その中で、サービス利用の意向は示されていないが、支援を要する状態にある方への継続したアプローチが必要です。	A	—	①「元気なのでまだ必要ない」とおっしゃられる方がいる一方「区で高齢者のことを心配していただき感謝します」との感想もありました。(訪問調査をした訪問員より聴取) ②社会福祉協議会の見守り訪問事業における見守りサポーターが、希望される高齢者宅へ定期訪問をしています。また、ハートフルネットワークにおいて民生・児童委員や町会、商店街や医師会などが地域のネットワークを形成し、高齢者への支援を行っています。	縮小
	081	院内介助サービス	文京区地域福祉計画	医療機関受診時に付添いが必要な一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保します。	介護保険で要支援2以上の認定を受けている65歳以上独居等高齢者が、通院介助を利用して医療機関を受診する際、院内での付添い等のサービスを提供します。	介護保険での通院介助に引き続く、医療機関の院内における付添いや誘導等の介助を、延べ773人に1,575時間30分提供しました。広くケアマネジャーにも認知され、利用登録者数が伸びています。	ケアマネジャーから、院内介助サービスの対象となるか相談を受けるケースや、利用申請書を提出したケアマネジャーとサービス提供事業者との連携不足によるサービス提供の遅れなどが一部見られます。事業者への啓発、連携を強化し、利用者が適宜適切なサービスを受けることができるよう努めていきます。	A	—	①「毎回、家族が仕事を休んで付き添わなくてもよくなり、助かりました。」(利用者家族) 「待ち時間が長い総合病院で有効に活用しています。」(ケアマネジャー)	現状維持
	082	家族介護支援事業(認知症介護教室)	高齢者・介護保険事業計画	認知症の高齢者等、介護が必要な高齢者を介護している家族を支援します。	認知症等に対する知識や介護方法の普及を行うため、区内4カ所の地域包括支援センターで認知症介護教室等を開催します。家族同士の交流や、体験の共有を図ることで孤立感を減らすことにつながる家族交流会を開催します。	認知症介護教室を年8回開催し、325人の参加がありました。23年度は4地域包括が各2回ずつ開催し、コンスタントに1回40名前後が集まる状況になっています。認知症家族交流会は、年10回の開催となりましたが、参加人数は10回で79人となり増加しています。また、パネルディスカッションを企画するなど新たな試みもあり、好評を得ています。	認知症高齢者は増加しており、今後も着実な事業実施が必要です。	B	—	①「デイサービスへの参加の勧め方が参考になった。」「家族の健康を維持するためにも交流会を活用したい。」「様々な分野の講師から話を聞きたい。」等の感想がありました。(教室等開催報告書より)	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	083	高齢者の権利擁護の推進	基本構想実施計画	高齢者の尊厳を保持するため、虐待を防止することが重要であることから、虐待を受けた高齢者の養護措置を図るとともに、虐待防止に向けた広報・啓発活動を推進し高齢者の権利擁護に努めます。また、身寄りがない認知症の高齢者等を擁護するために、成年後見制度の区長申立の活用を促進します。	高齢者の権利擁護のための積極的な広報・啓発活動の充実に、地域や関係機関の理解と協力を深め、虐待防止や早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を実施します。また、身寄りがない認知症高齢者等に区長による成年後見申立を行い、権利擁護を図ります。	虐待が疑われるケースの通報件数は54件にのぼり、早期発見がなされるときに虐待が実際に確認された事例については措置を含め適切な対応を行いました。また、高齢者あんしん相談センターとともに「高齢者虐待対応の手順と書式」を作成し、虐待対応に臨みました。高齢者の成年後見区長申立て件数は12件と前年を上回りました。	高齢者虐待の早期発見が期待できるケアマネジャーやヘルパーなどに、虐待防止の周知と啓発をしていくことが大切です。また、社会福祉協議会や高齢者あんしん相談センターなどの機関との連携を進めるとともに、区民への広報啓発活動を着実に進めて行く必要があります。	B	—	①認知症により判断力が低下し、金銭管理ができない、外出時に不思議な行動をしている。家の中がゴミだらけになっている。必要のない高価なものの購入契約をしてしまった。これらの状況に対し家族をはじめ、近隣も心配している。(地域住民からの相談窓口での相談や訪問時の相談において) ②区民に認知症サポーター養成講座に参加していただき、認知症への理解を深め認知症者やその家族を温かく見守る認知症サポーターとなっただいていただきます。	拡充
	084	権利擁護センター事業の充実		高齢者、障害者等の権利を擁護し、誰もが安心して地域社会での生活が続けられるように、各種の支援を行い、地域福祉の向上に努めます。	社会福祉協議会に助成して、福祉サービス利用援助事業及び財産保全管理サービスの実施、福祉サービスに関する苦情等の受付、成年後見制度の相談受付・利用支援、法人後見、申立経費の助成、法律相談、成年後見相談の実施などを行っています。	・相談問い合わせ件数は23年度で1396件と、前年度比435件増となりました。 ・制度の周知・普及および親族申立支援のため、成年後見学習会及び親族向成年後見講座を実施し、参加者数135人で前年比13人増となりました。 ・成年後見制度利用支援策として、法人後見1件を新たに受任しました。	・福祉サービス利用援助、財産保全管理サービス及び成年後見制度の利用実績は伸びていないことから、区民及び関係機関への継続的な周知に加えて、周知先の新規開拓および関係機関と連携した新しいアプローチを取り入れた取り組みが必要です。	B	—	①成年後見学習会の参加者アンケートの中に「成年後見制度についてもっと知りたい」「気軽に相談ができる窓口が必要」との言葉が聞かれ、権利擁護センターの実施する相談事業や支援策のニーズが高まっています。 ②福祉サービス利用援助及び財産保全管理サービスの生活支援員を区民の中から募り、活動しています。	拡充
	085	医療と介護の連携強化	高齢者・介護保険事業計画	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう医療関係者と介護サービス事業者等との連携を強化します。	高齢者の生活に必要な医療・介護サービスにつなぐための、ケアマネジャーの後方支援を行います。	①10月の事業開始から年度末までの半年間で、延490件の相談に対応しました。 ②医療連携推進員が対応事例を検証し、課題の抽出を行いました。	①医療に対する不安を解消する目的でケアマネジャー向けに講座等の開催を検討します。 ②病院側が介護生活・在宅サービスを具体的にイメージできるようになることを目的に、意見交換会の開催等を検討します。	—	A	①退院後が不安だったが、医療や介護サービスの利用の目的をつけて退院できて安心だった。医療と介護の両方の事情が分かっている方に相談できて、説明もわかりやすかった。(高齢者あんしん相談センター相談窓口にて)	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	086	地域包括支援センターの体制強化	高齢者・介護保険事業計画	高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な相談・支援等に的確に対応する地域における総合相談窓口の拠点として各地域包括支援センターの機能強化を図ります。	・民間の専門性やノウハウを活用し、サービスを充実させるため、社会福祉法人に業務を委託して運営します。・業務量の増加に対し、適切な人員配置、対応策を検討します。 ・職員研修等を実施し、対応力の向上を図ります。 ・地域包括支援センターを中心として、地域の医療関係者と介護サービス事業者とのネットワークと相互の連携体制を支援します。	平成23年度の総相談件数は、27,019件と前年度に比べ13.4%増加し、地域包括支援センターの重要性が増しています。 10月より各センターに医療連携推員を配置し、退院時の支援など医療と介護の連携推進に取り組みました。 利用者からは「退院後が不安だったが、医療や介護サービスの利用の目的をつけて退院できて安心だった。」などの評価をいただいています。	現在の4つの地域包括支援センターに加え、新たにサブセンターを増設することが、第5期計画に盛り込まれました。増設するサブセンターの役割や設置方針を決める必要があります。検討にあたっては、地域包括支援センターからの意見聴取や地域包括ケア推進委員会での審議を経て進めていきます。	B	—	②地域包括支援センターの運営については、団体推薦や公募による委員を含む包括ケア推進委員会に諮りながら進めています。また、年に3回、各圏域で安心ネット連絡会等を開催し、民生委員、話し合い員、高齢者クラブ等の地域の方と地域課題の意見交換や情報交換等を行っています。	拡充
	087	障害者地域自立支援協議会の運営	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者地域自立支援協議会は、地域の障害者福祉の課題を共有し、支援体制の整備について協議するために設置しました。協議会のもとに相談支援、就労支援、権利擁護専門部会を設け、地域の課題を明確化するとともに、支援体制やネットワーク化など検討を進めています。	障害者地域自立支援協議会、各専門部会が課題を検討、分析するとともに、支援体制のネットワークづくり等の検討を進めます。	23年度の障害者計画改定にあたり、障害当事者等の意見の反映された計画とするため、自立支援協議会を通じて、「障害当事者等の意見を聞く場」を開催しました。障害者計画については、1月の自立支援協議会に報告があり、意見を提出しました。なお、各専門部会では支援体制等協議・検討を重ねています。	平成25年4月施行予定の障害者総合支援法に合わせて、障害当事者の参加体制を整えられるよう準備を進めます。さらに、24年10月の障害者虐待防止法施行に向けて、権利擁護部会では虐待予防のための取り組みやネットワークの検討を行います。	B	—	①障害当事者の参加を拡大してほしいという意見がありました。(文京区地域自立支援協議会傍聴者) ②障害当事者の協議会参加は本より、下部組織の各専門部会においても参加を諮ります。	拡充
	088	障害のある中・高生の放課後居場所対策事業	文京区地域福祉計画(「文の京」ハートフルプラン)の障害者計画	特別支援学校、特別支援学級に通学する中・高生を対象に放課後及び長期休暇期間の活動場所を確保し、日常生活上の支援やレクリエーション等の社会適応訓練等を行うことにより、障害児の余暇活動の充実と障害児の家族の一時的な休息を図ります。	社会福祉法人文京槐の会及び社会福祉法人太陽福祉会に委託し実施します。室内のスペースにおける活動プログラムに加えて、外出プログラムを組み合わせながら、充実した余暇活動の支援を行います。	放課後を単独で時間を過ごすことが難しい中・高生の障害児にとって、放課後の居場所の確保は当事者及び家族にとって非常にニーズが高い事業です。平成23年度は7月より2か所目の開設をし、定員が5名から12名になりました。事業内容もそれぞれの法人で、外出プログラムや室内でのお菓子づくり等、特色のあるプログラムを実施しました。	2か所目の開設後もニーズは増加しており、平日もキャンセル待ちの出る状況が続いています。特に長期休暇中については更なるニーズの増加が予想されるため対応が必要となっています。	A	—	①毎日利用したいが利用できなくて困っている。 放課後支援の受け皿が今後も充実することを切に願っています。(放課後居場所対策事業利用者の保護者)	拡充
089	療育事業の拡充及び関係機関等のネットワークづくり	文京区地域福祉計画(子育て支援計画・障害者計画)	福祉、教育、保健、子育て、医療等の関係機関によるネットワークを整備することにより、区内に住む発達に何らかの遅れ等のある学齢期前の乳幼児とその家族に対する効果的な支援を行います。	関係機関のネットワークを強化し、効果的な連携を行うために、ケース会議の開催、職員対象の研修会、巡回相談の充実、区民対象の講演会、「個別支援ファイル」の検討等を行います。	乳幼児発達支援連絡会やケース会議を通じ、関係機関職員間の「顔の見える関係」が構築でき、対象者の情報や支援方針を共有することで、より効果的な支援に繋がるケースが増えています。	乳幼児発達支援連絡会の各事業の効果が保護者に見えにくいため、事業内容や事業効果を保護者に周知する方法を検討していく必要があります。	A	—	①発達障害について社会的な認知が不十分のため、区民に対する周知・啓発を充実してほしい。関係機関相互の連携をさらに強化し、障害児とその家族に対する支援を充実してほしい。(福祉センター幼児部父母会アンケート)	拡充	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	090	グループホーム・ケアホームの整備	文京区地域福祉計画(障害者計画)	知的障害者または身体障害者が住み慣れた地域において自立した社会生活を送るために、グループホーム・ケアホームを整備します。	グループホーム・ケアホームの整備費に係る補助制度及び開所費用に係る補助制度を活用し、民間事業者を誘致して整備を計画的に進めていきます。	【23年度実績】 ・知的障害者グループホーム・ケアホームを設置運営する2事業者に対し整備費補助を行いました。また、1事業者に対し開所費用補助を行いました。 ・上記とは別に、都用地を活用して障害者施設を設置運営する事業者を都が公募し、その事業者選定に係る意見書作成のため区の選定委員会による審査を行いました。	・グループホーム・ケアホームの整備において、建築上の制約が厳しいため、それをクリアするよう計画を調整する必要があります。 ・グループホーム・ケアホーム等障害者施設整備を進めるには、地域住民の理解を得ることが重要であるため、丁寧な説明を行うことが必要です。	A	—	①・障害があっても自立して暮らすためのグループホーム・ケアホームを計画的に整備してほしい。 ・親なき後に区内で暮らすためのグループホーム・ケアホームを作してほしい。 ・グループホーム・ケアホームの利用を経験し、一人暮らし等の生活に慣らしていくため、体験利用があるとよい。 (障害者・保護者等のヒヤリングによる) ② 22年度の区有地活用のグループホーム・ケアホーム整備事業者選定に当たっては、障害者相談員に選定委員としてご参加いただきました。	拡充
	091	(仮称)新福祉センターの整備	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者入所施設等の新設や現行事業の拡充を行い、(仮称)新福祉センターを整備していきます。	旧第五中学校の校舎の解体工事を行い、平成23年度に実施した基本設計及び実施設計に基づき、新福祉センターの建設工事を着工します。	新福祉センターの設計に社会福祉法人が持つ障害者支援施設運営のノウハウを反映させながら、基本設計及び実施設計を進めることができました。 また、計画敷地から遺構が発見されたことから、遺構の一部の現地保存についても設計に反映しました。	遺構の発掘調査については、校舎の解体工事や新福祉センターの建設工事とのスケジュールを調整しながら行う必要があります。 また、建物のしつらえ等については、視覚障害者や肢体不自由障害者等の利用者の視点に立ち、バリアフリーチェック等を行っていきます。	A	—	①施設の整備に当たっては、利用者への配慮や使う設備等について、使いやすいものにして欲しいとの要望があります。(障害者関係団体への意見照会、パブリックコメント) ②基本設計の中間段階で、障害者団体への個別説明会や区民説明会を実施する中で、意見や要望を収集し、可能な限り設計に反映しました。	拡充
	092	精神障害者グループホームの拡充	文京区地域福祉保健計画(障害者計画・保健医療計画)	精神障害者が地域で自立した生活を築いていくにあたって、必要な生活スキルを習得するためのサービスとしてグループホームは必要不可欠です。しかし現在区内には1か所だけで需要を満たしていないため、事業者がアパート等を借り上げるための初期経費を助成することによりグループホームの拡充を図ります。	グループホームの運営を予定している事業者に対して、敷金・礼金・入居までの家賃(上限3か月)の初期費用を助成します。	平成23年度は、定員5人のサテライト型のグループホームが千石四丁目、大塚三丁目に1施設開設されました。	平成24年度は早期に開設準備団体との調整を行っていきます。	A	—	①介護者の高齢化及び退院促進対象者の増等により年々ニーズが増えています。(窓口での区民対応・家族会)	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	093	障害者就労支援事業の充実	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者が地域において自立した職業生活・社会生活を営み続けられるように、個人個人に見合った就労の支援を行います。また、障害者が当たり前に見える社会を推進していきます。	飯田橋公共職業安定所や区内障害者支援施設などの就労に関する機関・施設等と連携を図りながら、障害者の就労相談、職業準備訓練、ジョブコーチ支援等を行っています。また、就労を継続するために、職場訪問等での企業支援や当事者への余暇支援も行っています。 さらに、区庁舎内における障害者の就労をすすめるための取り組みとしてインターンシップや、シュレッター業務の障害者施設への委託を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 新規登録者29人、相談・支援件数4,486件(対前年比106%)、新規就労者数23人(前年同数)でした。 関係機関との連携や、各種のきめ細かい支援を実施し、新規就労障害者の就労継続者数は72人となり、目標数を大きく上回りました。 企業実習、委託訓練にはのべ24人が参加し、その内、7人が就職に結びつきました。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規就職先は大企業や特例子会社、独立行政法人等で占められ、中小企業や区内企業の掘り起し等が課題です。 増加していく就労者への継続支援等、安定的に専門的知識を持った職員による支援が必要となります。 	A	—	<p>①文京区役所及び区関連施設における障害者雇用を促進してください。現在区内でシュレッター作業がチャレンジ雇用の一環として行われていますが、職種を増やして雇用の場を確保してください。(障害者団体からの要望書)</p> <p>②障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会及び就労支援連絡会において、区内民間施設も一体となって検討し、就労支援事業を展開しています。今後は障害当事者の意見も反映させていく仕組みを構築します。</p>	拡充
	094	精神障害回復途上者デイケア事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	回復途上にある精神障害者が事業への参加を通して規則正しい生活習慣や生活技能を身につけ、対人関係能力や社会生活への適応能力を高め、社会復帰を促進していきます。	話し合い、生活技能訓練、社会復帰施設見学、医療・福祉に関する学習や創作、運動などのプログラムを毎週3回(月、水、木)午前10時から午後3時まで実施します。	生活技能訓練を含む学習プログラムの実施や、デイケア日常活動での人との交流は、日常の挨拶をはじめとしたコミュニケーション能力や生活能力を向上させました。その結果、1名の方が修了し、社会復帰、社会参加を果たしました。また、リーフレットを作成し事業の周知を図ったことや保健師の地区活動により、新たな参加者が6名となりました。	地域の回復初期にある人の利用を促進し、増やしていくことにより、グループを活性化させ、事業効果を高めていく必要があります。今後も積極的な周知活動を行うとともに、生活技能訓練をはじめとしたプログラムを発展させ、社会復帰を促進していく必要があります。	B	—	<p>①デイケアの充実したプログラムは、元気の素となっています。また、とても居心地がよく、楽しく前向きになれる仲間もいます。自分らしくいられる環境の中で、社会復帰に向けて、自分のペースで活動しています。(メンバーミーティングでの参加者の意見)</p> <p>②「文京区心のふれあいをすすめる会」主催のボウリング大会に参加し、区内関係団体(就労支援施設、社会復帰施設ほか)の方々と交流しています。</p>	現状維持
	095	障害者事業を通じた地域交流	文京区地域福祉計画(障害者計画)	施設祭りなどを通じて、障害者と地域住民との交流を図り、障害者に対する区民の理解を促進します。	心身障害者(児)通所施設合同運動会をはじめとして、区内障害福祉施設等のステージエコの参加、「福祉の店」のさくらまつり等への出店など、さまざまな地域活動への参画を推進します。	【通所施設合同運動会】23年度実績:通所施設8施設、利用者206人、保護者158人、職員等307人、合計671人。【ステージエコ参加】23年度実績:区内3施設(15人)が参加し、来客数約100人。【「福祉の店」出店】23年度実績:アンテナスポット:3日間出店、総来客数263人、売上金額合計106,910円。さくらまつり:1日出店、売上金額23,770円。	【通所施設合同運動会】参加施設が増加したため、会場である六義公園運動場が手狭になりつつあります。【ステージエコ参加】リサイクル清掃課と調整し、ステージエコの参加回数や団体数を増やす必要があります。【「福祉の店」出店】「福祉の店」の周知拡大のため、他のイベントへの参加が必要です。	B	—	<p>①通所施設合同運動会については、「ボランティアとしてよい機会である」(参加ボランティア)等の意見がありました。</p> <p>②通所施設合同運動会については、当日はボランティアとして多数の在住在勤の方の参加がありました。</p>	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	096	福祉環境整備要綱等に基づく整備	文京区地域福祉計画(障害者計画)	区内の公共的性格を持つ建築物等のバリアフリーを促進します。	福祉環境整備要綱・東京都福祉のまちづくり条例により、指導対象施設に、バリアフリー化の指導助言を行い、基準に達したのものには適合証を交付します。	計画した適合件数を上回った成果となっています。また、適合証の取得には至りませんが、バリアフリー化の指導助言を行う中で、建築物の整備状況は一定の水準以上が確保されている傾向が見られます。	①本事業は、事業者への指導事業で強制力を伴うものではありません。そのため、建築事業者のコスト増となる整備は理解されにくい状況です。②本事業は建築分野に係る技術的な面があるため、福祉部の事務職員の対応には専門性など指導に一定の課題があります。③国の法律、都の条例が整備され、一定のバリアフリーは確保され、その他指導施策もできています。それらと区要綱との役割分担を考える必要があります。	B	—	①設計業者からは、各法律、条例との関係性が分かりにくいとの意見があります。	改善・見直し
	097	情報のバリアフリーの推進	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者が円滑に情報を利用し、意思を伝達できるようにするIT利活用を推進し、適切な情報の受信と発信ができる環境を整えます。	適切な情報機器や提供媒体を提供するとともに、新たなニーズを捉えた機器や仕組みを検討します。また、障害者のIT利活用を支援する体制を構築します。	23年度は、「区報ぶんきょう」「区議会だより」をデジ版で制作する外、24～26年度までの「障害者計画」、並びに各分野の個別計画についても一部デジ版で制作しました。また、初年度となる障害者パソコン支援ボランティア養成講座については、8人の受講生が参加し、その後も障害者団体のパソコン講習会に参加する等、支援のノウハウを学んでいます。	SPコード、デジ版等の活用については、利用者の利便性を勘案し、情報の種類に応じて適切な媒体による情報を提供できるよう、ガイドラインを作成する等、視覚障害者団体とも協議しながらバリアフリーにおける取り組みを進めていきます。また、パソコンボランティアの育成については、ボランティア団体として活動するようになるまで区も支援していきます。	B	—	①区が発行する多くの情報の中でSPコード化できるものを実現してほしい旨の要望があります。(心身障害者・児及びその家族との区政を話し合う集いでの要望) ②文京区社会福祉協議会主催の障害者パソコン教室等に参加した方々の継続支援を、養成したパソコンボランティアが行うことにより、障害当事者のIT利活用に対するモチベーションが高まります。	現状維持
	098	障害者週間記念事業「ふれあいの集い」	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者に対する理解と認識を深めるため、障害のある人もない人も、共にふれあい、交流を図ります。	障害者週間を記念し、障害のある人もない人も、共にふれあう交流の場として、「障害者の作品」などの展示や「障害者スポーツ」のデモンストレーションを行う「ふれあいの集い」を開催します。	障害者の出品作品展示や障害者スポーツ(ボッチャ)のデモンストレーションを通じて理解や認識を深める良い機会となりました。	出品者の固定化及び高齢化のため、年々作品数が減少の傾向にあるので、個人の出品方法を検討する必要があります。視覚障害者の参加を増やすためには、触れて楽しい壊れにくい作品へのPR活動を進める必要があります。	A	—	①・展示だけではなく、幼児・児童等と一緒に遊べる「ふれあうコーナー」があるとよい。(区民の声) ・障害者だけに拘らず、協同作品がその場で作成できるコーナーがあるとよい。(作品の提供者と打合せの中で) ② 区民の作品が展示されています。	現状維持
	099	障害及び障害者に対する理解の促進	文京区地域福祉計画(「文の京」ハートフルプラン)の障害者計画	障害の特性について基本的な理解を深め、障害のある人に対して偏見や誤解なく自然に接することができるように、講演会の開催やハンドブックの作成などを行い、必要な時に気軽に助け合うことのできる、ひとにやさしいまちづくりを進めます。	障害の特性や障害のある人について、子どもから大人まで関心を持って理解を深めることができるよう講演会の実施を行うとともに、わかりやすいハンドブックを作成し、完成後は様々な機会を通して活用を図ります。	「知るといこと～今日から始める福祉～」をテーマに障害者の理解を促進する講演会を開催し、100名の参加がありました。講演会については、CATVで収録し、文京区民チャンネルの番組で放送することで、広く区民への周知啓発を行いました。	障害のある人もない人も、互いに生き方や個性を尊重し認め合い、自然に接することができるように、多くの区民が参加できる講演会やわかりやすいハンドブックなどを作成し、周知啓発活動を推進する必要があります。	B	—	①・施設で、障害者が一生懸命働いている姿を見てほしい。 ・障害者がどんな人たちか理解してほしい。 ・知的や身体に障害がある障害者も人間であり、障害は一つの個性であると理解してほしい。 (小石川四丁目都有地障害者施設整備計画住民説明会)	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	100	生活保護受給者自立支援事業		生活保護受給者のうち、就労阻害要因が少ない人を対象に、ケースワーカーや就労支援専門員が就労活動の支援を行います。また、精神障害、アルコール、薬物依存等の問題を抱える被保護者を対象に、健康管理支援員が健康回復・維持に向けた支援を行うことにより、受給者の自立を図ります。	就労については、就労支援専門員が求人情報収集、履歴書の書き方、面接等就労に向けた基本スキルを指導するとともに、ケースワーカーがハローワークに同行する等、各々のケースの実態に合わせた支援を行います。また、健康管理支援員は、医療・保健・福祉等各分野の社会資源を有効に活用し、各々のケースの自立に向けた支援を行います。	ハローワークとの連携を積極的に図ったこと等により、新たに就労又は増収に至った受給者の数は前年度と比較して大幅に増加しました。また、健康管理支援員は、心に病を持つ被保護者が増えている中で、嘱託医や医療機関と連携を図り各ケースへの支援を行いました。	依然として厳しい雇用環境の中、就労に結びつかないケースも多く見られます。また、居宅安定化支援については、心の病・薬物依存の方が多く、長期的支援が必要なケースが増加しています。	A	—	①新たに就労に至った方から感謝の声が寄せられています。	現状維持
	101	住宅手当緊急特別措置事業		本事業は、第2のセーフティネットとして、国が3か年の期限内で平成21年10月に開始した事業で、離職して住居を失っている又は失う恐れがある方を対象に、住宅費を支給することにより就労自立を支援します。	窓口にご相談いただいた上で必要な方に住宅手当を支給し、当面の生活基盤を築いた上で、ハローワークの相談員(ナビゲーター)に繋がります。	チラシ作成や区報・ホームページ掲載等制度の周知に努めていますが、単身者世帯、複数世帯とも受給者数は前年度を下回り、計画件数には至りませんでした。因みに、手当受給者の就労自立率は、厳しい雇用環境の中、56%を達成しました。なお、本事業は、国制度の終了に伴い、24年度末(支給は25年12月)をもって終了します。	住宅手当の支給資格があっても、失業給付や生活資金貸付の該当ではないため、結果として生活保護を受給せざるを得ないケースも見られます。	C	—	①住宅手当が支給され生活が安定することによって、安心して就職活動ができるとの声があります。(住宅手当受給者)	廃止・休止
	102	路上生活者対策事業		道路、公園等で生活している路上生活者を一時的に保護し、就労自立に向けた支援を行うことにより、路上生活から脱却し社会復帰することを目的とします。	区内の道路、公園等を巡回し、路上生活者に声かけや相談を行います。また、福祉事務所では路上生活者からの相談を受け、自立支援センター「文京寮」への入所を促すとともに、入所後は文京寮やハローワークの職員が就労自立に向けた支援を行います。	自立支援センター「文京寮」は特段問題なく順調に運営されており、計画を大幅に上回る就労自立が達成できました。	長期にわたる路上生活を続けてきた人が多く、このような人たちに對し如何に路上生活からの脱却を図るかが課題です。	A	—	①「文京寮」は特段問題なく運営されており、近隣住民からの苦情は特にありません。 ②地元の町会関係者、民生委員を構成員とする運営連絡協議会を設置し定期的な協議を行っています。	現状維持
	103	母子生活支援施設保護事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	配偶者のない、またはこれに準ずる事情にある女性が、養育する児童の福祉に欠けることがある場合、施設に保護し生活支援を行うことで、保護者と児童の自立した生活を目指します。	面接で健康状態、家族との関係等の状況を伺い、施設見学を経て、申請に基づき入所していただきます。入所中は、施設職員による養育、就労等の生活支援の他、母子自立支援員等による継続相談を行います。また、退所後に地域で自立した生活を送れるように、支援を行います。	母子自立支援員は、施設職員との連携を図り、常に利用者の生活状況の把握に努めました。また、日中も職員がいることで、母親の養育への不安軽減や、就労の継続にも繋がっています。	区内に民間施設を含め該当施設がなく、他市町村の施設を利用する必要があるため、利用者は生活圏が変わることへの不安を訴えることもあります。また施設によっては、地理的な面や設備面において、希望に沿ったご案内が難しい場合があります。	C	—	①「区内に母子生活支援施設があれば、利用したい。」という相談者からの声がかかります。 「母子生活支援施設に入所でき、安心して生活できます。」という入所者からの声があります。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	104	婦人・母子相談体制の充実		配偶者からの暴力、妊娠・出産などに伴う相談や母子家庭の自立を支援するための相談等を受け、関係機関と連携しながら問題解決を図ります。	女性や母子世帯からの個別の相談に対して、2名の婦人相談員と1名の母子自立支援員が対応します。また、保健所や医療機関、子ども家庭支援センターや児童相談所、学校、警察なども連携を図り、必要に応じて、病院や施設に同行し対応します。	婦人相談員が受けた相談は、ほぼ例年並みの件数でしたが、DV関係の相談数は前年度に比較して増加しました。これらの相談に対して、各々の状況に合わせた迅速で確実な対応を行いました。	相談内容の複雑・深刻化に伴い、慎重な対応を求められるケースも多く、一人の相談者に関わる時間が増える傾向があります。	B	—	①窓口相談のみでなく相談者のニーズに沿って他機関と連携した生活再建支援が役立つという意見が寄せられています。(相談者)	現状維持
	105	母子・女性緊急一時保護事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	夫の暴力からの避難や居所がない等の理由で、緊急に保護が必要な母子又は女性を緊急一時的に施設やホテルに保護し、その安全を確保します。	相談者の状況と意思に基づき、即日に受け入れが可能な施設を確保し保護します。また、公的施設の利用が困難な場合には、民間シェルター(保護施設)や近隣のホテルへ利用します。	件数は前年度を若干下回りましたが、ほぼ例年並みに落ち着きました。前年度同様、相談者の状況を十分考慮し、確実に保護をしました。	一時保護所退所後の安定した生活を継続して支援していくことが重要です。	B	—	①安全な居場所を見つけられて良かった、という安心する声が寄せられています。(DV被保護者)	現状維持
	106	介護保険制度の適切な運営	文京区地域福祉計画の高齢者・介護保険事業計画	介護保険制度の理解が深まるよう周知や啓発を図り、介護保険事業の適切な運営を行います。	区報やホームページ、介護サービス事業者連絡協議会等を通じ介護保険制度の内容や正しい情報の周知を図っていきます。	リーフレットやパンフレット等で様々な機会をとらえ、制度への周知啓発を行っています。第5期高齢者・介護保険事業計画の策定の際には区報特集号を作成し周知を行いました。また、介護保険法の改正点について事業者連絡会を通じ、説明・情報提供を行いました。	介護保険法の改正や第5期事業計画の策定など制度の周知を図ってきました。特に第5期(24～26年度)の基準保険料が介護サービス利用見込み量増などにより、約1000円増となることなど、今後も継続して介護保険制度への理解やサービスの利用方法について周知を行っていく必要があります。	—	A	①具体的にわからないことが多すぎる。情報が不足している様な気がする。(介護保険相談、高齢者等実態調査報告書より)	現状維持
	107	国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金制度の適切な運営		対象となる方々が、それぞれの制度に理解を深め、ご協力をいただくことにより、健全かつ適切に制度運営ができるよう情報発信、周知に努めます。	広報紙やポスターの活用、各医療保険制度のお知らせの発行、ホームページの充実など。	23年度からの国保保険料の賦課方式の変更等について、広報紙やポスターの活用及び各種お知らせ等により幅広く周知するとともに、窓口や電話においても丁寧に説明し、被保険者の方々の理解を促進することができました。また、国民健康保険の23年度の保険料収納率は、前年度に比べて僅かながら向上しました。	国保、後期高齢者医療制度での保険料の収納率は、依然として伸び悩んでいます。保険料納付に関する普及啓発や口座振替の利用促進等に一層取り組む必要があります。また、各種制度改正等被保険者の方々に影響のある内容については、さらに丁寧に周知・説明に努めていく必要があります。	—	A	①各種制度の内容や手続等について多くの要望・お問い合わせをいただいています。	改善・見直し
	108	区民の健康づくりの推進	健康ぶんきょう21、文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	生活習慣の改善を図る一次予防及び健康診査、がん検診等疾病の早期発見・早期治療等二次予防を実行することで、すべての区民の健康づくりを推進します。	地域保健推進協議会を通じて、計画の進捗や見直し等について審議するとともに、計画の周知・推進及び健康づくりの啓発事業の一環として講演会を実施します。	「健康ぶんきょう21」計画では、年2回の地域保健推進協議会で計画の進捗状況や保健衛生部の事業について協議しました。また「健康ぶんきょう21」と「保健医療計画」の統合に向け準備を進めました。さらに普及啓発のための講演会(「いのちを想いあう～つよくてあたたかくてやさしい日本～」)を文京シビックホール大ホールで実施し、参加者数は900名でした。	「保健医療計画」を改定し「健康ぶんきょう21」と統合した計画とするため、健康に関するニーズ調査(平成23年度実施)結果等を踏まえ検討を進める必要があります。また、「健康ぶんきょう21」が「保健医療計画」と統合されることに伴い、健康ぶんきょう21講演会を廃止します。	A	—	①「充実した内容だった」「また参加したい」(健康ぶんきょう21講演会アンケートより抜粋) ②地域保健推進協議会には、区内医療関係者、関係団体の代表、公募区民委員の方が参画しています。	縮小

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	109	生活習慣病の予防	健康ぶんきょう21	区民が健康の重要性を認識し、生活習慣を健康的に改善するよう働きかける機会を設けることにより、区民の健康の保持・増進と生活習慣病の予防を図る。	医師、保健師、栄養士等による生活習慣病のリスクに応じた保健指導を実施する。さらに、栄養・運動の実践を取り入れた健康づくり教室等や禁煙指導を実施する。	生活習慣病予防のための健康教育活動として、メタボリックシンドローム予備群を対象にした予防教室を開催し、合計461名の参加者がありました。一般区民を対象にした歩く習慣作りのためのウォーキング教室には370名の参加者がありました。また、一般健康相談、特定保健指導、両親学級等において、呼気中一酸化炭素濃度を測定し、たばこに関する知識の普及や禁煙に向けての相談・指導を実施しました。	予防教室は、参加者のうち30歳～50歳代の割合が前年より増加しています。引き続きリスクの高い壮年の参加を促す企画が必要です。	B	—	①お腹の脂肪を減らす必要性がわかった。運動を継続することで体重が減少した。自分に合った歩き方や運動の仕方がわかった。(予防教室参加者アンケート) ②直接的な区民参画はありませんが、参加者の意見・要望を踏まえ、事業の運営方法や内容の改善に努めています。	現状維持
	110	各種がん検診	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	定期的な検診の受診等により、早期にがんを発見し、適切な治療を行い、がんの死亡率の減少に繋がります。	胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診を地区医師会及び検診機関に委託し、厚生労働省の指針に基づいて実施します。	引き続きがん検診受診勧奨ハガキを送付したことにより、乳がん(前年度比+1.9%)・子宮がん(前年度比+4.2%)と受診率において、増加の傾向となっています。	他のがん検診と比べ、胃がん検診の受診率があまり伸びていません。検査方法(バリウム)もその原因かもしれませんが、引き続き周知・啓発に努める必要があります。一方、肺がん検診についてもその実施について検討します。	B	—		拡充
	111	歯周疾患検診事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	歯周疾患を早期に発見するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促進します。	歯科医師会に委託して、区内の歯科医療機関において歯周疾患検診を実施します。検診対象者の30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の区民に個別に検診案内の通知を行っています。	地区歯科医師会に委託し、平成23年8月1日～12月28日の期間に区内歯科医療機関137箇所を実施し、1,485人が受診しました。受診結果から歯周病の状況を把握しました。	歯周疾患の予防はQOL(生活の質)の向上や介護予防に有効ですが、現状では受診率が低いです。受診率向上のためには、歯周病に関して区報などを通じて健康教育活動を行なうとともに、かかりつけ歯科医を持つことの重要性について啓発を行なう必要があります。	C	—	①どうなれば受診しようと思うかについて尋ねたところ・休日を受診できる・短い待ち時間で受診できる・仕事帰りの夜間に受診できるなど、歯科医療機関側の体制整備を望む声が高くなっています。(23年度健康に関するニーズ調査) ②直接的な区民参画はありませんが、ニーズ調査の結果を踏まえ、事業の運営方法の改善に努めます。	改善・見直し
112	結核・感染症予防対策事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	感染症の予防及びまん延防止対策として、エイズ・性感染症対策、各感染症の予防及び発生時の防疫対策、結核医療費助成等を実施します。	エイズ・性感染症の相談及び検査・エイズ展の実施 感染症発生時の防疫措置・疫学調査 感染症発生動向調査	エイズについては、相談者・検査者の総数が、昨年度より37人減りましたが、エイズ展で新たな企画を実施する等予防啓発事業を強化しました。感染症対策については、集団感染防止のため、社会福祉施設等への調査を積極的に行いました。結核については、潜在性結核感染者を含めた治療支援及び健診を実施しました。	新規エイズ患者の増加、受検者の伸び悩み等エイズを取り巻く状況の変化に合わせて、効果的なエイズ予防啓発事業を実施していく必要があります。また、感染性胃腸炎、結核等集団生活の場で容易に拡大する感染症については、調査及び健診を遅滞なくかつ適切に実施する必要があります。	B	—		現状維持	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	113	予防接種の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の接種勧奨、接種費用の助成等を実施します。	定期予防接種の実施(DPT、DT、ポリオ、MR(緊急麻しん対策を含みます。)、日本脳炎) 任意予防接種費用の助成 平成22年度 水痘・おたふくかぜ・ヒブワクチンの接種(一部助成) MR(麻しん風しん)定期予防接種の接種漏れ者の接種(全額助成) 平成23年度 子宮頸がん・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を追加(全額助成) ヒブワクチンの接種助成を一部助成から全額助成に変更 平成24年度 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を追加(一部助成)	接種者数が前年より15,249名増加しました。これは、定期予防接種である日本脳炎および緊急麻しん対策のMRワクチン接種の積極的勧奨を行い、さらに任意予防接種である子宮頸がん予防ワクチン接種費用全額助成の新規実施、ヒブワクチン接種費用全額助成への改正で、当該ワクチンの接種者が増加したことによるものです。なお、任意予防接種に係る経費については、東京都の補助金(支出金)を有効に活用しています。 なお、23年度は、区内での予防接種に係る感染症の流行はありませんでした。	定期予防接種については、平成24年度中に不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンの導入が予定されています。また、任意予防接種については、平成24年7月より、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を開始しました。今後、これら新規事業を含む予防接種事業を円滑に実施していく必要があります。	C	—	①「任意予防接種について助成対象ワクチン及び助成対象者を拡大してほしい」(電話・窓口)	拡充
	114	公害保健福祉・予防事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	公害健康福祉事業は、公害健康被害認定患者の健康の回復、保持及び増進させること並びに被害を予防することを目的とします。また、公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、気管支ぜん息等に対する対策により区民の健康の確保を図ることを目的とします。	ぜん息やアレルギー等に関する知識の普及、相談・指導等を行うため、呼吸器健康講座、アレルギー講演会及び小児ぜんそく等健康相談(アレルギー相談)を行います。また、区内在住の被認定者(1・2級)へ保健師が訪問し療養の指導等を行います。更に、インフルエンザに罹患すると重症化のリスクが高い認定患者に予防接種費用を助成する他、ぜんそく児水泳教室により幼児・児童の呼吸器の機能訓練を行います。	呼吸器健康講座 延 170人 アレルギー講演会 10人 健康相談 130人 水泳教室 延 340人	・乳児湿疹やアトピー性皮膚炎の相談が増加しており、その対応を図る必要があります。 ・ぜんそく児水泳教室の参加者の低迷対策、教室内容、運営方法を見直す必要があります。	B	—	①通年か3か月くらいは継続してもらいたいです。冬季や他学年も開催してもらいたいです。(水泳教室参加者) ②水泳教室の指導を文京区水泳連盟に依頼しています。	現状維持
	115	地域医療連携推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	区民に切れ目ない医療を確保するため、区内の医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化します。	地域医療連携推進協議会及び協議会の下に設置する検討部会を開催し、地域医療の供給において課題となっている医療機関同士の連携について検討を行います。	地区医師会及び歯科医師会、薬剤師会、区内大学病院、その他関係機関からなる協議会・検討部会を開催し文京区地域医療連携における課題や問題点について検討しました。 (1)障害者歯科検討部会は23年12月に終了し、新たに高齢者・障害者口腔保健医療検討部会を設置しました。 (2)東京厚生年金病院と後方支援病院の協力協定を締結しました。	小児における初期救急医療、中途障害者を含む歯科保健医療、退院後の在宅医療など医療機関の役割の明確化と連携について推進していく必要があります。	C	—		現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	116	かかりつけ医事業支援	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	すべての区民がかかりつけ医を持ち、日頃から適切な健康管理ができるようにします。	小石川医師会及び文京区医師会が行うかかりつけ医の普及啓発事業に対して、補助金を交付し支援します。	地区医師会が各種事業を通じて区民啓発を実施することにより、かかりつけ医の推進に寄与しました。	インターネットによる医療機関情報の提供をするサービス等が普及したことにより、相談件数は年々減少している傾向にあります。今後は、在宅療養支援を含むニーズの多様化に対応できるように地域の医療連携を視野に入れていく必要があります。	C	—		改善・見直し
	117	難病患者等への支援	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	難病治療にかかる医療費等の負担を軽減します。難病患者の安定した療養生活の確保と、難病患者および家族の生活の質(QOL)の向上を図ります。	医療費助成制度等により、患者の経済的負担を軽減します。日常生活における個別の相談指導や講座・教室等により、難病患者やその家族が安定した療養生活を確保できるよう支援します。	パーキンソン病体操教室 延172人 リハビリ教室 延 78人 ・難病患者用の制度一覧のパンフレットを作成し、療養支援の充実を図りました。 ・保健サービスセンターと予防対策課が連携し、円滑に難病医療費助成申請受付事務を行いました。	・在宅人工呼吸器使用者について、災害時個別支援計画を策定することが必要です。 ・各種講座参加者及び家族が主体的に情報交換できる場が必要です。	B	—	①教室の回数を増やしてほしいです。(教室参加者) ②パーキンソン病体操教室に患者の家族がボランティアで、開催当日の手伝いとして参加しています。	現状維持
	118	医療安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	良質な医療を提供するための体制整備を行い、区民の医療に対する信頼を確保します。	診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所等の許可、登録、届出時の審査と開設後の監視指導、調査並びに医療安全相談事業を行います。特に診療所、助産所については、医療安全に関するマニュアルを整備するよう指導しています。	①医療機関への監視指導を行い、医療の安全を確保するために指針・手順書等の整備率の向上を図りました。 ②医療安全上の問題点については他自治体と連携協力を図り、速やかな問題解決を図っています。 ③「患者の声相談窓口」を開設し、専任の看護師が区民からの医療安全に関する相談に対応しています。	①医療技術の進歩に伴い、医療監視に携わる人材の継続的な育成が重要性を増しています。 ②「患者の声相談窓口」への相談対応については幅広い知識と経験が必要なため、正確な情報の収集整理が欠かせません。	B	—	①評判のいい医療機関を紹介してほしいです。医療安全相談の内容が多岐に渡るようになってきています。(患者の声相談窓口)	現状維持
	119	健康危機管理体制の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	震災や新型インフルエンザの発生等緊急の事態に迅速、的確に保健医療を実施する体制を確保します。	地震等大規模な災害時の健康危機に対し、災害用医療資材の備蓄、管理を行うとともに、災害医療運営連絡会を開催します。「文京区健康危機管理マニュアル」を状況に応じて適宜見直します。医療救護班として、医師会等と協力し文京区総合防災訓練に参加します。	年次計画に基づき、災害用医療資材を更新しました。災害医療運営連絡会を開催し、初動期における災害医療マニュアル作成について協議しました。総合防災訓練では、応急救護所の設置や、応急手当、トリアージ等が適切に行えるよう消防署等関連団体、区職員等と連携して救護活動訓練を行いました。	災害用医療資材は引き続き年次計画に従い更新する必要があります。災害医療運営連絡会では、特に初動期における連絡体制、医療救護所での活動などより実践的なマニュアル作成について、関連団体と協議をする必要があります。	A	—	②災害医療運営連絡会は保健衛生部職員のほか、医師会、災害拠点病院、消防署等が委員となっています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	120	環境衛生監視の充実	健康ぶんきょう21	理・美容所や公衆浴場、旅館などの事業者には、自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区は衛生管理に必要な支援や監視を行い、利用者の健康・安全を守ります。	理・美容所、公衆浴場など環境衛生関係営業施設への保健所の監視・指導と営業者の自主衛生管理によって、より衛生的な施設環境の確保を図ります。また、区民が公衆浴場、旅館業施設、介護施設等で安心して入浴できるよう、レジオネラ発生防止対策事業を実施します。	環境衛生監視業務を日常的に行うことで、重大な事故・事件を未然に防いでいます。研修や講習会で監視員が技術研鑽をしている結果、指導技術が向上し、区民や営業者への一層の適切なアドバイスがなされています。	公衆浴場施設や旅館業施設、介護保険施設等においては、レジオネラ症発生防止に関する衛生知識が浸透しつつある状況です。しかし、レジオネラ属菌検出が確認された要改善施設がまだあり、監視指導の充実、自主衛生管理の向上が要求されています。	C	—	①区内営業施設に対する衛生面の苦情が保健所に寄せられています。営業者からも衛生管理をどのように保持すればよいかの相談・問い合わせもあります。 ②文京区環境衛生協会と協働して関係施設の自主衛生管理の推進を図っています。	現状維持
	121	特定建築物衛生検査の充実	健康ぶんきょう21	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物のうち、その延べ床面積が3,000～10,000㎡の建物の衛生的環境を確保します。	各種届出を通じて台帳整備を確かなものとし、区内の特定建築物の状況を把握します。平成22年度末で156棟ある区が管轄する特定建築物について、年間35棟の立入検査等を実施し、法の基準等に適合しない事象等に改善の指導と報告を求めます。第2ブロック共催で年に1回の講習会を実施し、ビル管理の情報提供や問題把握の場を作ることで、建物の衛生管理の意識啓発を図ります。	1. 一般立入検査を行った20棟のうち、16棟で不備・不良事項を指摘、指導しました。一般立入調査7棟中6棟においては、法に基づき助言を行いました。 2. 平成23年10月20日実施の講習会で70施設、64人の参加者がありました。(参加率70/154=45%)	1. 立入件数が増加しましたが、計画には達しませんでした。立入検査等には様々な知識や経験が必要で、職員の育成について経験を要すること、他の事業拡大等が主な理由です。今後も職員の研修参加を進め、さらに実地経験を積むことで改善を図っていきます。 2. IT技術を駆使した空調設備をはじめ、先進的な設備を持つ建築物が増えています。職員の見識等をさらに高める必要があります。	B	—	①省エネルギー(節電、経費削減)と法の基準との整合性を考えてほしい。(講習会アンケート) 多くの建物の空気調和設備で冬場の湿度が上がらない。根本的解決方法を提示してほしい。(講習会アンケート)	現状維持
	122	室内環境調査の充実	健康ぶんきょう21	住まいやオフィスにおける有害な化学物質の発生抑制などに必要な指導や助言を行い、快適な生活環境を確保し、区民の健康・安全を守ります。	区民やオフィスの事業者に向けて計画的に情報発信及び相談、調査を行い、区民の快適で健康な暮らしの向上を図ります。	生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質、家屋の気密化によるダニ、カビ、結露の相談を受けつけました。平成24年3月に、ダニによるアナフィラキシーを防ぐためのパンフレットを作りました。平成24年3月に、区民やオフィスの事業者に向けて住まい衛生講習会を開催しました。	快適な生活環境確保のため、住まいの衛生講習会やパンフレットの作成で情報発信を行い、事業周知に努め、引き続き区民の快適で健康な暮らしの向上に取り組みます。	C	—	①乳幼児の親からダニやカビの住まいのアレルゲン調査の要望があります。 健康で快適に住むため、シックハウス対策や家屋で発生した害虫について適切な助言が欲しいとの要望があります。	現状維持
	123	医薬品等の安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	区民の医薬品等による健康被害を未然に防止し、健全な生活環境を確保します。	薬局、医薬品販売業、管理医療機器販売・賃貸業、毒物劇物販売・取扱業、家庭用品販売業の許可・登録・届出時の審査と営業後の立入検査等による監視指導を行います。	①改正薬事法の経過措置終了に伴う医薬品販売店の業態転換を完了しました。 ②医薬品や毒物劇物の事故発生時には東京都等他自治体と情報交換を密にし、速やかに事業者に対して適切な指導を行うよう努めました。 ③医薬品の安全管理や法令改正については随時、関係者への情報提供を行い、周知を図っています。	①医薬品販売時の専門家による安全使用のための確実な情報提供をさらに推進するよう求められています。 ②毒物劇物営業者・取扱者に対する法規制の周知徹底と危機管理体制の整備を促進する必要があります。	B	—	①地方分権により、平成24年度に毒物劇物取締法の権限が、平成25年度には薬事法の薬局に関する権限が区の事務となることから、きめ細かな監視指導の実施が求められています。 ②覚せい剤等薬物乱用防止に関する啓発活動を行っている東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会の活動を賛助しています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
福祉・健康	124	食品の安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)、平成23年度食品衛生監視計画	文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。	区民・食品関係事業者・行政のリスクコミュニケーションを充実し、食品関係施設の自主管理の推進とともに、地域の実情に合わせた監視指導を行います。主な取り組みは次のとおりです。① 食の安全性情報の共有化の推進 ② 食品衛生関係施設の自主管理の推進 ③ 食品衛生関係施設への監視・指導 ④ 流通食品の監視 ⑤ 違反食品、食中毒発生時等緊急時の迅速な調査対応と、その整備の拡充	事業者に対する自主管理推進への指導と肉の生食による食中毒防止、基準設定についての普及啓発を行いました。また、放射性物質関連で牛肉流通調査の緊急調査対応を行い流通の安全確保を確認しました。また、食中毒関係の相談、調査事例は例年よりも少なく、放射性物質に関する相談や生食肉に関する相談など微増した食の安全に関する相談対応をしました。	牛レバー禁止に伴う監視指導や都府県条例改正に伴う加工製品取扱届出施設への監視指導を徹底し、違反や事故の未然防止を図る必要があります。また、食に関する情報の共有化事業では参加率向上と、時事に応じたテーマやホームページ上での啓発発信の充実と、食品衛生協会と協働し、食の信頼度への向上を目指す必要があります。	B	—	①区民から食のリスクや食の安全に関する最新情報提供の要望が高くなっています。また、事業者から最新の技術・知見に基づく衛生管理・技術支援の要望が高くなっています。 ②区民・事業者等の意見を反映した文京区食品衛生監視指導計画を策定し事業を実施しています。また、食品衛生推進員を活用した啓発事業と文京食品衛生協会との協働による自主的衛生管理の推進を図っています。	現状維持
	125	動物との共生社会支援事業	健康ぶんきょう21	犬・猫などの動物の飼い主が、動物の正しい飼養に努めるよう普及・啓発を図り、動物愛護団体等様々な主体と連携し、人と動物とが共に暮らせる良き共生社会を目指します。	動物との共生や動物愛護、犬・猫の正しい飼い方について、イベントや講演会の開催、ポスター・リーフレットの作成及び区報やホームページなどの活用により、普及・啓発を行います。また、動物の飼養指導員や普及員、動物愛護団体等の協力を得て、動物の適正な飼養を推進します。飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の助成を行います。	・動物との共生社会支援事業についてはイベントを2回、講演会を3回(うち2回はイベント期間中)開催しました。来場者数の合計は1,177人でした。 ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術については586匹の猫の手術を実施し(560匹予定)、実施率は105%でした。 ・指導員・普及員・協力員については41人が活動に参加し、区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、犬及び猫の正しい飼い方の普及啓発や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を実施しました。	・猫については苦情件数が22年度に比べ38%増加しました。特に汚物・汚水に関する苦情が増えています。引き続き去勢・不妊手術により繁殖抑制をするとともに、適正飼養に努めるよう、飼い主に啓発をしていくことが必要です。 ・犬については、登録数が6,200頭を超えており、糞尿被害や鳴き声の苦情も多いことから、飼い主に対して狂犬病予防注射や適正飼養の周知徹底が必要です。	B	—	①「飼い主のいない猫の去勢・不妊手術助成事業は是非継続してほしい(助成券申請者)。」「犬の飼い主に対して、散歩のマナーを周知徹底してほしい(犬のふん尿被害苦情者)。」 ②普及員、協力員として動物衛生事業の普及啓発活動を行っています。また、猫の助成制度を知り、新たに去勢・不妊手術を試みようとする区民が増えています。	現状維持
コミュニティ・産業・文化	126	地域活動センターの整備		区民サービスコーナー、ふれあいサロン事業の拡充、立ち寄りスペース業務、安心・安全まちづくり事業、環境・高齢福祉施策などの事業を実施し、地域の相互交流を促進するとともに地域コミュニティの活性化を図る地域の拠点施設とするため、地域活動センターの建て替えを進める。	地域に密着した区民サービスを提供し、区民が身近に利用できる施設としての機能を整えた地域の拠点として、地域活動センターを整備する。湯島地活は総合体育館と併設し、向丘地活は第六中校と併設し、大原地活(千石交流館含む。)は子育て施設と併設して建設する。また、礪川、大塚地活は、区民課を中心とした関係課により検討を進める。音羽地活は、福祉センター跡地利用のなかで検討する。	湯島地域活動センター及び向丘地域活動センターについては、工事に着手した。大原地域活動センターについては、町会連合会との意見交換会や区民説明会を経て、実施設計を終え、工事に着手した。	湯島地域活動センターは、体育館との複合施設のため、24年度に運営や移転に向けた調整を進める。また、開設に向けては、地域活動団体や利用者に対して、使用に関して十分な説明を行い、周知を図っていく。礪川、大塚、音羽の地域活動センターは、24年度に建替への方向性を検討する。	—	A	①区民利用の場となる多目的の集会施設を設けてほしい。 ((仮称)千石拠点施設建設に伴う近隣説明会より) ②多目的室や打合せスペース、会議室など、施設の利用、規模などについての区民説明会、関係団体への説明を実施した。	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	127	ふれあいサロン事業		あらゆる世代が気軽に地域活動に参加できるよう交流の場を提供すること、及び地域活動を担う人材発掘・育成を支援することを目的とし、ふれあいサロン事業を地域活動推進の拠点として位置づけ、住民の相互交流を促進し、地域コミュニティの一層の推進や活性化を図ります。	汐見、駒込地域活動センターを中心にふれあいサロン事業を実施し、多世代間交流の場を設けるとともに、地域活動を担う人材発掘・育成を目的とする講座を企画・実施します。実施事業については、毎年度見直しを行って充実を図るとともに、施設の状況等を勘案しながら、小規模講座等できる範囲で小石川地区へ展開し、また、平成25年に開設する湯島地域活動センターにおいても、ふれあいサロン事業を展開します。	親子や働いている世代を対象とした事業を新たに企画に入れ、新規に8講座(PRイベント3事業を含む)をNPO等と企画、実施し、計7,621名の参加がありました。実施事業全体の参加率は76.4%、アンケートでは70.8%の方が講座内容について「大変良い」という評価をいただきました。	講座満足度が若干低下しているため、内容の見直しを進め、また、地域活動を担う人材の発掘・育成をする講座を充実させていく必要があります。施設の状況等を勘案しながら、小規模講座等できる範囲で順次ふれあいサロン事業を展開していく必要があります。	A	—	①レベルアップした講座を行ってほしい。地域の人達の力を集めての企画は大変感動的かつ有意義。短い時間(単発講座)の中で仲間を作るのは難しい。(各種講座参加者アンケートより) ②区民の方が講師となって、そば打ち体験教室やトールペイント入門を実施することができました。また、平成24年度からは、提案型のふれあいサロン講座を実施し、区民参画を進めていきます。	拡充
	128	地域貢献講座		長年にわたり社会活動に従事し、各分野の知識や技能を持っている方に、地域活動運営に携わる足がかりを提供します。また、これを契機として区とNPO・事業者との協働事業の活動等に寄与できるようにします。	区単独ではなく、地域活動を研究している団体との協働事業として企画・運営を行います。実習を中心・核とした経験体験型の教科目編成とし、学術的教科は、目的達成の補強にとどめることで、実践的な講座とします。また、地域活動促進の浸透を狙い講演会を併せて開催します。	受講生の中で、同じ分野の活動を志す者同士がコミュニケーションをとる姿が見られました。また、受講後のアンケートでも9割が内容を評価しており、“地域活動のきっかけ”という講座の目的は概ね達成できたと考えます。また、前年度の修了生が参加する科目を設定したことでリアリティがある討議ができ、より一層受講生の意欲を高めることもできました。修了生の今後の活動に期待が持てます。	修了生の受け皿となる活動の場が必要と考えます。修了生の追跡調査を実施して活動状況を把握するとともに、修了生の受け皿となり得る区事業の洗い出しや創出、既存事業における修了生の活用を促します。特に、現在検討中の新たな公共の担い手との協働においては、本講座で習得したスキルが十分に発揮できることから、修了生の活用方法を検討していきます。	C	—	①・実習はとても勉強になった。もっと多くの人が講座以外でもNPO、ボランティアに参加できる場を必要と感じていると感じた。 ・協力した学生の実体験を聞きかかった。 ・大学生の活用が今一つで客観的に観察している程度だった。学生にも8回の感想を発表してもらうことで、若い意見が聞ける機会になったかもしれない。(受講者アンケート) ②講座の企画・運営を区内の大学研究室と協働で実施した。	拡充
	129	交流館の改修		区民の福祉増進と地域社会の良好なコミュニティ形成支援の拠点である交流館の役割は重要であり、交流館利用者の安全確保のためにも、その耐震化について検討し、施設の耐震化整備を進めます。	「文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラム」に基づき、耐震ランクCランクとされている、大塚北交流館、本駒込南交流館、本郷交流館の3館について、平成27年度までに耐震改修、建替えなど、いずれかの方法で耐震化を進めます。また、千石交流館は千石一丁目用地を利用し、建替えを行い、水道交流館については、職員住宅との複合施設であるため、担当課と耐震化について協議を進めます。	千石交流館については、町会連合会との意見交換会や区民説明会を経て、基本設計及び実施設計を終え、千石一丁目へ大原地活との複合施設として建替えを進めました。	大塚北交流館、本駒込南交流館、本郷交流館及び水道交流館については、関係各課との分科会を設置し、耐震化について協議を進めていく必要があります。	—	B	①クーラー等空調設備が古い。和式トイレを洋式に変えられないか。(指定管理者による報告資料) ②千石交流館については、町会連合会との意見交換会や区民説明会を行いました。また、その他の交流館についても、耐震化を行うにあたっては、利用者である区民の意見を活かした耐震整備を行います。	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	130	地域活動参加支援サイト		地域コミュニティの活性化を図るためには、NPO等地域活動団体の様々な情報を相互に共有することが不可欠です。また、参加者間の意見交換の場を設けることで、一層の参加促進が図られるようにします。	地域公益活動情報サイト「こらびっと文京」は、地域活動の情報を発信する有効な手段として開設して4年を経過し、地域活動に理解や関心、興味のある区民に浸透してきています。このサイトを利用して意見交換の場を提供します。	経済産業省が運営する、ツイッターを利用した政府・地方公共団体の取組集「がぼったー」への登録や社会貢献活動を積極的に推進する企業にも登録・協力していただくなど、サイトの活性化に向けた取り組みを着実に実施してきた結果、開設当初からのアクセス累計が15万件弱に上りました。	相互コミュニケーション機能の付加には、個人情報の流出や悪質な誹謗・中傷、犯罪への悪用等を防ぎ、サイトの信憑性と健全性を確保することが大きな課題であり、そのための運用ルールの策定やセキュリティ対策等が重要となります。また、初期投資やランニングコストの抑制、運用手法等についても十分な検討が必要となります。	C	—	①・SNS上で協働相手を募集したり、企画を提案したりという掲示板機能があれば便利だと思えます。 ・SNS機能は団体・個人の交流という点で必須だと思えます。 (こらびっと文京開設4周年登録団体調査) ②管理運営を特定非営利活動法人文京区中小企業経営協会と共同で実施しています。	改善・見直し
	131	(仮称)新たな公共の担い手専門家会議の設置	文京区基本構想	文京区基本構想に掲げた新たな公共の担い手との協働を推進するため、専門家による会議体を設置し、NPO、事業者等と区との連携のあり方や、新たな公共の担い手を創出するための仕組みに関する提言を受けることです。	学識経験者と実務経験者の5名の委員で構成する「文京区新たな公共の担い手専門家会議」を設置し、提言内容を検討していきます。	会議は8回開催し、24年4月10日に提言を受けました。提言は「区の基本姿勢」と「担い手創出の具体的な手法」の2点が示され、内容は専門の見地からの意見等が十分反映されたものとなっています。	今後、提言の実現を図るために、区として取り組む際の方法等を検討する必要があります。	—	A	②会議の性質から区民公募等による区民参画ではないが、委員全員が区内在住、在勤又は区内在住であった委員で構成されています。	終了確定
	132	男女平等参画推進事業	男女平等参画推進計画	女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現のために、男女平等参画推進計画に基づく施策を推進します。	男女平等参画推進計画に基づく施策を推進するため、有識者や公募区民から成る文京区男女平等参画推進会議により、事業の推進状況の確認や評価を行います。また、講座開催や啓発誌の発行により、意識啓発や理念の周知を行います。	女性の就労支援セミナー、パソコン教室などの実践的な事業を開催し、啓発紙パートナーでは社会状況に合わせた意識啓発を行いました。ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰では区内企業10社を認定するとともに、東京都労働相談情報センターとの共催により各社の取組み事例紹介、経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスについてのセミナーを開催しました。相談事業では259件のカウンセリングを行い不安や悩みの軽減、専門機関の紹介を行いました。	男女平等参画社会における社会的参画の推進を目指し、個人や企業へ多様な支援を行うことが必要です。	B	—	①事業実施後のアンケート結果では、パソコンなどのスキルアップ支援への事業継続要望が多く、WLB事業については、企業・個人が取り組むべき両立支援の視点や働き方についての周知を望むものがありました。 ②区民公募委員の参画により、男女平等参画推進会議を運営しています。	現状維持
133	男女平等センター事業の充実	男女平等参画推進計画	男女平等参画を推進する拠点施設として、区民に学習の機会、活動の場を提供します。	文京区女性団体連絡会を指定管理者として施設の維持管理及びセンター事業の企画・運営を行っています。	町会と協力し地域への事業周知に努めるとともに、男女平等参画の更なる推進を目指して記念講演会等の事業(10回)を開催し、センターだより(3回発行)、ローバー展示等による啓発を行いました。 研修室利用(4,233件)により活動の場を提供し、安定した管理運営を行いました。 ※平成23年11月から平成24年1月までの3ヶ月間、全館休館による空調設備改修を行いました。	男女平等参画推進計画では地域における推進活動の拠点として位置付けられており、多様な年代が利用、参加ができるよう特に若年層への更なる事業周知が必要です。	A	—	①・差別の疑似体験ができるセミナーで男女共同参画の意味が良く分かった。(参加者アンケート) ・インターネットによる予約も検討して欲しい。(利用者懇談会) ②文京区女性団体連絡会が指定管理者として運営を行っています。	現状維持	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	134	文京区技能名匠者認定事業		ものづくりに携わっている技術者の社会的評価を高め、もって伝統的技術、技法の維持向上と技術習得意欲の増進を図り、また技術者の地位向上と後継者の育成への努力を通して、区内産業の振興及び発展を図っていきます。	学識経験者、職能団体代表者等で構成される審査会において認定希望者を審査し、適格とされる者を技能名匠者として認定します。	募集期間中にシビックセンター1階アンテナスポットで過去の認定者の作品を展示し、事業の周知を図りました。また、区報やチラシを作成、区民、産業団体等に配布し、広報活動を行いました。 23年度は1名を認定しました。	現在まで86人が認定されています。今後は違う分野からも認定者を増やすため、様々な分野の団体に事業の周知をする必要があります。	B	—	①認定を受けたことにより、区や地域のイベント事業に参加する機会ができたこと、また、文京区の産業情報誌で紹介された事により問い合わせがふえました。同業者の輪が広がり技能者同士のネットワーク作りができました。(認定者)	現状維持
	135	産学連携支援事業		区内大学等と区内中小企業が連携することにより、区内産業の活性化を図ります。	区内大学等と連携し、区内中小企業が大学の資源や研究成果を活用できるよう、橋渡しの役割を果たします。区だけの支援ではなく、国・都等の支援を受けられるためのコーディネートも行います。	文京博覧会に8大学が出展し、大学の研究成果を発表しました。平成23年度は、跡見学園女子大学、拓殖大学、文京学院大学が新たに出演しました。	大学発ベンチャー企業の育成や創業支援施設整備について、平成24年度に設置した文京区産学官連携イノベーション創出協議会で提言を頂く予定です。今後、提言を踏まえ、効果的な事業展開が求められています。	B	—	①文京区内大学関係者を集い、産学官連携について意見交換をする場を設けて頂くことは、画期的であり、大変有意義である(区内大学)	現状維持
	136	産学連携 社会起業家アクションラーニング・プログラム		地域を舞台にした実践的な教育を通じて、大学と地域との連携を促すことにより、新たな公共の担い手となる人材の育成、コミュニティビジネスの支援及び地域の活性化を図ります。	東京大学との共同研究として、社会起業家を育成する講座を開催し、本郷界隈を拠点として、受講生が地域課題の解決に取り組めます。導入編では、起業や地域活性化に関する講義・ワークショップを行います、ビジネスのアイデアを考えます。実践編では、NPO、商店街等と協力し、アイデアをベースとした事業化の着手に挑みます。	導入編：区民18名、学生22名、実践編：区民11名、学生3名 実践編では3つのチームを編成し、商店街と提携して文人スイーツの制作、文人にまつわる講演会の実施、小学校と提携して防災ワークショップを行うなど、本郷にある各主体をつないで、地域活性化に貢献しました。なお、受講満足度は100%であり、本事業は受講者から高く評価されています。	社会起業家には、商店街の活性化のほか、環境、子育てなど幅広いジャンルがあります。このような課題に取り組みたい受講生のニーズにも対応する必要があります。また、「新たな公共の担い手専門家会議」による提言を反映させた事業展開についても検討します。	B	—	①アクションを起こすことにより、コミュニティを活性化できる可能性について理解することができ、体験型学習の有用性を実感しました。(実践編受講生)	拡充
	137	中小企業セミナー		区内中小企業の事業主及び従業員に対し、多種多様なセミナー等を開催していくことにより、中小企業の経営を安定させ、区内産業の活性化を図ります。	セミナーや講演会などを通じて、経営等に必要知識の習得を助成します。	経済講演会：1回 起業家支援セミナー：導入編、専門編 各1回 東京都連携BCPセミナー：1回 その他セミナー：13回	東日本大震災の影響を踏まえ、BCPセミナーを実施しました。今後も、複雑・多様化する社会・経済状況に合った情報や知識を習得することが求められています。	B	—	①理解しやすい内容で、説明も上手で明確だった(講座参加者)	現状維持
138	経営改善専門家派遣事業		区内中小企業者、区内中小企業者によって組織された同業者組合、商店会、商工団体等の抱える経営課題等に、専門家が適切な診断・助言・指導を行い、諸問題の解決を図ります。	(財)東京都中小企業振興公社(以下公社)より、中小企業診断士、技術士、ITコーディネータ、ISOなどの分野の専門家を派遣し、かかった経費の一部を助成します。	区内中小企業者4社(28回)へ助成を行いました。専門家派遣の内容は、既存事業の見直し・営業力強化等・新システム導入・ITを活用した顧客開拓・社内改革の手法と必要性等でした。補助金の増額を行いました。(7,500円→9,400円)	事業をさらに広く周知して、より多くの事業者に効率的に活用していただく必要があります。	C	—	①外部の専門家の方から助言をいただく事ができ、非常に参考になりました。また、文京区が費用の一部を補助してくれるので非常に助かります。(利用者)	現状維持	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	139	新製品・新技術開発費補助		区内の中小企業者が新製品や新技術の開発等によって、新たな市場の開拓や販路の拡大に取り組む場合に要する経費の一部を助成することにより、区内の中小企業者の技術力の向上と経営基盤の強化を促進します。	斬新なアイデアや独創性のある新製品等の開発に要した経費の一部を助成します。平成21年度からは、新たに産学連携事業枠(2件)を設けています。また、従来は助成対象業種を製造業に限定していましたが、平成23年度より、ソフトウェア開発業、情報処理サービス業も対象にしました。	平成23年度は、2件認定しました。 ・スマートフォン端末におけるニュースサイト専用の自動変換技術 ウェブサイトの記事をスマートフォンの小画面でより効果的に表示する技術 ・皮膚真皮評価用小型SS-OCTシステム 皮膚の微細な内部構造やその変化を瞬時に、非接触で見ることができるシステム	産学連携事業枠の申請が依然少ない状況にあるので、一般枠も含め、対象者への周知を図るために効果的な広報を行う必要があります。	B	—	①補助金を受けられたことにより、新製品の研究開発を進めることができ、かなり助かりました。(認定事業者)	現状維持
	140	チャレンジショップ支援事業		区内商店会の空き店舗で開業する地域に根ざした起業家を支援します。また、商店会の空き店舗を活用することで、区内商店会の賑わいの創出と活性化を図ります。	区内商店会で発生した空き店舗等で開業する起業家に対し家賃補助を行います。また、専門家による経営相談等を行い、創業時に起きる諸問題の解決等を支援していきます。	これまで周知を図ってきた結果、商店会長等地域の方々からも、新規出店者などに対して、本事業のことが伝えられるようになってきました。その結果、計画を超える8件もの申請があり、計画の5件を認定しました。認定者の紹介をCATVやアンテナスポット等で行い、事業と認定店舗の周知に繋げるとともに、店舗の売上や商店会の活性化に貢献しました。	審査会の基準が、開業後の店舗と開業前の店舗で同じ為、審査基準を分ける必要があります。また、認定数を上回る申請件数が数年続いております。商店街から認定件数増加の要望もできています。	B	—	①家賃の補助に加え、区が派遣する専門家による経営相談が事業モデルの確立などに役に立ちます。また、起業家同士の交流が生まれ、そこでの情報も役立っています。(認定事業者)	拡充
	141	中小企業等資金融資あっせん事業(利子補給)		区内中小企業者の金融機関からの円滑な資金調達を促し、かつ融資を受けた際の借受者負担を利子補給で軽減することによって、経営の安定及び経営基盤の強化を図り、区内産業の振興につなげます。	区内中小企業者が必要とする事業用資金を取扱金融機関に対し融資あっせんを行い、支払った利息の一部補助を行います。	年間6,769件の利子補給を区内事業者を実施しました。また、次年度に向けて利率の見直し、新規メニュー「借換資金」の創設を実施しました。利子補給は、支払利息の一部を長期間にわたり補助し、利用者の負担を軽減することで、経営基盤の強化につながります。区内中小企業者への支援として、事業経営の安定や経営基盤の強化を図るために資金調達は円滑にすることは、有効な支援策です。	新規メニューについて、実績を踏まえたうえでの見直しをする必要があります。また、その他特別融資についても、引き続き時代のニーズに合った融資メニューを構築する必要があります。	A	—	①区から利子補給があるので、低利で利用ができる。利用者にとって、利用しやすい制度である。(窓口) ②直接的な区民参画はありませんが、日々の窓口対応で得た区内事業者からの情報を活かしたサービス運営や案内等を行っています。また、区内事業者と深いつながりのある、本事業について文京区と協定を結んだ各金融機関と毎年3月に融資協議会を開催しています。	現状維持
142	中小企業エコ・サポート事業		中小企業の光熱水費等の固定経費を削減させるために、省エネ改修や省エネセミナーを実施するとともに改修のために投資する設備の一部を区が助成し、区内の中小企業の省エネルギー対策に関する普及啓発を行います。	中小企業に対し、省エネ研修(年に2回開催)・省エネ診断・省エネ改修(診断結果の反映)・改修後診断を一連の流れとしたプログラムで実施します。省エネ改修については、補助事業とし、省エネ研修・診断に参加した中小企業の中か助成し、区内の中小企業の省エネモデル企業を3企業募集し、省エネ改修を実施します。モデル施設は改修効果を報告し、次年度の研修で事業所をエコ見学会施設として提供していきます。	中小企業に対し、省エネ研修(10月、1月の年2回開催)・省エネ診断・省エネ改修(診断結果の反映)・改修後診断を一連の流れとしたプログラムを実施しました。23年度は省エネセミナー受講者のうち、省エネ診断を受けた事業者の申込を受け1企業に省エネ改修補助事業を行い、その事業所を会場として省エネセミナーを実施しました。	事業のさらなる周知が必要となります。省エネセミナーや省エネ診断も積極的に受けつもらい、広く省エネを進めていく必要があります。また、事業者にとってさらに利用しやすい事業にしていける必要があります。	B	—	①省エネセミナー受講者からは、具体的で、実際に省エネ改修工事をおこなった企業を見学する事ができ、非常に良かった。(セミナー受講者) 実際に光熱費を減らす事ができて良かった。(診断企業)	改善・見直し	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 産 業 ・ 文 化	143	産業情報ネットワーク事業		区が主体的に地域企業をネットワークで結び各種情報の迅速な提供を行い、区内中小企業の振興を図ります。	B-なび(文京ビジネスナビゲーション)の会員である中小企業等に対して、各種情報の提供を行うとともに、ホームページを通じて会員企業の情報を全国に発信します。	アクセス件数は昨年度より減少していますが、年度末に講習会を開催し、受講者が積極的にB-なびの更新をすることにより、内容の充実を図ることができ、2月、3月のアクセス件数が伸びました。	アクセス件数及び登録者数の増加を図るために、周知方法のほか、B-なびの内容・構成も見直す必要があります。	C	—	①B-なび登録企業より、ホームページを持っていないでも情報発信ができる、講習会の充実を図って欲しいとの意見があります。	現状維持
	144	産業情報誌発行		区内中小企業が必要とする経済・経営等の情報を提供し、区内中小企業の振興・発展を図ります。	区内の経済動向、景況調査結果の要旨、区の産業振興施策の紹介などを主な内容として、四半期に各3,600部を発行し(年4回)、景況調査協力企業・商工団体・関係機関などに郵送するほか(商工団体を通じて区内中小企業へ配布されます。)、区でも配布します。	H23年度は合計4回(3,600部×4=14,400部)発行しました。 区内で活躍されている方々(NPO、大学、ベンチャー等)のインタビューや産学連携に取り組んでいる大学の紹介など様々な企画を実施しました。 購読者にとって有益な情報を提供できるように様々な記事を掲載し、文京区ホームページでも掲載しています。 また、発行部数を前年度から100部増やし、3600部としました。	区内中小企業にとって必要な情報を提供するために、様々な工夫をこらした記事をさらに掲載していく必要があります。 また、読者の反応、ご意見を知る機会を増やし、ニーズを把握していく必要があります。	A	—	①毎回さまざまな記事が掲載されるので非常に役に立っています。(区内中小企業者)	現状維持
	145	産業物販展(文京博覧会)		製品や技術について実際に見たり体験したりすることによって、より多くの区民に区内産業についての認識を深めてもらいます。	自社製品の展示・実演、販売などを行うことによって、区内産業の製品や技術を広く紹介する機会とします。	各団体の展示ブースを来場者にご覧いただくことにより、区内産業をPRすることができました。	1団体あたりのブースのスペースが十分ではないので、レイアウトや会場確保等で工夫する必要があり、あわせて各会場間の回遊性を高める工夫も引き続き必要となります。また、集客を高めるために、PR方法のさらなる工夫も検討する必要があります。	A	—	①「今後も続けていってほしいです」、「ますますの発展を希望します」(来場者アンケート) ②出展団体・企業によって実行委員会を構成し、産業物販展の実質的な運営を担ってもらっています。	現状維持
	146	商店街販売促進事業補助		区内商店街の活性化や販売促進に供するために、事業補助を行います。	区内商店会、商店街振興組合、文京区商店街連合会及び文京区商店街振興組合連合会が独自に実施するイベント等の事業に対し助成を行います。また、事業終了後に実施状況を把握するため、実績報告を提出していただきます。	地域コミュニティの核である商店街の活性化のため、商店街が実施するイベントに補助金を支出しました。54のイベントが実施されました。	今後も地域の活性化のために、様々な新しい企画のイベントを商店街と研究していきます。	C	—	①商店街が実施するイベントについて補助が頂けるので助かっています。(商店会長)	現状維持
	147	商店街振興組合等設立指導及び補助		商店街振興組合連合会の基盤強化を行い、適切な運営を目指しながら、区内商店街事業の活性化を図っていきます。また、商店会振興組合設立への周知を行っています。	区内商店街に対して、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立に関する指導及び啓発を行うとともに、新規設立時に要する経費及び活動費の一部を助成します。	商店会に対して振興組合化が、商店街振興のための有効手段であることを理解してもらえよう、啓発活動を行っています。	法人化に向けて一部の商店街は動きつつありますが、必ずしも商店街振興組合の設立には繋がりません。	C	—	①商店街振興組合連合会の設立及び活動には費用がかかりますが、一部補助があるので助かります。(商店街振興組合連合会)	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	148	商店街環境整備事業補助		安全かつ快適な商業環境また、地域整備を実施することにより、区内商店街の活性化をはかります。	東京都と連携し、商店街が行う街路灯・カラー舗装・駐輪場整備・ホームページの作成などの新設、改修、その他共同設備設置等に対し、事業に要する経費の一部を助成します。	街路灯の改修・撤去・LEDランプ交換、ドライミストの導入、宅配事業への支援等により、商店街の環境整備を進めました。 ※街路灯を持つ全39商店会のうち、10商店会が本制度を利用し街路灯をLED化しました。	商店会所有の街路灯でLED化されていないものがまだ多いので、引き続き全商店会のLED化を促進していきます。	B	—	①区、都のご支援のおかげで街路灯ランプをLEDに交換することができ、CO2と電力費の大幅な削減を実現することができました。(LED街路灯設置事業補助対象商店会)	現状維持
	149	商店街ポイントカード事業補助		区内の商店会活性化を図ります。	文京区商店街連合会(区商連)等が事業主体として実施する「ぶんきょう共通ポイントカード」事業に要する経費の一部について助成します。	区内共通ポイントカードの普及のため、ステージエコや文京博覧会等のイベントに参加しました。その他にも、未加盟店舗及び区民へのポイントカードの認知度を高める企画を実施し、店舗、区民へ加入促進活動を行いました。	ポイントカード加盟店数が伸びていません。このため区商連による組織的な加入促進活動が必要です。区としては、引き続き加入促進活動を積極的に支援していくことが必要です。従来のPR方法を継続するとともに、アンテナスポットを活用するなど、ポイントカードのPR方法の工夫をしていくことが必要です。	C	—	①ポイントカードのメリットや、どのお店でカードが使えるのかを、もっとPRすれば、商店街でのお買物が増えると思います(区内商店会で買い物をする消費者)	現状維持
	150	商店会加入促進支援補助		地域コミュニティにとって重要な役割を果たしている商店会の活性化を図り、商店会への集客力アップを図ります。	既に作成したリーフレットやマップを配布し、商店会への加入を各店に促すとともに、加入商店会や商店に対する支援活動を強化するためのアドバイザー派遣を行います。また、加入促進活動への功績が著しい商店会を表彰します。	商店会に未加入の店舗への加入促進活動に取り組み、その結果、約8割の店舗が商店会に加入しています。	今まで以上に商店会加入のメリットを伝えていく必要があります。後継者不足が課題となっています。	C	—	①地域コミュニティの核である商店会の加入数を増やすことが地域活性化につながると考えています。(区商店街連合会長)	現状維持
	151	消費者啓発		消費生活に関する知識の普及により消費者被害を未然に予防し、自立した消費者となる支援を行います。	出前講座を実施するとともに、情報誌や啓発冊子の作成、配布を行います。	出前講座では、目標回数を超え53回実施し、講座の延べ受講者数は2,747人で2年連続2千人を超えています。 東京都消費者行政活性化交付金を活用して、子ども向け金銭教育出前講座の実施や、消費生活センターガイド等の作成、ポスタープリンターを購入して様々な啓発活動を行いました。	前年より実施回数は増加し、新しい種類の団体にも実施したが、消費者相談の件数が依然多いため、60歳以上の消費者と、インターネットトラブルやマルチ商法等の被害に遭いやすい若者への啓発活動として、出前講座を引き続き充実させていく必要があります。	A	—	①DVDが分かりやすかった、クーリング・オフのことが分かった、インターネットの怖さがわかった(以上生徒)。また実施してもらいたい(教員)。 ②消費生活研修会や普及啓発事業の際に、消費生活推進員に一言アドバイスを話してもらったり、啓発チラシの配付をお手伝いしていただいています。消費者団体にも啓発パンフレットの配布に協力をいただいています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	152	消費生活推進員		消費生活に関する基礎知識を学ぶ機会を設け、「賢い消費者」を増やします。	(財)日本消費者協会による年間10回の講座の受講と、同協会が実施する消費者力検定試験を受験します。	30名定員のところに24名の応募があり、全員受講しました。より多くの受講者と啓発活動を行えるよう、4級以上の級に認定された方を消費生活推進員としました(1級:0人、2級:2人、3級:10人、4級:5人)。また、消費生活推進員による啓発活動を13回行い、延べ23人の協力を得られました。	消費生活推進員養成講座受講希望者が増えるよう、PR方法などを見直す必要があります。消費生活推進員となった受講生の今後の活用方法を、引き続き考え直す必要があります。	B	—	①啓発活動に積極的に関わっていききたい。引続き学習を続けていききたい(推進員)。消費生活推進員の会として出前講座の企画、立案、講義をしたい(消費生活推進員の会＝消費者団体)。 ②区主催事業の際、消費生活推進員へ希望者を募ってセンターのPR等してもらっています。今後は、区と推進員の双方が満足のいく適切な活用方法を提案していく必要があります。	現状維持
	153	消費者研修		消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等を図ることで、区民が自立した消費者になることを目指します。	①「消費者の自立」を支援することを目的とした研修会を開催します。 ②消費生活に関する自主的な学習を支援し、消費者団体や区民グループの育成を図るため、消費者問題に関する講演会、学習会、調査研究会に係る経費の一部を助成します。	①研修会のテーマを選定する際に(昨年は防災・葬儀・整理収納・契約等実施)、現代社会における消費者のニーズ、研修会終了時のアンケート及び消費者団体の意見を参考に選定したところ、参加年齢層が更に広がりました。 ②消費者団体連絡会において、団体活動助成について説明をし、一定の活用がなされました。	①消費生活研修会の開催にあたっては、社会情勢の変化に気を配り、引き続き消費者のニーズを把握したテーマ選定が必要です。 ②団体活動助成を適切に活用してもらえるよう、更に主旨の説明を含めた働きかけが必要です。	B	—	①研修会テーマが生活に密着しており、受講してよかったです。もっと多くの方に生活向上のための知識を広められたら良いと思いました。消費問題(住宅や保険の契約・通信販売等)に困った時は、消費生活センターに相談しようと思いました。(研修会アンケート) ②消費生活推進員養成講座修了者に研修会にて消費生活センターの業務案内をお願いしています。また、子ども向け研修会では消費者団体が活動を生かした研修会を開催しています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	154	消費者相談室運営		消費生活相談員が消費者トラブルに対して助言等を行い、消費者被害の回復と未然防止を図ります。	消費生活相談員が、消費者からの苦情等に対して専門的知見に基づいて、適切かつ迅速に苦情の処理の斡旋や助言等をして問題解決を図ります。また、消費生活出前講座など啓発事業の講師や啓発資料作成をします。	平成23年度の相談件数は1,667件で前年度比27件の増加となりました。相談員が問題解決のために斡旋や交渉、調整をした回数は4,357回となり、ここ数年間4,000回を超えている状況です。昨今の相談内容が複雑・長期化しており、より効果的な対応をするために国民生活センター等が実施する研修へ積極的に参加し、質の向上に努めました。また、今まで以上に高度な法的・専門知識が求められるケースが多いため、東京都消費者行政活性化交付金を活用し、相談員のための弁護士相談と新たに専門家相談を実施しました。弁護士や専門家から助言を得ることで、相談者に対し専門的な知見から助言することができ、消費生活相談をより迅速且つ適切に解決することが出来ています。	昨今の消費者相談は複雑・長期化という傾向が続いており、より適切に対応するために各種研修会への参加や、弁護士や専門家への相談を今後も継続して行い、引き続き相談員の能力向上への取り組みが必要と考えます。	B	—	①消費生活相談員が何度も時間をかけて、業者と連絡を取ってくれて、いい方向に話が進みました。どれ程救われたかわかりません。ありがとうございました。(相談者)	現状維持
	155	大学連携推進協議会の検討	文京区アカデミー推進計画	区内に多くの大学が存在するという特長を活かし、区と区内大学とが様々な分野において相互に連携・協力することにより、文京区の魅力を高め、地域社会の活性化を図ります。	区内大学学長懇談会及び実務担当者による会合を開催し、大学連携推進協議会発足の可能性や、地域連携、大学連携をより一層推進していくための方策等の検討を行います。	地域連携担当者会議を7月、10月、2月に開催し、連携についての報告等を行いました。また、東日本大震災を踏まえた、震災時の相互協力等に関するアンケート調査を行い、今後の相互協力について検討しました。区内大学学長懇談会を1月に開催し、「大規模災害における区と区内大学との相互協力について」を議題として、意見交換を行いました。	各大学の規模や学内連携体制に相違があるため、連携協議会の発足に向け、連携担当者会議においてさらに検討を進めていく必要があります。	A	—		現状維持
	156	生涯学習一日体験フェア	文京区アカデミー推進計画	区民の生涯学習活動への参加を促すため、学習相談、学習情報の提供、活動成果の発表の場として生涯学習一日体験フェアを実施し、「学び」との出会いを支援します。	文京アカデミア講座の企画協力団体等が一堂に集い、講座の内容紹介、サークルの活動発表、学習相談などを行います。	参加団体、協力団体は回を重ねるにつれ増加し、生涯学習講座の紹介やサークル活動の成果発表の場としての役割を果たしており、来場者からのアンケートなどでは概ね好評を得ています。さらに、実行委員の人数も増加し、生涯学習支援者の活動の場としても有効に機能しています。	22年度後半から1階展示室も会場として使用していますが23年度の来場者数は伸び悩みました。23年度は天候に恵まれなかったこともありましたが、広報ツールを増やしたり、より効果的な周知方法を検討していくことで来場者の増加を図る必要があります。	B	—	①直接話が開けて有意義だった。何か参加してみたい。学習室の音響が良くない。よいイベントなので積極的に周知して沢山の来場を。など(来場者アンケート)、発表・演奏ができてよかった。こういう機会がないと区民の方々と話ができない。出展者間で情報交換できた。(出展出演者アンケート) ②企画・出展者調整・設営計画及び当日の運営を生涯学習支援者有志により構成された「文京アカデミア生涯学習一日体験フェア実行委員会」と協働で行っています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 産 業 ・ 文 化	157	生涯学習支援者の育成・活用	文京区アカデミー推進計画	「文の京生涯学習司」、「文の京地域文化インタープリター」等の本区独自の資格取得者や、区民の講座運営を支援する「文京アカデミアサポーター」など、生涯学習支援者を育成・活用し、地域における生涯学習活動の活性化や区民の主体的な学習や活動を支援します。	「学習司」、「インタープリター」、「サポーター」などの人材を育成する講座や育成した人材が一層スキルを高める講座を実施するとともに、育成した人材が連携を深めるための場を設けたり、活躍できる場を充実していきます。	「学習司」は既認定者対象のスキルアップ講座を実施しました。「インタープリター」は新たに17名を初級認定し、認定者数は82名となりました。また、初・中級認定者対象の上級講座を実施しました。「サポーター」は新たに18名が登録し、登録者数は108名となりました。活動の場では、講座企画・運営、一日体験フェア、企画展や講座のサポート等を行いました。	資格取得後の活動の場の充実を望む声に応え、さらなる活動の場を作ることが求められます。併せて学習支援者スキルアップ講座の内容等を検討する必要があります。また、「インタープリター」は現行の養成メニューは予定どおり23年度をもって終了し、新たな方向性を検討することになっています。	B	—	①資格認定者が活動する機会や場の一層の充実を望む。 (生涯学習推進関係委員会等) ②育成した学習支援者との協働を進めることが区民参画につながっています。	現状維持
	158	大学・企業等との協働の推進	文京区アカデミー推進計画	大学、企業や団体の施設・設備・人材を活用した講座の実施や、社会貢献事業の誘致により、より多くの区民が自分に合った「学び」を見つけるられるよう、講座等のメニューの充実を図ります。	大学の学習環境や高度かつ専門的な知的財産を活用するため、大学施設を使った大学キャンパス講座、大学学長の講演会(大学プロデュース特別公開講座)を実施します。また、企業や団体の社会貢献事業を積極的に誘致し、メセナ講座を実施します。	大学キャンパス講座は、26講座と22年度からさらに実施数を増やし、目標をほぼ達成しています。他には大学プロデュース講座(学長講演会)を3回、メセナ講演会を2回実施しました。	大学には専門的な学習を担うことが期待されていますが、専門的過ぎて受講生が定員割れすることもあるため、受講生ニーズの把握に一層留意して的確な企画を立てることが求められます。また、大学や企業等新たな協力先を開拓することも必要です。	B	—	①大学のキャンパスで受講できるため申込した。大学のことを知らなかったが参加できてよかった。家の近くの大学で准教授の話聞いてよかった。当初イメージと内容がズレていた。若い人向けの感覚で教室が寒かった。など(受講生アンケートより)	拡充
	159	文京アカデミア講座(生涯学習講座)	文京区アカデミー推進計画	区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供するため、魅力的な学習プログラムを用意し、時間や場所など、学習活動を行うにあたっての制約を除くための配慮と支援を行い、いつでも、どこでも、だれでも学習できる機会の充実を目指します。	地域、文学、歴史・社会、芸術、くらし、語学、健康・スポーツなど、多様な分野について学ぶことができるよう、バラエティに富んだ「文京アカデミア講座(生涯学習講座)」を実施します。また、時間や場所を問わずに、パソコンから講座等の受講ができる「eラーニング講座」を配信します。	パソコン講座は23年度からさらに増やして16回実施しました。その他の講座の実施状況はほぼ横ばいですが、講座企画募集等の時期が震災直後であったためか、自主企画のうち生涯学習支援者からの提案企画が少なくなりました。講座受講生からのアンケートでは、大半の講座で満足度が80%を超えています。	一層バラエティに富んだ講座を実施することや区の政策課題も念頭に置いたテーマに関する講座を企画することが求められています。また、勤労者や子育て世代なども参加しやすいメニューも実施していますが一層充実することが求められています。	B	—	①内容が高度過ぎ、内容が易し過ぎと両意見有り、回数が多過ぎ、少な過ぎと両意見有り、その他楽しかったという意見、講師が良かったという意見多数あり(受講者アンケート) ②文京アカデミアサポーターによる講座開催時のサポート業務、区民等から提案された企画を実施する区民プロデュース講座、生涯学習司による区民プロデュース講座のコーディネート(サポート)など、様々な場面で区民参画を取り入れて事業を運営しています。	現状維持
160	生涯学習情報の一元化及び相談拠点の整備	文京区アカデミー推進計画	生涯学習に関する情報提供及び相談体制を整備することで、区民一人ひとりの学習や活動を支援し、一人ひとりの知識や意欲に応じた「学び」との出会いを支援します。	区、大学や生涯学習関係団体等のさまざまな学習情報を収集、整理、分類し、区民に情報提供できるよう情報コーナーを設置します。また、区民が気軽に相談できる体制を整備します。	多様な生涯学習活動に関する情報を収集し、広報誌(区報、スクエア、講座案内)、ホームページなどを通じて情報提供してきました。また、区民プロデュース講座の企画者の講座企画提案のための相談を受けるとともに、生涯学習一日体験フェアでは、学習相談コーナーを設け、情報提供や相談を行いました。	区民が、いつでも、どこでも生涯学習に参加できるよう支援するため、情報提供に関する環境をさらに充実させるとともに、区民が気軽に相談できる場の整備が必要です。	A	—	①平成22年1月に実施した「文京区アカデミー推進計画基礎調査」では、生涯学習に取り組んでいない理由として「十分な情報が得られないから」と答えた方が、男性60歳代と女性20歳代で3割を超えています。また、「学習や活動について気軽に相談できる窓口を充実すること」が女性50歳代で25%の方が挙げています。	拡充	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	161	図書館資料へのICタグ整備	文京区第4次電子自治体推進プラン、(文京区アカデミー推進計画)	図書館資料についてICタグによる管理を行い、業務の省力化と利用者へのサービスの向上を図ります。	図書館資料にICタグを貼付し、従来のバーコード管理方式からICタグ管理方式へと移行するとともに、自動貸出機、自動返却機、セキュリティーゲート等の設置を行います。	調査等を踏まえ、導入に向けたイメージを描き、準備を進めています。	導入時における初期経費や次年度以降の費用対効果が課題となります。また、現在の図書館システムからのスムーズな移行に配慮する必要があります。	—	B		現状維持
	162	図書館ホームページの拡充	文京区子ども読書活動推進計画、(文京区アカデミー推進計画)	図書館ホームページにおいて、子ども・中高生向けのコンテンツを新規作成し、読書活動を支援します。	図書館ホームページを専門事業者に委託し、子どもページやYA(ヤングアダルト)ページを公開し、多彩なメニューを増やします。	計画していたコンテンツは利用者が見やすいように拡充を図りました。これにより読書活動への支援を充実させることができました。	コンテンツの新規拡充は終了しましたが、継続的に、コンテンツの追加や更新を行い、情報の充実、魅力あるホームページ作りに引き続き取り組む必要があります。	A	—	①資料検索から予約、貸出履歴の確認まで、一連の流れを子ども自身の手でシームレスに行える設計が望ましい。(文京区子ども読書活動推進計画パブリックコメント) ②中学生の職場体験の際などに子どものページやYAページの企画・制作への参画を考えています。	終了確定
	163	映像資料の調査・保存事業		8mmフィルムによって撮影された文京区の様子を、フィルムの劣化と散逸する前にデジタル化して保存します。保存された映像は、行政資料として活用するほか、上映会等で多くの区民に見てもらう機会を設けます。	区報や区HP、上映会会場において、8mmフィルムの所有者に対し資料提供を呼びかけます。提供された資料はデジタル化(DVD、DV-CAM)化して保存します。また、提供者に対しても借用したフィルム返却時にDVDをお渡しします。	これまでの調査活動に加え、上映会の際にも所蔵資料の情報提供がされた。そのうち区に関連するもの、資料価値の高いもの、年代が古いもの等に重点を置き、44本(当初予定40本)のフィルムデジタル化をした。デジタル化したフィルムを中心に、その内容にゆかりのある3つの地域にて上映会を開催し、合計で200名を超える来場者があり、関心の高さを伺えた。	調査対象となるフィルムの概数の、デジタル化する本数、上映会の開催回数などの目標の達成値の設定と、デジタル化後の効果的な活用方法の検討が必要である。	A	—	①上映会においては、「往時のまちの姿が観られて嬉しい」「経常的な開催を望む」など(事業報告書より) ②文京区を活動拠点とするNPO法人に委託しています。	現状維持
164	(仮称)森鷗外記念館の整備		文京区にゆかりの深い文豪森鷗外の作品や業績を広く区民等に伝え、文学のまちとしての区の魅力及び情報を発信することにより、森鷗外の魅力を再発見するとともに、多様な人々が集う、新たな交流空間の創出と文化の振興に寄与するため、森鷗外記念館を開館し運営します。	「(仮称)森鷗外記念館」整備検討委員会の報告に基づき、記念館の建設を進めるとともに、同館管理運営検討委員会の検討結果報告により、指定管理者制度による運営の準備をすすめています。また、平成21年4月に「森鷗外基金」を創設し、広く寄附を募っています。この基金は目的を建設から運用に変更し、記念館開館以降も継続します。	①森鷗外記念館を区内外に強くPRするとともに、森鷗外が永年暮らした文京区の魅力を全国に向けて発信するため、平成23年12月より、森鷗外生誕150年記念事業を開始しました。 ②建設工事は東日本大震災と電力使用制限令等の影響により、平成24年3月20日までの工期を5月31日まで延長しました。	①森鷗外生誕150年を迎え、これを好機として、鷗外ゆかりの「津和野」「小倉」「ベルリン」との連携を深める必要があります。 ②開館に向けて、整備される所蔵資料データベースを常時、更新する必要があります。 ③開館後、来館者要望を適確に把握し、運営に活かす必要があります。	B	—	①「鷗外生誕150年にふさわしい大事業に踏み切った文京区およびそれを支持する区民の皆様」に敬意を表します。新しい記念館の完成を心待ちにしています(森鷗外基金寄附申込書) ②森鷗外生誕150年記念事業の実施にあたっては、商店街の協力を得て、区内全域に記念フラッグを掲出すると共に、記念館の地元町会からは独自記念事業の実施の申出を頂いています。	拡充	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	165	アウトリーチ事業の実施	文京区アカデミー推進計画	身近な施設で優れた芸術文化に直接触れ、参加する機会を提供することにより、区民の芸術文化に対する理解や関心を深めます。	小・中学校や地域の文化施設など、身近な施設に演奏家等が出向き、ミニコンサートを開催します。コンサートの中で参加者が演奏に参加するだけでなく、ワークショップなどの手法を活用して参加者が芸術文化に触れる機会を設けます。	23年度はアウトリーチ事業として、東京フィル及びシエナの13～14人のオーケストラによる「出前コンサート」を区立小中学校4校にて実施し、児童・生徒など1,243人に鑑賞いただきました。さらに鼓童による交流公演及びワークショップを開催したほか、ミュージネット加入施設2ヶ所でデリバリーコンサートを実施しました。	中学校での「出前コンサート」については、開催時期や実施方法など事前調整を学校側と綿密に行う必要があります。また、多くの区民のみさんが文京シビックホールで開催する主催公演に足を運んで下さるよう、広報活動の連動性をより高めていく必要があります。	A	—	①コミュニティコンサートを行った施設から「来場者に大変喜ばれた」「入館者が増えたなどの効果があった」と好評でした。今後も継続的に開催したいという希望がありました。 ②区内小中学校向けのアウトリーチ事業においては、保護者や近隣の幼稚園児童の皆さんに足を運んでいただきました。「プロの演奏を間近で聴けて良かった」「楽器を演奏してみたい」など高い評価をいただきました。今後も身近に文化芸術を感じられる工夫を行っていきます。	現状維持
	166	シビックホールでの文化芸術振興事業の実施	文京区アカデミー推進計画	優れた芸術鑑賞事業や区民参加型の事業を実施することにより、区民が文化芸術に触れ、体験できる場を提供します。また、事業を通じて芸術文化の振興を図ります。	事業協定を結ぶ芸術団体による芸術鑑賞事業や区民参加型事業をシビックホールにおいて実施します。	東京フィルによる公演を3回実施し、延べ来場者は4,934人でした。シエナによる公演は1回実施し、来場者数は1,623人でした。(大ホール) 東京フィルとシエナによる子ども向けコンサート2事業3公演を実施し、延べ来場者数は685人でした。(小ホール) 区民参加演劇は10人が受講、延べ83回の講習を経て成果を発表、来場者数は369人でした。(小ホール) 区民参加オペラは111人が受講、延べ68回の講習を経て成果を発表。来場者数は1,365人でした。(大ホール)	クラシックや伝統芸術をはじめ、高品質の公演を気軽に鑑賞していただけるよう公演企画を工夫するとともに、さまざまな媒体を活用して区内に広報活動を確立していくことが必要です。さらに24年度は森鷗外生誕150年記念事業を区と連携して実施していく必要があります。	A	—	①事業アンケートでは、「安価な価格で良い公演を楽しめた」「文京シビックホールでこの種の公演が行われて嬉しい」といった満足度の高いご意見をいただいています。 ②「区民参加オペラ」「区民参加演劇」では、舞台芸術の専門家による年間を通じた指導により初心者の区民でも本格的なオペラや演劇に参加する機会を設けています。応募者数は毎年微増傾向にあります。	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	167	文化祭／各種発表会／若手芸術家支援	文京区アカデミー推進計画	芸術文化と伝統文化を普及・発展・継承し、文化芸術情操の充実を図り、文京区ならではの文化の創造と発展を図ります。	日頃の練習の成果や、創作活動の成果発表の場を設けるとともに、区民等に対し、質の高い文化・芸術に身近に触れる機会を提供します。	例年通り、7つのつどい・大会を開催するとともに、秋の文化祭(華道展・茶会・書道展・洋画展・日本画展)を開催しました。かねてより申し込みが多かった合唱のつどいの募集枠を10団体増やした結果、参加団体が4団体増加し、全体としての微増につながりました。	依然として、若年層(～30代)の参加が少ないため、区内大学等への呼びかけをさらに強化する必要があります。全体的に参加者数の減が目立ったため、効果的な広報を図るとともに、魅力ある事業となるよう各団体と協議をしていく必要があります。	B	—	①・震災を通して「日本が元気を取り戻すために、文化芸術活動が必要」との声が多く聞かれました。 プログラムに復興をテーマとした演目を取り入れたり、復興をイメージさせる美術作品が展覧されるなど 文化を通して日本の活力を強めることへのニーズを感じました。 ②・各種つどい・大会は、区民によって構成される協会や連盟に委託しています。 ・文化祭の運営や作品審査等については、区内で活動するメンバーを中心とする文京区華道茶道連盟・文京区書道連盟・文京美術会に協賛いただき、区民が主役となれるよう呼びかけを行っています。	現状維持
	168	スポーツ交流ひろば(スポーツ開放)の運営委員会化の推進	アカデミー推進計画	区立小中学校を活用し、区民にスポーツの場を提供するスポーツ交流ひろばについて、地域の実情に沿った柔軟な運営を行うため、運営委員会による運営を推進します。	区立学校の校庭・体育館・プールをスポーツの場として区民に開放しています。開放時には、指導員を配置し、実技指導及び利用者の安全確保に努めています。	23年度は区立小・中学校18校で開放を実施しました。直営校8校、自主運営校10校です。開放日数は延べ1,427日、利用人数は延べ30,542人です。 また、夏季休業期間中に2校でプール一般開放を実施しました。開放日数は、延べ12日、利用人数は延べ1,240人です。プール団体開放は6団体で実施され、参加者は750人です。	開放校及び種目の拡大について検討する必要があります。 学校・運営委員会との連絡・調整を円滑に行う必要があります。 安定的に事業を運営するため、新たな指導員の確保が必要です。	A	—	①利用者が固定化し仲間同士のような雰囲気がありますが、初めて利用するときに参加しにくい印象を受ける場合があります。節電対策等によりプール開放の開放日数が減ったことに対し、仕方がないがもっと開放してほしいとの要望がありました。(開放利用者) ②スポーツ交流ひろば10校、プール開放2校で地域住民による自主運営を実施しています。指導員の高齢化が進んでいますが、新しく運営に参加する人が見つからない状況です。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	169	スポーツ団体等協働事業	アカデミー推進計画	<ul style="list-style-type: none"> 区内に拠点を持つプロスポーツ団体や地域のスポーツ団体等との連携・協力体制を構築し、区民がより一層レベルの高いスポーツを身近に観戦できる機会を提供し、スポーツに関心を持てるようにしていきます。 プロスポーツ団体をはじめ、学校や地域のクラブチームなどとのふれあいの場を設けて、身近に接することができる環境をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> 参画団体もつスポーツのノウハウやネットワークを活用し、専門的な知識を収集することに役立っています。 相互協力協定を締結している団体等と協力して、事業を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 23年度は、6事業を実施し、22年度の3倍の実績を残しました。 元日本代表サッカー選手を講師に迎えた少年少女サッカー教室や読売巨人軍区民感謝デーをはじめ、セミナー、パブリックビューイングなど多様な事業を展開しました。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ団体等との連携・協力により、スポーツ選手等とふれあえる事業の実施をさらに検討していきます。 教育関係機関等との連携・協力体制を整備し、大学や地元のクラブチームとの事業を検討していきます。 	A	—	<ul style="list-style-type: none"> ①東日本大震災に被災し、一時的に文京区に避難している子どもたちと保護者を野球観戦に招待する読売巨人軍との事業では、「選手とふれあい、貴重な体験ができました(参加者のアンケート)」などの感想が寄せられました。 ②平成23年度では、スポーツ推進委員や少年軟式野球連盟、少年サッカー連盟の協力にてセミナーや教室を実施しました。 	現状維持
	170	旧第五中学校体育館の整備	文京区アカデミー推進計画	旧文京区立第五中学校体育館の現有施設を継承し、区民のための区内3番目のスポーツ施設として開館するのにあたり、リニューアルに向けた整備を行います。	改修工事を行い整備するとともに、24年4月以降の管理運営を指定管理で行なうための選定準備等を行います。また、地域住民団体等とも適宜協議検討を行い、開館へ向けて準備を行います。	平成23年7月末より改修工事を行い、平成24年2月末に竣工しました。管理運営を行う指定管理者を選定し(応募6団体)、24年4月1日に開館しました。	今後は、スポーツ施設としての周知及び利用者数の増加、施設設置の目的に沿った運営を行うよう指定管理者との連絡調整を図っていきます。また、避難所としての施設でもあるため、防災課や近隣町会、指定管理者と調整が必要となります。	A	—	<ul style="list-style-type: none"> ①駐車場を広くしてほしい、空調を入れてほしい。(スポーツ団体内覧会時アンケート)災害時は避難所としてどの部屋が使えるのか。鍵はもらえるのか。どこに避難物資があるのか。(内覧会/避難所運営協議会) ②体育館で実施する事業について区内のスポーツ団体に運営の協力依頼を行い、一般公開事業の指導に協力してもらうことになりました。今まで実施していない種目を導入することができました。 	終了確定
	171	(仮称)新総合体育館の整備	文京総合体育館建設基本構想	老朽化した総合体育館を建て替えることにより、より多くの区民がスポーツに親しむことができ、身近な場所で健康づくり・体力づくりができるようにします。	区民参画により策定した総合体育館建設基本構想に基づき、設計を行い総合体育館を建て替えます。なお、設計業者は公募型プロポーサルにより選定しました。	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事が滞りなく行われるよう、関係各課・工事業者等との打合せを定期的に行いました。 文京区体育協会やスポーツ推進委員、町会等関係団体に対して、定期的に設計内容や工事の進捗状況等の報告を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、初度調弁整備など、開館にむけての準備を進める必要があります。 区民の要望を取り入れた運営を目指し、引き続き、指定管理者と十分な協議を行うとともに、文京区体育協会や文京区スポーツ推進委員など関係団体と連絡をとっていく必要があります。 	B	—	<ul style="list-style-type: none"> ①「2階更衣室のシャワーの数を増やしてほしい」「アリーナの照明はプレーに影響の出ないような配列、明るさにしてほしい」等(文京区体育協会加盟団体からの要望) ②文京区体育協会等への説明を行い、意見聴衆を行った。今後も、文京区体育協会やスポーツ推進委員など関係団体との協議・連携を図り、より区民の要望にあった体育館運営を目指していきたい。 	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	172	2013年東京国体開催準備		地域スポーツの振興と区民の健康増進、体力向上を図り、併せて地域の活性化を目指します。	23年度に設立した文京区実行委員会を中心にスポーツ祭東京2013文京区競技の開催に向けて準備を進めています。本年度は各競技本番を想定したリハーサル大会を実施し、本大会成功のための課題や問題点を検証します。また、様々なイベントにてPR活動を行い、多くの区民の来場を促していきます。	・小石川運動場グランド改修工事が予定通り竣工、備品・物品搬入やグラウンド運営など、オープンに向け最終的な準備をしています。 ・スポーツ祭東京2013開催に向け、21の団体により文京区実行委員会を設立し、開催に向けた準備を進めています。	・本年度開催のリハーサル大会、及び来年度開催の本番に向けて、文京区実行委員会を中心に、関係団体と連携をとりながら、引き続き準備を進めていく必要があります。 ・区では馴染みのないレスリング競技の会場設置も含め、どのように運営・周知していくか。また、国体全体の効率的なPR方法等について協議・検討していく必要があります。	A	—	①「それぞれの大会で人員はどれくらいを見込めるのか。」「多数の来場者があることで会場周辺でのごみ問題が起こらないよう注意してもらいたい。」(文京区国体実行委員会) ②区を含めた21の団体による文京区実行委員会での運営、大会運営ボランティアの募集、会場地周辺環境美化活動への参加、ゆりーとダンス指導者派遣等の区民参画を計画します。	拡充
	173	スポーツ指導者の育成と活用	アカデミー推進計画	スポーツ推進委員・スポーツリーダー及び区内スポーツ団体の指導者に対し、研修会や講習会を実施し、専門技術や指導力の強化を図っていきます。区内のスポーツクラブ、地域住民のスポーツ団体等に技術向上のための支援を行い、地域スポーツの振興を図ります。	スポーツ指導者の資質向上のため、専門技術・メンタルトレーニング・指導方法・安全管理等の講習会を開催します。スポーツ団体等に実技指導員(スポーツ推進委員またはスポーツリーダー)を派遣します。	23年度は、スポーツ推進委員の意見・要望を取り入れ、上級救命講習会及び障害者スポーツをテーマにした講習会を実施しました。参加者数は延べ53名です。延べ37団体(10種目)から、スポーツ推進委員64単位、スポーツリーダー52単位、計116単位の派遣依頼がありました。	指導者の資質向上と、若手の指導者育成が必要です。指導者派遣は依頼してくる団体や種目が固定化しており、制度を広く周知し、利用団体を増やすことが必要です。	B	—	①参加者に応じた指導をしてくれる、丁寧に教えてくれる、技術の向上に役立つのでこういう制度は続けてほしい。(派遣依頼団体) ②指導者講習会の企画・運営はスポーツ推進委員と協力して実施しています。	拡充
	174	観光リーフレット作成助成	文京区アカデミー推進計画	文京区の様々な観光資源等を紹介するリーフレットを作成して無償配布し、一般観光客の区への誘致を図ります。	区内観光施設及び名所・旧跡等観光資源を紹介する観光リーフレット及び食に関するリーフレットを、文京区観光協会に補助金を交付して作成し、本区を訪れる方の要求に応えるとともに、文京区観光インフォメーション、シビックセンター展望ラウンジ、東京都観光情報センター及び花の五大まつり等の会場で配布し、観光客の誘致を図ります。	予想を上回る需要により不足が生じたため、23年度は大幅に増刷し、多言語化(英・中・韓)にも対応しました。その結果、まつりのイベントや観光インフォメーション、区内外の公共施設における需要にも充分応えられています。新たに整備した展望ラウンジにも同様の配備を行い、好評を博しています。	24年11月の森鷗外記念館の開館に合わせ「おさんぼくん」の更新を予定するとともに、「おいしゅうござい まっぷ」についても、24年度に「食の文京 ブランド100選」も改選があり内容も更新される予定です。改めて効果的な周知方法や配布計画についての検討が求められます。	A	—	①区内大学で実施される各種学会や、区内社会教育団体が参加する全国大会等が開催される際、全国からの訪問者向けに区観光リーフレットを配布したいとの要望を受け、「おさんぼくん」「おいしゅうござい まっぷ」等を提供しています。	改善・見直し
175	案内標識等統一化計画の策定及びモデル地区整備	文京区アカデミー推進計画	区内の案内標識を、現在以上にスマートで理解しやすいものとするにより、区民及び来訪者に、区の魅力と情報を分かりやすく提供します。	新たな標識のモデルを設置し、その検討を行った上で、既存標識の集約・改修及び新標識の設置にかかるガイドライン等の策定を行います。	検討結果を基に、案内標識等統一化計画の素案を策定するとともに、新案内標識のモデルを設置しました。計画素案及び新案内標識モデルについてパブリックコメントを募集したほか、モデルについては現地アンケート調査も実施しました。	新案内標識に寄せられた区民からの意見等を基に、最終的な案内標識等統一化計画を策定する必要があります。	B	—	① モデルに対するアンケートでは、色彩、周辺環境への調和、読みやすさ等について、概ね7割以上の方が好意的な反応でした。 ② 平成24年2月に計画素案及び新案内標識モデルに関するパブリックコメントを募集し、また、モデルに関するアンケート調査を実施しました。	終了確定	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	176	フィルムコミッションによる観光振興	文京区アカデミー推進計画	メディアを活用して区の情報発信を行うとともに、ロケ地見学など観光振興による地域の活性化を図ります。	ホームページによる情報提供等により、映画、テレビドラマ、CM等の映像制作者を積極的に誘致し、ロケーション撮影を行うことを通じて、区の情報発信を行います。	専門家を招いた庁内向け・区民向けの勉強会を開催し、ロケ撮影への協力に向けた機運を醸成しました。また、ロケ撮影の候補地として、坂道等を紹介するホームページを作成し、公開しました。制作者からの問い合わせは年間40件を超え、2件について撮影のための具体的な協力を行いました。	区内でロケ撮影をさらに実現させるため、まずは区有施設等での撮影手続等について整理する必要があります。また、ロケーション撮影候補地のホームページ等による紹介についても、より積極的に実施することが必要です。今後、より幅広くロケ撮影支援を展開するには、一定のマンパワーが必要になります。	C	—	② 平成23年度に、区民を対象として「ロケーション撮影支援に関する勉強会」を開催しました。	改善・見直し
	177	観光拠点の整備	文京区アカデミー推進計画	まちあるきを行う来訪者に対して、旬の情報を迅速・適切に提供するため、区内の観光拠点を整備します。	観光インフォメーションにおいて、お客さまのニーズに的確に応える情報提供を行ったり、シビックセンター展望ラウンジに映像設備を設置したりして、まちあるきを行う来訪者が立ち寄る可能性がある区内の観光拠点を充実させ、情報発信機能を強化していきます。	1階の観光インフォメーションは、ポスター・チラシ等のPRが功を奏し、年間27,239人(前年度比3,396人増)の来場者がありました。他所と比較し観光情報が充実しているとの声が寄せられています。また、25階展望ラウンジに新たに映像設備を設置し、観光情報発信拠点として整備しました。区内の観光資源を映像でご案内している外、各種リーフレットも配架し、おさんぼくんは年間8,270部の需要がありました。	来訪者の幅広いニーズに応えるため、さらなる観光情報の収集に努める必要があります。また、展望ラウンジの映像機器を効果的に運用するため、観光PR用の映像ソフトのみならず、広報課CATV担当が制作したまち歩きの特集番組を活用するなど、工夫が求められます。	C	—	① 区や観光協会主催のまつり・イベント以外にも区内行事のお問い合わせがあります。 ① 展望ラウンジに設置した映像設備から流れる音声については賛否両論いただいています。	現状維持
	178	観光土産品開発支援事業	文京区アカデミー推進計画	文京区ならではの「食」の魅力(おみやげ等)をまちあるきに付加するとともに、事業の周知活動を通じて、区の知名度向上を図ります。	観光振興を進める上で重要な「食」の魅力を高めるため、区内菓子店による新たな観光土産品(区ゆかりの文人をテーマとしたお菓子の)開発を支援します。	「文の京ゆかりの文人銘菓」の募集要項を作成し、平成24年2月1日から募集を開始しました。ポスター、チラシ等の印刷物の配布に加え、区設掲示板や区報、ホームページなど様々な媒体を活用して、積極的な募集告知を行いました。	区内菓子店に向けて広く情報発信し、多数の応募が寄せられるよう、周知活動に力を入れる必要があります。また、選定後に積極的なPR活動を行うことにより、「文の京ゆかりの文人銘菓」の普及に努める必要があります。	—	A	② 区内の菓子製造業者に対し、本事業への参加・協力を呼びかけています。また、実施にあたり、東京商工会議所、区商店街連合会、文京区観光協会等と協働しています。	縮小
	179	観光ガイド事業の充実	文京区アカデミー推進計画	来訪者を温かく迎え、本区を印象付ける魅力の一つとして、区民のおもてなしの心を醸成します。	区民を中心に観光ガイドを募集し、ガイド技術を十分に育成した後に、来訪者の依頼に応じて、区内観光スポット等を案内する事業を実施します。	23年10月から実質的にボランティアガイドの活動が始まりましたが、区報やホームページによる周知等により、各種まつりの際のガイドツアーは、いずれも定員を満たしているほか、グループ・個人申込みのツアーも需要が高まっています。	区内のまち歩きをする観光客の幅広いニーズに応えるため、さらなるボランティアガイドのスキルアップに努めると同時に、第2期生の養成を着実に進め、併せて新たなルート開発も行います。PRについても、引き続き各種メディアを駆使して効果的に行っていきます。	B	—	① ガイドツアーの参加者からは、「知識が増えた」「また参加したい」等々の声があります。 ② 区民の観光ボランティアガイド数 第1期生(活動中)8名、第2期生(養成中)12名	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	180	五大まつり等の助成	文京区アカデミー推進計画	地域の町会・商店会等で組織する各実行委員会が行う「文京花の五大まつり」(さくら、つじ、あじさい、菊、梅)及び「文京朝顔・ほおずき市」「根津・千駄木下町まつり」の宣伝・広告及び実施に要する経費の一部を助成することを通じて、地域の発展と活性化及び観光客の誘致を図ります。	各まつりの宣伝・広告及び実施経費の一部を、町会や商店会等を中心に組織された実行委員会に助成します。	PRについては公的媒体以外に民間のメディアにも多数協力し、雑誌等への掲載も増加する一方、近県からの観光客も増えています。実行委員会発案による被災地支援物品販売など新たな試みも行われ賑わいを見せました。一方、各会場にて募集するガイドツアーには、毎回区内外から多数の参加者が訪れ好評を博しています。	各実行委員会の新たな取組等を後方支援し活性化を図るために、引き続き各種メディアを効果的に活用し集客に努める必要があります。その一方で、まつりを担うまちの人々の高齢化が指摘され、今後より多くの中高層や若い世代を引き込むためにも、まつりの魅力を一層PRしていく必要があります。	C	—	①花の開花情報をホームページで知らせてほしい。(観光客) ①まつりの回遊性の中で、観光客を地元の商店街に引き込みたい。(地元商店会) ②各々のまつりは実行委員会形式のため、企画運営の実施主体は地元区民です。 ②地元の東洋大学の学生が、調査研究等を目的に下町まつりのPRや運営に参画したり、あじさいまつりのイベントに参加したりしています。	現状維持
	181	国際理解推進事業	文京区アカデミー推進計画	多くの区民が外国と触れ合う機会や経験を持つ今日、区民が国際理解を深め、国際社会の一員として、世界に目を向け、外国人を受け入れる意識を共有していきます。	大学等と連携し、国際理解に資する講座を開催します。	フェアトレードに関する活動を行っているサークルのある東洋大学と連携し、「一人一人の国際貢献～フェアトレードについて考える～」と題する講座を実施、44人の参加があり、フェアトレードについての理解を深めました。区内団体等にも直接声掛けするなど、きめ細かく事業の周知を図ったため参加率が向上しました。	区民の国際理解を深めるため、どのようなテーマを設定し、また、どのように講座を進めるかなどを、引き続き検討します。	A	—	①「とても勉強になった。興味深かった。また、機会があれば参加したい。」(参加者アンケートから) ②区内大学に講座の実施を委託しました。	現状維持
	182	山村体験交流事業協力		充実した山村体験交流事業が実施できるよう協力することにより、区民が自然とのふれあいや魚沼市民との交流を楽しめる場を確保し、自主的交流への発展および山村体験宿泊施設の活用を図ります。	山村体験宿泊施設の運営事業者が実施する区民を対象とした田植え・稲刈り・川遊び・雪遊び等の山村体験交流事業に協賛し、参加者募集に係るPR業務を行います。	田植え・稲刈り・川遊び・雪遊び等の事業については、定員の2～3倍を超える申し込みがあります。体験事業のほかにも、昆虫採集や山菜とりや、地元の方のもてなし等、四季に応じた都会ではできない体験が喜ばれています。(23年度参加者アンケートより)	平日の山村体験交流事業申込者数が引き続き低迷しているため、仕事をリタイアした高齢者層等、平日利用が見込まれる層に対してPRを強化する必要があります。また、参加者募集が事業の3ヶ月前であり、当選後にキャンセルする例が多いため、募集時期を改善する必要があります。	B	—	①「自分のように田舎がない都会の人間にとっては、最高の場所」(平成24年度区民の声)「施設は清潔に保たれ、細やかな配慮を感じる」「地元の方と一緒できることで、まるで自分のおじいちゃんやおばあちゃんと接しているような気分になれる」「苗の様子、土の感触、植えた後の充実感、すべてが良い体験」「地元団体との連携プレイに関心！」「自然だけでなく、魚沼の歴史・文化に触れられてとても良かった」「もっとPRに力を入れると良い」以上、(平成23年度参加者アンケート)	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
コミュニティ・産業・文化	183	海外都市との交流事業	文京区アカデミー推進計画	海外都市とのさまざまな交流を通して、相互の発展と、友好、理解を深めます。	相互に訪問団の派遣、受け入れを行い、視察、意見交換等を行います。姉妹都市との間で、ホームステイ生徒の派遣、受け入れを行います。	昌平区訪問団を受入れ、教育関係を中心に情報・意見交換を行い、理解を深めました。ホームステイは、受入れ条件の緩和等により7名の応募があり、選考で男女各2名を決定し、姉妹都市に派遣しました。大学間交流調査のため来日したカイザースワテルン単科大学教授に、東洋大学を紹介しました。カイザースワテルン市交流コンサートにより、姉妹都市の周知を進めました。	松坡区との連絡が、先方の人事異動等によりスムーズに進まなかったため、今後は、連絡を密にし交流の進め方を考えます。昌平区とは、交流の実績を増やしていく必要があります。平成25年に提携25周年を迎える姉妹都市との周年事業を検討します。	—	B		現状維持
	184	外国人参加型交流事業	文京区アカデミー推進計画	交流事業を通して、相互に理解を深め、また、区内に住む外国人が地域社会の一員としての意識を持ち、共に活力ある地域社会を作っていきます。	町会などの地域で活動する団体と連携し、地域で行われている事業に外国人が参加する機会を提供します。さまざまな国の文化体験、情報紹介、音楽・舞踊演奏などを紹介するフェスティバルを開催します。また、外国人を対象に、区が養成した英語観光ボランティアが、区内の文化、観光施設等を案内します。	地域活動連携事業として、浴衣着付け体験会と、初めて、子供対象の交流事業を実施しました。国際交流フェスタでは、様々な異文化体験を通し、前年度より多くの交流がもてました。英語観光ガイドツアーを2回実施し、30人が参加したほか、ツアーの回数を増やし、インターネットで申込を受ける準備を進めました。	区内にどのような地域活動があるか調べ、連携を進めます。国際交流フェスタでは、日本文化の紹介が多いため、外国文化の紹介の充実を検討します。英語ガイドツアーでは、インターネット申込を開始し、ツアーの回数、内容を充実することが求められます。	B	—	①「楽しかった。またこのような事業をやってほしい」(ゆかた着付体験、国際交流フェスタ) 「日本文化の紹介が多く、外国の文化の紹介が少ない」(国際交流フェスタ) ②区民団体の講師によるゆかた着付体験を行い、外国人、日本人の参加がありました。国際交流フェスタは、区民等により組織された実行委員会が実施しています。また、ガイドツアーは、区民ボランティアが英語で外国人をガイドします。	改善・見直し
まちづくり・環境	185	地区まちづくりの推進	文京区都市マスタープラン、根津駅周辺地区まちづくり基本計画、千駄木駅(同)	根津・千駄木地区において、「まちづくり基本計画」を策定し、計画に基づいたまちづくりの実現に向けて、関係権利者の合意形成を図りながら、まちづくりの手法等を検討し、地域特性を活かした、「協働・協治」のまちづくりを目指します。その他まちづくりの機運がある地域において、都市マスタープランの実現に向けた、区民主体のまちづくりの推進を図ります。	根津・千駄木地区では、計画実現に向けて地区計画等の具体的手法を検討するとともに、区民等と協働したまちづくりの機運を醸成します。また、隣接する台東区や谷中まちづくり協議会とまち並みの考え方等について意見交換を行い、協調したまちづくりを目指します。その他の地域では、住民の要望に応じてまちづくりコンサルタントの派遣等を行い、住民主体の地域まちづくりを支援します。	根津・千駄木地区をまわり、「まちづくり基本計画」について率直な意見や要望等の聞き取りを行い、具体化への手法等を検討しました。根津地区では景観担当と連携して地域内を個別訪問し、「景観形成重点モデル地区事業」と「まちづくり計画」を併せて周知しました。	①根津地区では景観形成重点モデル地区事業との相乗的効果を発揮させる手法等について検討しています。 ②「台東区谷中地区」と協調したまちづくりを進めるため、台東区のまちづくり担当と情報交換を行っています。	—	B	①現在のまち並みの雰囲気を残したまちづくりをしてほしい。 台東区谷中と同じ商店街を形成しているので、一体化したまちづくりをしてほしい。(よみせ通り) 不忍通りの歩道拡幅も併せて進めてほしい。 町会・商店会の会合等に職員が出向き、地区のまちづくりについて種々の意見や要望をいただきました。	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	186	再開発事業助成	都市マスタープラン、ジブツセンター周辺地区・茗荷谷駅周辺まちづくり基本計画、後楽二丁目地区まちづくり整備指針	土地の細分化や老朽化した木造住宅の密集による住環境の悪化や、大震災等の災害時に被害の増大が懸念される既存市街地に対し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適なまちづくりを推進します。	事業施行者に対し、広場空間の確保の整備や災害時における一時避難場所としての防災機能の整備(防災倉庫・非常用トイレ)を指導します。また、これらの施設整備等に要する費用の補助を行うとともに、都市再開発法令等に基づき、適切に事業が遂行されるように指導・助言を行い、市街地再開発事業を推進します。	春日・後楽園駅前地区は、平成24年3月に、都より市街地再開発組合の設立認可がされました。	春日・後楽園駅前地区は、事業が本格的に動き出すこととなります。今後は、関係権利者の全員の合意形成に向けて、一層の取り組みが必要です。さらに実施設計や権利変換計画の認可に向け、進行管理を適切に行っていきます。	—	A	①周辺住民からは、建物の高さによるビル風対策や周辺道路への交通計画について意見が寄せられています。一方、関係者においては、早く事業展開をしてほしいとの意見をいただいています。	現状維持
	187	再開発事業適地地区助成	文京区都市マスタープラン、後楽二丁目地区まちづくり整備指針	市街地再開発を目指す地区において、住民主体の地元組織が実施効果の高い事業計画を策定し、それに基づいた共同化事業を推進します。	住民活動の組織化、組織の運営等への指導・助言を行うほか意向調査や勉強会・事例視察などの支援を行うことにより、まちづくりの機運を高めます。	まちづくり整備方針策定のため、国の補助金を活用して、基礎資料となる、土地登記簿による所有者調査や建物調査をするなど、また地区住民に対し、新たにまちづくりに対するアンケートの実施や検討会を開催して、意向確認を行いました。	まちづくりについては、個々の抱えている事情や考え方が、異なることから合意形成には時間を要します。	—	B	①東日本大震災以降、まちづくりに対する関心は非常に高く、何とかしなければという意識が強いです。 ②検討会や個別意見交換会では、参加者が固定されてしまう傾向にあります。	現状維持
	188	景観行政団体移行に向けた景観計画策定	文京区景観基本計画、東京都景観計画	地域の個性や魅力をさらに生かした景観まちづくりを進めるため、景観行政団体に移行するとともに、より地域特性を際立たせる景観形成の基準や重点的に景観形成を推進するモデル地区などを盛り込んだ景観計画を策定します。	景観行政団体移行に当たっては、景観計画案を作成した上で、東京都と協議を行い、同意を得ることが必要となります。景観計画策定に当たっては、学識経験者や区民などで組織する検討委員会や検討庁内連絡会、景観審議会において検討を行うとともに、広く区民からの意見を聴取するため、地域ごとに開催する意見交換会や住民説明会及びパブリックコメントを実施します。	景観計画(骨子)を作成しました。景観計画(骨子)の作成に当たっては、景観審議会、景観計画検討委員会、景観計画検討庁内連絡会を各3回開催し、学識経験者や区民などと十分な検討を行うとともに、意見交換会を10回、区民説明会及びパブリックコメントを各1回実施することで、区民意見を広く取り入れました。	景観行政団体移行に当たっての大きな課題の一つとして、東京都との協議を完了させる必要があります。そのためには、区における検討組織の意向や区民意見を踏まえ、東京都からの意見との調整を充分に行いながら、より良い景観計画(案)にまとめ上げることが肝要です。	A	—	①区民等が、地域への愛着や誇りを持って、生き生きと暮らせるまちが形成されるような計画をつくってほしい。 ②区政運営の公正さと透明性の向上を図り、開かれた区政の実現に資するため、景観審議会委員及び景観計画検討委員会委員の公募区民として、それぞれ5名の方に参画いただいています。	現状維持
	189	景観まちづくり	文京区景観基本計画	区民、区及び事業者が協働し、文京区の魅力を生かした個性豊かな景観づくりを推進します。	景観基本計画及び景観条例に基づく景観事前協議を実施し、一定規模以上の建築物、工作物、広告物などに対し、色彩や形態意匠などが周辺のまち並みに調和するよう指導・誘導しています。また、普及啓発事業として、景観形成に貢献している建物や地域活動などを表彰する「文の京都市景観賞」や区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施しています。	景観事前協議の届出物件数は、170件あり、過去最多の届出となりました。良好な届出率は63%であり、指標の計画値を下回りましたが、きめ細かく指導・誘導を行うことができました。また、都市景観賞においては、過去最多となる100件の応募を募るなど、文京区の景観に対する区民等の意識の高揚を図りました。	良好な届出率の向上を図るため、区の考え方を景観ガイドラインを用いて示すなど、景観に配慮することの重要性についての周知をさらに図っていく必要があります。また、これまで以上に区の景観特性を生かした景観形成を推進するため、景観計画を策定し、より実効性の高い景観行政を実施する必要があります。	B	—	①まち並みウォッチングで得た景観評価の結果や参加者の声を、景観審議会等に報告し、事前協議制度等の景観施策に反映させられるようにしてください。 ②区政運営の公正さと透明性の向上を図り、開かれた区政の実現に資するため、景観審議会委員の公募区民として、5名の方に参画いただいています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	190	バリアフリーの道づくり		高齢者や障害者等を含むすべての人が安全かつ快適に利用できる道路を整備します。	平成12年度に、既存の歩道や階段等の現況調査を行い、障害者等の利用に支障となる3,969か所を抽出しました。この調査結果を基に、必要性の高い所から順次整備を進めていきます。	本駒込五丁目69～56(区道1076号)、湯島一丁目4～7(同835号)、千駄木四丁目4～7(同490号)の3路線において、歩道巻き込み部の段差解消等のバリアフリーによる道路工事をを行いました。事業実施から平成23年度末までに計2,363か所の改善を行い、道路の安全性を高めました。 (平成23年度施工分) ○歩道巻き込み部等の段差、勾配の改善122か所 ○歩道内の障害物移設、撤去29か所 ○視覚障害者誘導用ブロックの設置33か所	視覚障害者用誘導ブロックの設置や歩道巻き込み部の段差解消等、個別に対応できる整備か所は、ほぼ完了しております。今後、車の出入口があることによる歩道の連続した段差や車道方向への傾きなど、個別では解消できないか所について、路線単位で整備する必要があります。このため、舗装の改修時期に併せて整備することとなり、解消までに時間がかかります。	C	—	①可能な限り歩道を広げてほしい。手すりを設置してほしい。(区民の声)	現状維持
	191	都営住宅の区への移管		平成12年3月決定の「地方自治法の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」により、概ね100戸程度までの都営住宅は、都区の協議の整ったものから区へ移管することとしています。この方針に基づき、区内の概ね100戸程度までの都営住宅のうち、条件の整備されたものについて、区への移管を進めます。	東京都と協議を行います。	100戸程度までの都営住宅のうち、条件の整備されたものについて、移管を進める区の意向を東京都に伝えました。	東京都は、現在策定中の新たな都営住宅移管計画が完成した後に、区との移管協議を行うこととしているため、これまで協議を行うことが出来ませんでした。今後、都からの申し出があり次第、速やかに協議を開始します。	—	C		現状維持
	192	高齢者賃貸住宅登録事業	第3次「文の京」住宅マスタープラン	既存の住宅ストックを活用しながら、高齢者が安心して住むことができる住宅を確保するため、高齢者向け住宅を区に登録・あっせんすることにより、高齢者の居住の安定を図ります。	高齢者の入居にあたり、バリアフリー化に必要な経費を助成します。 高齢者の入居が決定した場合、家主謝礼金、成約謝礼金を支払うことにより、家主等の高齢者受け入れを誘因していきます。 入居後、住宅に緊急通報装置を設置し、高齢者の安否確認を行います。 入居者に家賃助成を行うことで、住み替え後の家賃負担の軽減を図ります。	バリアフリー工事助成については、ほぼ23年度の目標どおり、専用部分5件、共用部分3件の実績を上げ、登録住宅の確保を図りました。登録住宅の成約が成立しなかったため、家賃助成、家主謝礼、緊急通報サービス業務委託などが継続分のみの件数となりました。	登録住宅を高齢者にあっせんしても、成約するまでに至らないケースが多いため、高齢者のニーズと登録住宅にズレがあると考えます。今後は住み替え時の高齢者のニーズを把握し、家主の協力を得ながら、高齢者の様々なニーズに対応した住宅の登録数を確保できるよう、その方策を検討します。	B	—	①今住んでいる所より安い家賃の所に住みたい。(窓口)	改善・見直し

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	193	マンション管理適正化支援事業	東京都住宅マスタープラン、東京都地域住宅計画、文京区住宅マスタープラン	分譲マンションの管理の適正化や円滑な建替え等を推進し、安全で快適な居住環境を確保します。	セミナーを開催し、マンションの維持管理に関する情報や基礎知識を提供します。管理組合に相談員(専門家)を派遣し、問題解決のためのアドバイスをを行います。	セミナーでは、講演会と交流会を実施し、合計109名の方が参加され、多くの方から参考になったとの意見をいただきました。相談事業では、管理組合への相談員派遣の外、区分所有者など個人が抱える諸問題についても専門家によるアドバイスをを行い、相談者から今後の管理組合の運営に生かせるとの意見をいただきました。	管理組合が管理の主体であること意識啓発を図る必要があります。そのため、事業周知をさらに強化し、それぞれのマンションが抱える問題点に対して、適切なアドバイスを行えるよう、実績(参加者数、派遣件数)の向上と事業の充実に努めます。	B	—	①管理会社や調査会社といった利害関係人以外の知見豊富なアドバイザーの助言は大変有益であり、派遣制度はとてども良策だと思ふ。(相談員派遣結果報告書) ②セミナーにおいて参加者同士の情報・意見交換を行い、管理組合及び居住者組織の活性化を図っています。	現状維持
	194	公園再整備事業	公園再整備基本計画	公園再整備基本計画に基づき、身近に緑や水に親しむことができる区立公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとしていくため、公園整備を行います。これにより、誰もが気軽に憩い、ゆとりと潤いを実感できるまちを目指します。	公園再整備基本計画に基づき、個別の公園の再整備プランを作成し、区民の意見を聞きながら公園づくりを行います。	パブリックコメントを実施し、区民意見を反映した公園再整備基本計画を策定しました。	公園再整備基本計画の策定が一年遅れ、平成23年度策定となりましたが、今後、当該計画に基づき、全面改修する公園・児童遊園については、意見交換会を行い、再整備に取り組んでいきます。	C	—	①「緑が多く、木陰で休息や散歩が楽しめる公園(してほしい(パブリックコメント))」「年齢、性別にかかわらず利用しやすい公園がほしい(パブリックコメント)」 ②全面改修を行う公園については、意見交換会を開催し、区民参画を図りながら公園等の再整備プランを作成します。	現状維持
	195	新江戸川公園「松聲閣」利活用事業		新江戸川公園集会所「松聲閣」を魅力ある公園施設として再整備し、公園の利用者サービスの向上と公園機能の増進を図ります。	住民要望を踏まえ集会所及び休憩所を整備していきます。	平成22年度から23年度にかけて、施設の設計と新たな事業の導入を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により募集しました。しかし、プロポーザル参加事業者は1社にとどまり、提案内容も採択できる内容に至っていなかったため、不採択になりました。	公募型プロポーザル方式による参加事業者の提案が不採択になりました。今後は、住民要望を踏まえながら、区の方針を定め、新江戸川公園集会所「松聲閣」の再整備を行います。	C	—	①「新江戸川公園に集会所を再整備してほしい。(近隣町会)」「魅力ある公園施設とするため、公園利用者のための休憩所を併設してほしい。(近隣町会)」	改善・見直し
196	コミュニティバス運行		区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の交通利便性を高めます。また、病院・福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことで、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出します。	運行事業者と連携を図りながらコミュニティバス(2路線)の安定的運行を推進するとともに、第二路線の利便性の向上を図るため、第二路線沿線協議会の設立等について検討します。	①平成23年12月21日からの第二路線運行開始に当たり、車両購入費の補助及びバス停環境整備工事を行いました。第二路線開業により、全区に占める公共交通不便地域は、23.2%から16.3%へと約7ポイント改善しました。②ルートマップ・記念乗車券の作成等を行うことにより、バス利用促進を図りました。③第二路線の開業に当たり、沿線上の4企業、2大学から協賛を得ることができました。これによりバスの安定的な運行に寄与しました。	①バス利用促進に向けた取り組みやPRを引き続き行う必要があります。 ②新たな協賛企業を確保するなど、バスの安定的な運行に向けた収入を確保する必要があります。	B	—	①「逆回りルートも欲しい。(区民の声)」「運行本数を増やして欲しい。(区民の声)」 「第二路線のシビックセンターでの乗換(待ち)時間を改善してほしい。(区民の声)」 ②学識経験者、関係団体、公募区民等が中心となる第一路線の沿線協議会を定期的に開催します。また、第二路線についても、協議会のあり方について検討を進めます。	改善・見直し	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	197	公害防止指導		騒音・振動・大気汚染等による公害への対策を進め、区民の安全で快適な環境を確保します。	騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・東京都環境確保条例等に基づいて、公害防止対策の改善指導を行います。公害の発生状況や原因をより科学的にとらえるため、機器の更新・増設を図り、複数の計測器を用いて複数の箇所データを集集するなど、より詳細な調査を行えるようにします。	法律・条例により、規制基準の定めがある事象に関する苦情受付件数は、99件あり、解決に至ったものは72件でした。	解決へ導くためには、規制値を守らせる指導だけでなく、事前の周知や工事の進め方等、幅広い観点からの指導が求められています。	C	—	①生活スタイルの多様化、エコロジーな生活への意識の高まりにより、一般家庭での給湯器等の設置例が増え、夜間運転を行うことにより、苦情の原因となるケースが出てきています。 ②苦情処理は、区民からの声に基づき対応しています。苦情発生件数は、ほぼ横ばいとなっています。	拡充
	198	歩行喫煙等の防止啓発		文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例に基づき、喫煙マナー向上を目指し、やけどやポイ捨てなどの迷惑喫煙による被害のない快適なまちづくりを推進します。	地域活動団体と協働し、駅周辺で朝の通勤・通学の時間帯に啓発キャンペーンの実施、喫煙マナー指導員による個別的な注意指導を人通りの多い道路を中心に実施します。	22年度啓発キャンペーン実施箇所に本駒込駅外4駅を加え実施、参加者は延べ442人(22年度は延べ377人)に達し、多くの区民の参画を得た喫煙マナーの啓発を図ることができました。また、喫煙マナー指導員を巡回させ、喫煙マナー違反者に対して個別的に注意・指導をすることで、路上喫煙者率を0.05%(22年度に比-0.04%)にすることができました。	地域美化活動を定着させるため、今後も地域活動団体との協働による施策の取組みが求められます。また引き続き、喫煙者に迷惑喫煙の防止や地域美化への協力を求め、安全で快適なまちづくりに取り組む必要があります。	A	—	①条例違反者に対して過料を設けてほしい。(区民の声など) ②町会や地域団体等、地域の方々と協働で、各地下鉄駅における啓発キャンペーンの実施や、私有地内でのステッカー等掲示の協力を得ていません。	現状維持
	199	環境改善舗装		治水対策や騒音対策、雨天時における走行性の向上及びヒートアイランド現象の緩和など、地球温暖化対策の一環として沿道環境の改善を図ります。	透水性舗装、排水性(低騒音)舗装、遮熱性舗装、保水性舗装等の環境改善舗装を施工します。	【平成23年度施工実績】 ○透水性舗装:7,028㎡ ○排水性舗装:629㎡	排水性舗装は、幹線道路の整備に併せて施工してまいります。	B	—		現状維持
	200	みどりのふれあい事業		屋上緑化・生垣造成等で緑化推進によるヒートアイランド対策等を図るとともに、区民が緑と触れ合う機会を拡大します。	屋上緑化や生垣造成等をする住民に、その経費の一部を助成します。また、イベント等を通じて緑化啓発事業を進めます。	生垣造成12mに助成を行いました。スタンプラリー、自然散策会、園芸教室といった啓発事業を計5回開催し、前年度より13人多い、延べ430人が参加しました。アンケート調査の結果では、9割以上の参加者に満足していただくなど、高い評価を得ています。	屋上緑化は助成実績がなく、生垣造成の助成実績も低迷しており、制度利用者増に向けた取組みを強化する必要があります。また、イベント活動を一層推進し、新たな参加者を確保する必要があります。	B	—	①「屋上緑化助成について、構造や植栽物の助成対象となる範囲を拡大してほしい。(区民)」 「区内の自然や植物について、様々な発見があり関心が高まった。(啓発事業参加者アンケート)」 ②スタンプラリー事業の運営に、区民や学生ボランティアが参加しています。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	201	環境活動団体との協働化の推進		区民をはじめ、様々な主体が環境活動に関わることで、環境保全活動に関する知識と理解を深め、区との協働化を推進します。	環境活動団体に活躍できる場を積極的に提供し、活性化を図るために、文京区の主催する事業を環境活動団体に委託します。	ネットワークがある環境活動団体に企画・運営を委託し協働することにより、幅広い環境教育の提供ができました。環境学習リーダー育成講座の修了生が、24年度の親子環境教室の運営に関わる予定です。親子環境教室は、全4回のうち、3回の講座が、定員を越えて応募があり、抽選となりました。また、アンケートでは概ねの方から好評でした。	環境学習リーダー育成講座は、講座修了後の活動の場所が限られているため、支援体制づくりが必要です。また、環境活動団体との協働の方策を探っていきます。	A	—	①環境学習リーダー育成講座は、全講座を出席するのではなく、単発の講座に出席したい旨の要望がありました。親子環境教室は、人気のある教室の再企画を期待される方もいらっしゃいました。(アンケート結果より) ②環境学習リーダー育成講座は、委託事業者が、修了生の区内環境活動参加に向けて支援しています。親子環境教室は、再度応募する受講生の方も多い状況です。	現状維持
	202	温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	区が先駆者となって二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、他の取組主体である区民・団体及び区内事業者と一体となり地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の実現を目指します。	文京区の地域における二酸化炭素排出量削減に関する取組みを、文京区地球温暖化対策地域推進計画に基づいて行います。また、文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づいて、区の事務事業において率先した二酸化炭素排出量削減に向けた取組を行います。	さまざまな地球温暖化啓発事業等の実施や、震災後の節電対応により、温室効果ガス排出削減の必要性を広く区民に周知することができました。	文京区地球温暖化対策地域推進計画を円滑に実施するとともに、より実質的な検討ができるような協議会の推進体制作りが必要です。	A	—	①「具体的な節電対策(成功例)を知りたいです。(区民による意見交換会)」 ②啓発事業は、NPO法人等と協働により実施しています。また、平成23年度より、公募区民委員を含む文京区地球温暖化対策地域推進協議会を設置し、推進体制を構築しています。	改善・見直し
	203	3R推進文京エコカレッジ	モノ・プラン文京	ごみ減量を目指した暮らしを考え、ごみ減量の実践行動を行うなど、ごみ減量について意欲の高い区民をリサイクル推進サポーターとして育成し、地域での3R活動を広げていきます。	日頃のごみ減量や3Rの暮らし方など、「エコ」に関する講座を「文京エコカレッジ」として再編し、区民が体系的に学べる場を提供します。	講座等の実施数は21回、その内訳はつぎのとおりです。基礎講座4回、ステップアップ講座3回、生ごみ減量塾4回、公開講座1回、バス見学会1回、エコ・クッキング2回、エコ先生の特別授業6回。リサイクル推進サポーター新規登録者8人。	エコ・カレッジ全般について、参加年代に片寄りがあるため、幅広い年代に対する参加意欲の促進、発掘等を行っていく必要があります。講座の内容や見学場所についても併せて検討していただくことが重要です。また、周知活動の強化を引き続き図っていくことも今後の課題です。	A	—	①【基礎講座】大変分かりやすかった【ステップアップ講座】1つのテーマを深く知ることが出来る講座があれば良いと思う【生ごみ減量塾】区民にもっとPRするのいいと思います。なるべく土日をお願いします。【エコ・クッキング】とてもエコに対して意識が変わったと思いました。無駄のないように作っていただきたいです。(受講者アンケートより) ②【文京流生ごみダイエツ】生ごみ堆肥の作り方をメインに区内NPO団体と協働してパンフレットを作成しました。	改善・見直し

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	204	3R普及啓発事業	モノ・プラン文京	家庭や事業者から排出されるごみに対する区民の意識向上を図るための啓発を行い、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、ごみの少ない社会の実現を目指します。	3R推進啓発誌等の定期的な発行や3Rに関する講演会を開催します。	区民の目線に立ち、ちょっとした工夫で取り組んでもらえるようなごみ減量の方法、ごみの排出時に気を付けて欲しいこと、各種主催イベント・講座情報などを周知することにより、区民の3Rに対する意識を啓発することができました。	3R推進啓発誌を計画的に発行できるよう、スケジュール管理を強化するとともに、幅広い区民からのアイデアなども取り入れ、内容をより充実させていく必要があります。	B	—	①いろいろな方が読めるように配付方法の工夫を求められたため、啓発誌については、23年度より町会での回覧に変更しました。 ②22年度まではモノ配慮友の会との協働で「モノ友通信」を発行していたが、活動の休止により、23年度から職員が主体となり「Bunkyoごみダイエット通信」を発行しています。リサイクル推進サポーター等からアイデアを募集し、記事を掲載しています。	改善・見直し
	205	新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	新エネルギー・省エネルギー機器を設置する区民に対し、その経費の一部及び発電した売電分に対して助成することにより、普及を促進し二酸化炭素排出量の削減を目指します。	太陽エネルギーを利用した機器及び省エネルギー機器を設置する区民に対し、その経費の一部及び発電した売電分に対して助成します。	震災以降、新・省エネルギー機器に関する関心が高まることにも、本事業が区民に周知されてきていることも加わり、助成件数の実績は増加しています。	本事業の助成対象者、助成対象機器の種類、助成金額及び募集件数について、区民・事業者からの要望や社会情勢を踏まえて、再構築する必要があります。また、売電助成事業を、25年度以降も存続させるか否かについても検討が必要です。	A	—	①「公共施設の屋根を太陽光発電事業者に貸して、使用料収入で住宅用太陽光発電の助成を行ってほしい(区民の声)」、「区民に太陽光パネルを安価に提供する事業を始めしてほしい(区民の声)」	改善・見直し
	206	区有施設の省エネ診断	文京区役所地球温暖化対策実行計画	区有全施設の省エネ診断を実施し、施設・設備等運用状況を把握した上で、施設ごとの具体的な設備の運用マニュアルである「管理標準」の作成を行う。各施設職員が「管理標準」を基に省エネ対策に取り組むための支援を行います。	区が省エネ管理業務を委託するエネルギー管理士による現地調査を行い、調査施設の職員の立合いのもと、ソフト面(運用管理面)、ハード面(設備面)両面から提案を受け、各施設の二酸化炭素削減目標(平成17年度比△17%)達成に向けて取組みを進めます。	①区有施設40か所について、エネルギー管理士から設備面と管理運用面の両方の観点で具体的な節電・省エネに関するアドバイスを受けました。 ②エネルギー管理士による省エネ診断の調査内容をまとめた報告書を基に、省エネ法で定められている「管理標準」に反映させました。	施設使用部署が設備機器を操作・調整するためには、知識や経験と関係機関への手続きが必要となる場合もあり事務が煩雑となることが課題です。また、複合施設では、建物内に併設する他部署と連携をとり省エネを推進する体制づくりが必要です。	A	—		現状維持
207	資源の集団回収支援	文京区一般廃棄物処理基本計画	町会・自治会やPTA、マンションの管理組合等の住民団体が資源を自主的に回収する活動(集団回収)を促進することによって、より多くの資源を効率的に回収し、ごみの減量を図るとともに、ごみ減量及びリサイクルに対する区民意識の高揚を図ります。	区報や区ホームページ、ちらし等を活用して事業を周知し、より多くの団体の実施を促すとともに、既実践団体に対して、報奨金の支給や補助用具の貸与、優良団体への感謝状贈呈、施設見学会の実施等の支援を行います。	集団回収未実施のマンションに職員が訪問し、働きかけを行った結果、実践団体が17団体増え、目標をほぼ達成できました。なお、集団回収では元々回収総量に対する古紙類の比率が高い状況がありますが、近年新聞雑誌等のデジタル化による紙媒体離れが進んでおり、全体の回収量を押し下げている。その影響で、資源回収量・総資源回収量に占める回収割合が下がってしまっていると考えられます。	資源回収量・総資源回収量に占める集団回収の回収割合が下がってしまいました。これに対しては、実践団体のさらなる増加に向けた働きかけや、各団体に回収品目を増やすよう呼びかけることで、量・割合を伸ばしていきます。	C	—	①回収業者と収集に関する考え方が折り合わないため、業者を変更したいとの申し出がありました(電話)。 ②集団回収は、資源回収における区民参画であり、今後も引き続き推進していきます。	改善・見直し	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	208	資源回収事業	文京区一般廃棄物処理基本計画	資源となりうるものをごみと分けて回収・資源化することで、資源の有効利用とごみの減量を推進します。	集積所で古紙・びん・缶・ペットボトルを、回収拠点で紙パック・乾電池・食品トレイ・プラスチック製ボトル・衣類・使用済みインクカートリッジを、店頭回収拠点でペットボトル・ペットボトルキャップを回収し、資源化します。あわせて、金属系粗大ごみを資源化します。	回収拠点数については、新たな施設を開拓し、計画数を上回る拠点を確保することができました。23年度から新たに開始した粗大ごみの資源化については、計画資源化率を大幅に上回る実績を得ました。また、資源の有効利用のため、23年度から有色トレイ・プラスチック製ボトル・インクカートリッジの拠点回収、ペットボトルキャップの店頭回収を開始しました。	資源回収量は増加したものの、目標には達しませんでした。今後は、資源回収量を増加させるとともに、ごみと資源の総量に対する資源の割合をさらに増やしていくことが課題です。そのためにも、23年度から回収を開始した新たな品目において、周知に力を入れ、回収量を増やしていくことが課題だと考えております。	B	—	①「衣類の回収ボックスを区役所の一階においてほしい（広報・区民の声）」 ②本事業は区民の方に参画していただかなければ成立しない事業です。現状でも一定の区民参画のもと分別収集が出来ていると考えていますが、今後も多くの区民の方が協力して下さるよう、周知や回収方法の見直しを進めていきます。	改善・見直し
	209	地域防災計画の修正		平成19年度に修正した地域防災計画を、地域防災計画に関わる状況の変化に伴い修正を行い、より現実在即した計画にすることで、災害に強いまちづくりの実現を図ります。	庁内に検討委員会を設置し、東日本大震災への対応やその他の状況変化について検証を行い、その結果に基づき対応方針を策定します。平成24年度には、この対応方針を踏まえ、平成24年夏に修正が予定されている東京都の地域防災計画との整合性を図りながら、地域防災計画の修正を行います。	「災害（震災）における当面の対応方針」では、地域防災計画（平成19年度修正）では明記されていない、震度5弱時における災害対策本部の設置、避難所の開設・運営、帰宅困難者への対応、災害時要援護者への対応等について定めました。震度5弱、震度5強以上それぞれにおける対応を明確にすることにより、災害発生時に即応できる態勢を構築しました。	東日本大震災における教訓、東京都の新たな被害想定等を踏まえ、災害時要援護者支援、建築物等の安全化、区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上、応急対策の活動態勢、情報連絡体制の整備、物資の備蓄等を今回の修正における主な課題としています。	—	B	①避難所の運営について、区と区民の役割分担を明確にする必要がある。（避難所運営協議会） ②区報やHPを通じてパブリックコメントを行うとともに区民説明会を開催します。なお、男女平等の視点を計画に反映するため、防災会議に女性委員を追加します。	拡充
	210	地域防災訓練等	文京区地域防災計画	町会や学校等で実施される防災訓練に協力し、防災意識や防災行動力の向上を図ります。	実際に災害状況を体験してもらうために、町会や学校等の防災訓練に、起震車や煙体験ハウスを派遣します。また、体験の際には、消防隊員OBの非常勤職員により、正しい防災知識の普及に努めます。	定例的に実施している町会、学校、事業所はもとより、中高層マンションからの要請増加により、年間91回、19,061人を超える方が参加しました。	東京都帰宅困難者対策条例の施行に向け、事業所に対して、震災対策について一層の啓発が不可欠です。また、町会等未加入者が多いマンション居住者に対し、防災訓練を通じた防災意識の啓発が必要です。	A	—	① 起震車により震度7を体験したことにより、家具転倒防止措置の重要性を再認識した。（防災教室参加者） ② 区民が、自主的に計画し実施する防災訓練を積極的に支援しています。	現状維持
211	事業継続計画（震災編）の策定及び計画に基づく訓練の実施		職員が災害時に地域防災計画、職員防災行動マニュアル及び事業継続計画（震災編）を活用して、迅速な対応をとることができるか、図上訓練を通じて検証します。	首都東京直下地震発災直後の緊急措置に対応するため、マニュアルにしたがって初期シフトから応急対策に対応する中期シフトへ移行する際の行動手順を確認するとともに、事業継続計画（震災編）で示した災害時に応急復旧業務と平行して行う非常時優先通常業務の体制を敷くまでの図上訓練を行います。	○東日本大震災での経験を踏まえて策定した「災害（震災）時における当面の対応方針」及び「文京区事業継続計画【震災編】（Ver.1）」に基づき、その内容の検証を行うとともに、職員の危機管理対応能力の向上を図ることを目的に、勤務時間内に震度5弱の地震が発生した想定のもと、災害対策本部編成員を対象とした訓練を実施しました。	○訓練の結果を検証したところ、通常業務に大幅な支障をきたしたところはありませんでしたが、非常時優先通常業務の選定などにおいて再検討する必要があります。 ○職員の危機管理能力の向上を図るためには、訓練を繰り返し実施する必要があります。	A	—		拡充	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	212	耐震診断費用助成事業	文京区耐震改修促進計画	建築物の所有者が、既存建築物の耐震性能の程度を把握し、耐震補強の必要性を理解することにより、建築物の耐震化の促進を図ります。	・区内の民間建築物で、昭和56年以前に建築された建築物の耐震診断に要する費用の一部を助成します。 ・戸別訪問及び耐震改修・建替え相談会を毎月開催し、耐震化事業の啓発を行っています。	東日本大震災後、建物の耐震化について、問い合わせや相談が増え、建替え相談会への参加者も急増いたしました。 また、本年度から始めた高齢者優遇制度の活用と相まって、助成申し込み件数も前年に比べ木造建築物64件と倍増しています。	文京区耐震改修促進計画に定めた目標の実現に向け、さらに耐震診断の件数を上げることで、建物所有者に耐震性の有無を確認してもらう必要があります。	B	—	①防火地域について、耐震設計、工事の助成に対する要望があります。(電話、窓口要望) 耐震診断助成金交付申請の急増に伴い、耐震改修設計、工事も急増しています。	拡充
	213	耐震改修促進事業	文京区耐震改修促進計画	文京区耐震改修促進計画に定められた住宅の耐震化を目指し、地震による被害を軽減することにより、災害に強いまちの形成を図ります。	・耐震改修が必要な住宅の所有者の意識啓発を図るとともに、建物の耐震化及び不燃化に要する費用の一部を助成します。 ・戸別訪問及び耐震改修・建替え相談会を毎月開催し、耐震化事業の啓発を行っています。	東日本大震災後、建物の耐震化について、問い合わせや相談が増え、建替え相談会への参加者も急増いたしました。 また、本年度から始めた高齢者優遇制度の活用と相まって、助成申し込み件数も前年に比べ設計助成36件、耐震化助成60件に増えています。	文京区耐震改修促進計画に定めた目標の実現に向け、耐震診断の結果、耐震性の無い建物の所有者に対して、拡充した助成事業を使い、耐震化を行っていただくよう、さらに啓発を行う必要があります。	A	—	①家に住みながら耐震工事ができるかどうかについての質問があります。 毎月行っている耐震改修・建替え相談会の来場者数が前年の41件から137件に増えています。	拡充
	214	緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業	文京区耐震改修促進計画	緊急輸送道路沿道建築物及び不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化を促進することにより、地震発生時に建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するとともに、建物利用者の安全の確保を図ります。	対象建築物の所有者に個別訪問及び耐震化アドバイザーの派遣(平成24年1月から)等を実施することにより、意識啓発を図り、耐震診断の実施や耐震化を工事を促します。	所有者への戸別訪問(約160か所)や説明会(約80名参加)において、都の耐震化推進条例や区の助成金制度の説明を行い、耐震化への意識啓発を実施しました。また、耐震化セミナー(約60名参加)を開催し、専門家の講義を通して、区民の方々に実際の耐震化までの流れを紹介しました。他に、特定建築物の所有者へのアンケート調査を行っています。	耐震診断の実施だけでなく、診断をした結果、耐震性が不十分と確認された建築物については耐震化工事等を行うことが重要です。その為に、建物所有者に対して積極的に区の助成制度や耐震化アドバイザー制度の周知を行います。	B	—	①耐震改修工事費用の負担軽減、個々の建物に適切な改修工法を紹介して欲しいなどの要望をいただいています。	現状維持
215	区民防災組織の育成		地域の防災力を強化するため、自主的な地域の防災訓練の助成や貸与している防災用資器材格納庫の更新を行い、区民防災組織等の活動を支援します。また、木造密集地域に対する被害軽減等のため、可搬式D級ポンプの貸与等により、初期消火体制の強化を図ります。	①文京区区民防災組織等に対する活動助成金交付要綱に基づき、一団体3万円を限度として、防災訓練の活動助成費の4分の3の助成を行います。②文京区区民防災組織に対する防災資器材格納庫の貸与等に関する要綱に基づき、昭和60年以前に設置した防災資器材格納庫(6棟)について更新を行います。また、町会からの要望に対しても、現地調査等を行い適宜対応します。③文京区D級消防ポンプ等の貸与及び管理に関する要綱に基づき、可搬式D級消防ポンプ等を区民防災組織に貸与します。	①申請のあった47組織中、18組織が初めて申請した組織であり、制度が定着傾向にあります。 ②劣化等による更新が3棟、緊急対応による更新が4棟、新規設置が1棟の計8棟の対応を図りました。 ③西片町会にD級ポンプ、要綱により関ロー丁目南部会にC級ポンプを貸与しました。	①マンションの防災意識の高まりにより、前年度から助成金申請が倍増しました。今後も増加する可能性があります。②設置後20年以上経過した防災格納庫もあり、老朽化が進んでいるため更新の必要があります。③火災危険度の高い地域へD級ポンプの配備を推進していますが、設置場所の確保が問題となっています。	B	—	① 経年劣化による防災資器材格納庫が老朽化に対する更新及び自助による防災資器材の増加に伴う増設の要望。木造密集地域や道路狭隘地域における初期消火対策としてスタンドパイプの配備の要望。(区民防災組織) ② 東日本大震災による教訓を忘れないため防災訓練が継続的に実施され、防災行動力の向上に努めています。	改善・見直し	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	216	避難所運営協議会の運営支援		災害発生時における避難所開設・運営に備え、避難所運営協議会の活動活性化及び防災行動力向上を目的に、避難所運営協議会の運営支援を行い、避難所運営協議会のレベルアップと活動レベルの平準化を図ります。	(1)ルール作り(運営規約、運営本部要領、運営管理マニュアルを作成し、避難所ごとのルール作りを支援します) (2)防災行動力向上(総合防災訓練、避難所運営訓練、講演会等による防災知識習得、備蓄資器材の取り扱い訓練等を行い、防災行動力向上を図ります) (3)コミュニケーション(協議会の定期的開催、年1回以上の避難所運営訓練を通じて、協議会委員同士の定期的な顔合わせの機会を作ります。)	・協議会設立後、未活動の協議会に対し、震災後の危機意識の高揚を契機に活動支援に取り組んだ成果として、半数以上の協議会が活動しました。 ・各協議会の進取的な取り組みを積極的に紹介したことにより、相互の自主運営意識の高まりや活動レベルの均等化が図れました。	・避難所運営協議会未設立が2箇所あるため、問題解決に向け町会役員等と密接に線形を図り早期に協議会設立を目指します。 ・32箇所の避難所協議会を支援するためのマンパワー不足の改善を図るため、地域活動センターとの連携による支援強化を図る必要があります。	C	—	① 避難所へ派遣される区の職員が積極的に訓練等に参加し、連携を図りたい。より実践的な避難所運営訓練が実施できるよう、訓練計画や訓練資器材を提供して欲しい。(避難所運営協議会役員からの意見) ② 協議会組織員の高齢化が危惧されていることから、若い世代の協議会への参画が望まれ、多くの協議会において次世代への世代交代が喫緊の課題となっています。	改善・見直し
	217	細街路の整備		建築基準法第42条2項の指定を受けている道路を、災害時の避難路として、緊急車両の乗入や消防活動が容易となる4m幅員の道路に整備し、安全で災害に強いまちづくりを進めます。	建築確認の申請前に、後退用地の範囲及び管理・整備方法について協議し、建築物の竣工に合わせて道路の整備を行います。	整備件数・整備延長が、若干増えています。	整備件数・整備延長が増えています。が、拡幅工事が未整備のまま建築工事が完了しているケースがまだあります。	A	—	①近隣が後退していないので、自分だけ拡幅整備をしても意味がない。(建築主)	現状維持
	218	地籍調査事業		土地一筆ごとに調査・測量し、文京区の詳細な地籍図・地籍簿を作成します。	国土調査法に基づく地籍調査を実施し、地籍の明確化と地図の電子化を行います。一筆ごとの調査に先立ち、道路を先行して調査しています(官民境界等先行調査)。	東日本大震災に伴う地殻変動のため、地震前に整備した街区基準点の座標が現状と合わなくなりました。そのため、平成23年度は国・都の復旧状況の動向を確認するに留まりました。これにより、進捗率は67%のままです。	平成24年度は基準点の改測・検証測量を実施し、測量データを補正する必要があります。	C	—	①土地に関する様々な問題を解決するため、基準点の早期復旧及び地籍調査事業の早期実施を求められています。(区民要望)	現状維持
	219	雨水浸透ます設置工事		浸水被害の発生した地区を対象に、計画的に雨水浸透ますを設置します。	浸水被害が発生した地域への対策として、流域の高台にある雨水樹を雨水浸透ますに改良していきます。	重点整備地区の一つである「千駄木・本駒込地区」への浸透ます設置を完了しました。また、道路工事に併せ、雨水浸透ますを90か所設置しました。 (参考) H21年度～H25年度(5ヵ年計画) ○「大塚地区」130か所(H21～22) ○「千駄木・本駒込地区」180か所(H23) ○「水道・関口地区」240か所(H24～25)	都市型水害の軽減を図るため、今後とも計画的に雨水浸透ますを設置してまいります。	A	—		現状維持
	220	区有建築物耐震補強実施設計	耐震改修促進法、文京区耐震改修促進計画	区有施設の耐震補強の実施設計を行い、耐震補強工事を実施し、区有施設の耐震化率の向上を図るとともに、災害に強い都市の整備を進めていきます。	耐震化が必要な区有施設の耐震補強実施設計を計画的に進めていきます。	順調に、耐震補強の実実施設計2園(第一・柳町幼稚園)を行うことができた。		A	—		改善・見直し

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	221	災害時要援護者の支援	地域防災計画	災害時に本人または家族等の同居者のみで避難することが困難な災害時要援護者に対し、避難誘導及び安否確認を行います。	災害時の避難誘導及び安否確認を希望する災害時要援護者を対象に、災害時要援護者名簿への登録を行い、区と関係機関(区民防災組織、民生・児童委員、警察、消防)で名簿を共有します。	システム修正等を行い、名簿に要介護度や避難方法等の項目を追加しました。民生委員等を経由して、全対象者に再調査を行い、名簿掲載内容の充実を図りました。また、これに併せて、災害時要援護者名簿の周知を行い、登録者数のさらなる増加を図りました。	今年度、地域防災計画の修正を行っています。修正に当たり、災害時要援護者の避難誘導や安否確認以外の支援方法についても、庁内で検討を行う予定です。この結果を受けて、災害時要援護者名簿の一層の有効活用を図ります。	B	—	①名簿の更新頻度について、年1回の更新では少ないのではないかと。(民生委員・児童委員、区民防災組織) ②平成23年度は、民生委員・児童委員を通じて、災害時要援護者名簿登録者全員に対し、避難誘導方法等に関する訪問調査を行いました。	改善・見直し
	222	安全対策推進		安全で安心して暮らすことができる地域社会をつくります。	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全対策を推進することで、安全で安心なまちづくりの実現を目指し、区内の犯罪発生抑止のため、青色防犯パトロールの実施及び防犯ボランティアへの支援を行います。	○防犯への取組として、推進地区である関口一丁目地区が防犯カメラを設置するにあたり、区として助成を行いました。 ○町会や区民ボランティアによる青色防犯パトロール隊(4団体)は、地域の安全を守るために、通学時間帯や夜間に区内を自動車で巡回しました。また、その青色防犯パトロールに要する燃料費について、一部助成しました。 ○23年度の「文の京」安心・防災メール配信件数は、80件でした。 ○安全なまちづくり施策の一つとして、平成24年4月の条例施行に向け、暴力団排除活動を推進するための取組への準備を始めました。	○特定の安全対策を推進する地区指定の拡大は、地域活動団体からの申請が必要となり、さらに地域住民、地域活動団体、事業者等それぞれの賛同を得るため時間を要します。また、地域のニーズの吸い上げとともに、さらに助成制度の周知が必要であります。 ○青色防犯パトロールを継続して行えるよう支援します。また、急増している還付金詐欺・振り込み詐欺の被害防止に取り組むためにも、団体・警察・区役所との連携の強化が必要です。	B	—	①通学及び帰宅時における子どもの安全・安心確保の徹底や、安心メールについて、事案発生から配信までの時間の短縮化や統報(検挙情報)配信への要望があります(「文の京」安全・安心まちづくり協議会・区民の声等) ②青色防犯パトロールを、区内4つのボランティア団体が実施しています。「文の京」安全・安心まちづくり協議会では、区民参画をより進めるために公募委員の枠を6人から8人へ増やしました。その結果、構成員全体に占める公募区民委員の割合は、25%になりました。	拡充
	223	交通安全普及及広報活動	文京区交通安全計画	区民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルール及び交通マナーを身につけることで、交通事故発生件数を減少させます。	区報・CATV等の広報媒体での広報活動とともに、春・秋の全国交通安全運動期間中の街頭キャンペーンを行います。また、学校・警察・交通安全協会等と連携し、交通安全協議会・交通安全区民の集い・自転車実技講習会・交通事故再現体験教室や交通安全ポスターコンクール等を実施します。	平成23年度に区内の行政機関(警察・道路管理者)・学校・PTA等と協働し、交通安全普及広報活動を実施しました。これにより、区内の交通事故件数は765件(前年比72件減)・交通事故死傷者数は857人(前年比77人減)となり、第9次文京区交通安全計画の目標数値(交通事故死傷者数900人以下)を達成しました。また、区内の交通安全対策の行動指針となる第10次文京区交通安全計画(計画年度 平成23年度～27年度)を策定しました。	平成23年度の区内の自転車乗車中の交通事故死傷者数は、成人層及び高齢者層の占める割合は約85%です。自転車乗車中の交通事故死傷者数を減少させるには、この年代層が交通ルール及び利用マナーを遵守することが重要です。このため、この年代層を対象とする自転車利用教室を開催する必要があります。	B	—	①歩行者が歩道上において、自転車との接触事故やヒヤリ体験を無くすために、自転車利用者が交通ルールや利用マナーを守るよう指導してほしい。(区民の声) ②区内の行政機関等が一堂に会して交通安全対策を話し合う交通安全協議会に、町会・小中学校PTA・幼稚園等の代表委員として参画しています。また、自転車実技教室や春・秋季の交通安全週間街頭キャンペーン等において、区民と協働して事業を実施しています。	改善・見直し

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	224	幼児・児童用ヘルメット購入費補助		東京都自転車商協同組合文京支部が実施する幼児・児童用ヘルメット普及事業に対し補助金を交付することにより、幼児・児童用のヘルメットの普及を図り、自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させることを目的とします。	東京都自転車商協同組合文京支部加盟店において幼児・児童用ヘルメット購入の際、1台につき2,000円補助します。	平成23年度の計画達成率は73%ですが、従来の普及啓発とともに、幼児2人同乗用自転車の購入時に、ヘルメット着用の必要性・有効性のPRを行い普及が促進し、目的を十分に達成しました。	補助事業は平成23年度をもって終了しましたが、今後も引き続き普及啓発に努めます。	C	—		終了確定
	225	3人乗り自転車購入費補助		東京都自転車商協同組合文京支部が実施する幼児2人同乗用自転車普及事業に対して、補助金を交付することにより、幼児2人同乗用自転車の普及を図り、自転車使用時の安全性向上を目的としています。	組合が事業を行うにあたり、BAAマーク又はSGマーク付き幼児2人同乗用自転車の販売額の半額(上限額 平成22・23年度3万円、平成24年度1・5万円)を補助します。	平成23年度の補助達成率は78%ですが、購入補助券の交付は7月に補助予定台数の300台を達成しており、区民に基準適合車の利用の必要性・有効性についての認識が高まり普及が促進しました。	平成22年度事業開始当時と比べ、区民に幼児2人同乗規格自転車が認知され普及が拡大しました。また、同程度機能の自転車市場価格も、事業開始当時よりも低下しました。したがって、東京都自転車商協同組合文京支部の普及事業への補助の必要性は低くなっています。	C	—		廃止・休止
	226	総合的自転車対策の推進		自転車の都市内交通手段としての安全利用を促進し、安全な道路環境を実現します。	放置自転車の撤去により安全な道路環境を確保するとともに、レンタサイクル事業、自転車駐車場の整備により自転車を利用しやすい環境を創出し、自転車利用を促進します。	①新たに茗荷谷駅前に自転車駐輪場を整備しました。この結果、毎年10月実施の放置自転車数調査で、同駅周辺の放置台数が前年比54台減(28.3%減)となりました。②春日・後楽園駅を放置自転車対策重点地区として、当駅での撤去回数(概ね月2回)を増やすことにより区内全体の放置台数が、前年同月比で423台減(15.5%減)となりました。	①自転車駐車場未整備地区が2箇所あるので、民設・民営を含めた早急な整備の必要があります。②長時間の放置自転車については、定期的な撤去を行い減少しています。しかし、警告時間帯後や夕方時間帯の放置自転車について、有効な対策を講ずる必要があります。	A	—	①自転車放置禁止区域以外の歩道上に、放置自転車が多いので指導・撤去してほしい。(区民の声) 自転車駐車場を設置(新設・増設)して欲しい。(区民の声) 現在、登録制自転車駐車場の利用登録選考基準では、近隣住民は走行距離の長い他区住民より受付順位が遅くなっているため、区民優先に改めて欲しい。(区民の声) 時間貸し制自転車駐車場について、定期制の導入等により利用者の負担軽減を図ってほしい。(区民の声)	改善・見直し
	227	コミュニティ道路整備	文京区コミュニティ道路整備計画	歩行者が、安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を行います。	地域住民とともに地域特性を反映させた整備計画を策定し、歩道の拡幅や交差点の明確化、車両の速度抑制を図るための整備を行います。	コミュニティ道路整備計画に基づき、白山四丁目1番～千石二丁目46番先(区道812号)及び白山三丁目7番～白山二丁目36番先(小石川植物園周辺道路整備工事(第一期))にて道路工事を行いました。	ハンパ(スピード抑制のための道路の盛り上げ)・狭さく設置に当たっては、地元住民の理解と協力が必要です。	A	—	①・幹線道路からの通過車両を減らすため、道路を蛇行させたり、狭さく設置等の対策を行ってほしい。全国的に登校中の児童の列に車が飛び込む事故が多発しており、速やかな安全対策を行ってほしい。(区民の声) ②白山・千石地区の住民等からなる協議会において、整備計画を策定しました。	現状維持

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
まちづくり・環境	228	橋梁アセットマネジメント整備	橋梁アセットマネジメント基本計画	橋梁の予防保全的な修繕を行い、長寿命化を図るとともに、計画的な架け替えによる維持管理費の縮減・平準化を図ります。	「橋梁アセットマネジメント基本計画」を策定し、計画に基づいた維持管理を行います。	「橋梁アセットマネジメント基本計画」を策定しました。これにより、これまでの対症療法型の修繕から予防保全型の修繕に変更でき、大幅なコスト縮減が可能となります。修繕及び架け替えに要する経費は、今後80年間で約32億円必要であったものが、約20億円(▲約12億円)となり、約40%のコスト縮減が見込まれます。	「橋梁アセットマネジメント基本計画」において、安全性・耐久性の問題から、清水橋の架け替えが必要です。そのため、平成24～27年度にかけて架け替え工事を予定しております。工事にあたっては、地域住民や関係機関との事前調整及び協議等が重要です。	—	A		現状維持
	229	職員育成基本方針の推進	職員育成基本方針	「職員育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの能力開発や意識改革を推進し、新しい時代の職員の育成を図ります。	区、特別区職員研修所、第2ブロック等で実施する各種研修(職層、実務、専門、清掃等)への参加を呼びかけ、該当する職員や希望する職員が受講します。	①NPO等地域団体活動の体験研修の実施により、協働・協治の理念と地域活動への理解を深めました。 ②「政策創生塾」では、グループリーダーが助言を行いながら、実効性のある提案を目指し、政策立案についての知識を高めました。 ③ホスピタリティ研修や推進月間を中心に、職員の接遇向上の取り組みを行いました。	①「職員行動指針～チーム文京スピリット～」を全職員に浸透させる必要があります。 ②政策創生塾では、政策提案の実現化に向けた効果的な研修の企画・運営が必要です。 ③改革志向の職員の育成及び新たな公共との協働を進めるための研修を実施していく必要があります。	—	B	①「区民の声」では、依然として職員の接遇などに関する意見や苦情が寄せられています。 ②協働・協治に対する正しい知識を理解するため、NPO等地域団体の方に講義を依頼するとともに、その活動に職員を派遣しています。	改善・見直し
	230	ITの活用による利便性の高い区民サービスの実現	第4次電子自治体推進プラン	ITの活用により、区民にとって一層利便性の高い行政サービスの実現を目指します。	「第4次電子自治体推進プラン」に基づき、「いつでも」「どこからでも」サービスを受けることが可能なシステムを構築し、また、住民情報システムの安定運用を図る。	・電子申請で手続きができる講座・催し物について、全て携帯電話からの申請を可能とする等メニューを増やし、区民の利便性向上を図りました。 ・税や国保年金等の適切なシステム修正により、制度改正への対応が図られました。 ・住民情報システムについて日々適切に運用し、安定的な稼働が図られました。	①電子申請の手続き数を増やし、区民の利便性を高める必要があります。 ②住民情報システムは、住基法や税制等の改正に確実に対応することや、基幹システムとして安定的に運用することが求められています。また、より効率的なシステム構築・運用に向け、IT技術を活用したハードウェアの最適化が求められています。	—	A		拡充
231	コンビニ交付	文京区第4次電子自治体推進プラン	区民の求める窓口サービスは、平日昼間だけでなく休日、早朝、夜間などいつでも利用できることや、区の施設まで行かなくても身近で便利な場所で用件を済ませることができることです。このような要望を実現するため、住民基本台帳カードなど、ITを活用して利便性の高い区民サービスを提供します。	コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末を利用し、住民基本台帳カードを使用して「住民票の写し」「印鑑登録証明書」を全国にある店舗で、早朝から深夜まで発行します。	住民基本台帳カードはニーズが高まったためか、計画していた発行数に達成することができました。また、事業の導入について、システム開発や運用に係る経費の試算及び業務の効率化について検討してまいりました。	・住民基本台帳カードの更なる普及が必要です。 ・交付手数料の負担について考慮する必要があります。 ・証明書の複製防止のための十分なセキュリティ対策を考案する必要があります。 ・既に設置済みの自動交付機や休日、夜間交付業務との比較検証を行う必要があります。	A	—	①近隣区を含む他の自治体で実施していることもあり、区民の需要も高まっています。	現状維持	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
行 財 政 運 営	232	わかりやすいホームページの構築		ホームページを閲覧するすべての利用者を対象に、最新の情報を正しくわかりやすくかつ迅速に提供するとともに、区政に対する意見収集を行うことで、利用者の満足度の高いホームページを目指します。また、文京区を積極的に全国にPRします。	利用者の満足度の高いホームページを実現するため、利用者視点に立ったページづくりや技術習得のための研修を実施します。また、定期的な「文京区ホームページ見直し強化月間」を実施することで、アクセシビリティ(高齢者や障害者などすべての人にとって、問題なくホームページが利用できること)に配慮したホームページを構築します。	①職員を対象とした、区ホームページ作成方法説明会や情報分類等の改善作業に関する説明会を実施し、コンテンツ作成に関するスキルや意識を高める機会を提供しました。 ②平成23年10月を「文京区ホームページ見直し強化月間」と位置付け、情報分類の見直しなど、全庁的な取組みを実施しました。 ③メディアパートナー(公募区民)やホームページ専門業者の提案を参考に、区ホームページトップ画面の見直しを実施しました。 ④利用者アンケートの結果を区ホームページに掲載し、あわせて庁内にも周知しました。	①利用者が求める情報を迅速に提供するため、職員のページ作成スキルの向上や利用者視点による広報マインドの醸成を一層推進する必要があります。 ②ホームページの情報分類に改善の余地があるため、継続した見直しを行う必要があります。 ③利用者アンケートの結果や他自治体のホームページを参考に課題を抽出し、よりわかりやすいホームページの構築に向けた作業を展開していく必要があります。	C	—	①これからも、幅広い年齢層の方や外国人の方など、誰でもすぐに必要な情報が正確・迅速かつわかりやすい内容を心掛けたホームページであってほしいと思います。(区ホームページ利用者アンケート) ②メディアパートナー(公募区民)から、わかりやすいホームページに関するご意見・ご提案(「東日本大震災関連情報」の整理や「文京区のできごと」の見出し挿入など)を頂戴しています。	拡充
	233	有線テレビ広報活動		広報番組を制作・放送し、区からの情報をテレビの特性を活かして区民に提供していきます。また、番組制作を通じて地域コミュニティの活性化を促進します。	制作した番組を有線テレビで放送することにより、映像を使用した広報活動を行います。また、放送済みの番組について、インターネットによる動画配信を行います。	より区民のニーズに合致した番組内容とするため、「広報メディアに関する意識調査」の調査結果やメディアパートナーからの意見聴取に基づき、大幅な番組の改編を行いました。これに対しては、地域へ出て取材した番組が増えたことで興味を持って視聴することができるようになった・番組で団体・サークルの活動が紹介されることで「地域」のテレビである意識が強くなるようになったとの意見をいただきました。また、番組の制作にあたっては、より新しく正確な情報を区民にわかりやすく伝えることに努めました。	世論調査や広報メディアに関する意識調査、並びにメディアパートナーからの意見聴取以外に視聴者の反応を知る機会が無いことから、これらの結果を十分に分析・活用して番組制作に反映させていくことが求められています。	—	A	①「文の京介護予防体操の時間を変更しないでほしい。」(区民)、「区内の旬なスポットや散歩コースなどの紹介があればよい。」(広報メディアに関する区民意識調査)など ②番組制作ボランティア「ずーむ文京」による定期的な番組制作とメディアパートナーによる番組モニタリングや番組制作等の実施	現状維持
	234	区民参画の推進	自治基本条例	だれもがあらゆる機会を通じて区政に参画でき、より幅広い区民の意見を反映した区政運営を進めます。	「区民参画の手続きに関する指針」(平成21年2月)に、区民参画手続きの方法や審議会・説明会等の公開方法を定め、区民参画を推進しています。特に、審議会等における公募委員の割合については、指針において25%以上の目標数値を設定しています。	行財政改革推進計画や地域福祉保健計画の策定等において、区民協議会、パブリックコメント、区民説明会などの機会を通じて、区民の多様な意見を聴取し、区の施策への反映を図りました。	公募区民委員の採用を行っている審議会等における区民委員の割合が25%以上の会議体は、専門性を要する会議体が増えたため、22年度の57.1%から47.0%に減少しました。公募25%未満の会議体については、改選時期等に合わせて指針に適合するよう構成員の見直し等の検討が必要です。ワークショップや無作為抽出による委員の選出など、区民参画の多様な手法を検討し、全庁的に取り組むことが必要です。	—	B	①平成24年第2回定例会において、無作為抽出の拡充について要望がありました。(区議会) ②全庁的な区民参画の状況については、毎年度区民参画現況調査を行っています。	改善・見直し

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
行 財 政 運 営	235	公の施設の有効活用	第3次行財政改革推進計画	公の施設について、施設の複合化・集約化により有効活用を図るとともに、地域の施設需要に効率的に応え、地域の活性化が図られるような整備します。	老朽化している施設の改築に併せて、地域の特性や区民ニーズを踏まえ、関係部署と連携し、他の施設との複合化や集約化を進めます。	・行財政改革推進計画を策定し、区有地及び国所有地の有効活用について、基本的な考え方を整理するとともに、礪川地域活動センターをはじめとした10の公有地・施設等について、新たな活用の方向性を示しました。 ・小石川5丁目国所有地について、ショートステイを中心とした高齢者福祉施設を整備することが決まりました。	・職員住宅のあり方や4交流館の耐震補強、現福祉センターの跡地利用については、全庁的な検討を行うため、分科会で、大塚地域活動センターや現アカデミー向丘の跡地利用については、所管部で検討を始めました。 ・国所有地等の情報収集を積極的に行うとともに、地域の施設需要を的確に把握していく必要があります。	—	B	①公有地の整備にあたっては、地域住民への周知を十分に行われたい。(行財政改革区民協議会での意見) ②行財政改革区民協議会において、無作為抽出、公募及び団体推薦による区民委員を選出し、協議会での議論を踏まえ、行財政改革推進計画を策定しました。	改善・見直し
	236	教育センター等建て替え整備事業		教育センター、福祉センター療育部門、(仮称)青少年プラザを、複合施設として一体的に整備します。	「教育センター等建物基本プラン」に基づいて建て替え整備事業を進めます。23年度は基本及び実施設計事業者をプロポーザル方式により選定するとともに基本設計を行います。24年度は実施設計を行い、工事着工は平成25年秋頃を予定しています。	設計者をプロポーザル方式で公募し、9月13日に契約を締結しました。その後、各主管、担当と設計受託業者とヒアリングを行い、3月に「基本設計(案)」の区民説明会を実施しました。	福祉センター及び総合体育館の整備事業との関係を考え、工事工程等の日程の検討・管理を行っていく必要があります。	C	—	②基本設計案に関する区民説明会を実施しました。新教育センター施設に関する児童・生徒の保護者に対する説明会を実施しました。	現状維持
	237	公の施設における民間事業者等の活用	行財政改革推進計画【平成24年度～28年度】	区の公の施設について、多様化する区民ニーズに効果的・効率的に対応するために民間事業者等のノウハウ等を有効活用し、一層の効率的、効果的な運営の推進と、利用者に合わせた多様で満足度の高いサービスを提供し、区民サービスの一層の向上を図ります。	公の施設について、指定管理者制度導入をはじめとした管理運営の見直しを進めます。また、指定管理者の管理運営実績に対する評価を行い、それに基づいた改善を行います。	平成24年度より文京江戸川橋体育館・森鷗外記念館に指定管理者制度を導入することとしました。加えて行財政改革推進計画【平成24年度～28年度】の中で、千石児童館及び勤労福祉会館について民間活力の活用を図ることを計画いたしました。また、管理・運営実績の評価において、多くの施設でA・B評価を受ける結果となりました。	指定管理者制度運用ガイドライン(平成24年7月策定予定)を活用し、区としてさらに一体的な制度運営を図っていく必要があります。また指定管理者制度の導入により、施設目的の達成、区民サービス向上等が期待できる施設については、引き続き導入の可能性を検討する必要があります。	B	—	②所管部による評価検討会には、施設利用者等の第三者を委員として入れることを原則としています。	改善・見直し
	238	シビックセンター改修方針の策定	文京区区有施設の中長期改修計画	シビックセンターの建物劣化・社会的劣化を踏まえた改修方針を策定し、利用しやすい施設の環境整備を進めていきます。	改修方針策定に向けた全庁的な組織を立ち上げ、検討を行ってまいります。	文京シビックセンターの改修に係る検討を行うため、文京シビックセンター改修方針検討委員会を設置しました。		—	A		現状維持
	239	行政評価を活用した事務事業の見直し	第3次行財政改革推進計画	限られた財源の中で、事務事業を効果的、効率的に執行し、行政サービスの質を高めます。	行政評価手法を活用し、既存の事務事業の徹底した見直しを行います。新たな評価手法については、24年度を始期とする新たな行財政改革推進計画で示していきます。	・行財政改革推進計画(24年度～28年度)の検討においては、行財政改革区民協議会から、様々な意見を聴取することができ、同計画へ適切に反映することができました。 ・「行政評価を活用した事業見直し」の具体的な仕組みについて、行財政改革区民協議会の学識経験者から助言等を受けながら、構築することができました。	・行財政改革区民協議会において、効率よく議論を進めるために、見直し対象事業の資料提供や事業選定過程の明確化など、円滑に運営を行う必要があります。 ・行政評価の実施結果を、効果的かつ効果的な区政運営に繋げていく必要があります。	—	B	①行財政改革区民協議会における資料について、作成に当たっての着眼点や問題を明らかにしてほしい。(行財政改革区民協議会委員) ②行財政改革区民協議会において、新たな行政評価手法について、様々な意見をいただきました。	改善・見直し

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
行 財 政 運 営	240	財政状況等の継続的な公表		区の財政運営についての区民の理解を深めるため、区財政に係る資料を継続的に公表することで、公正性と透明性を高めます。	歳入・歳出に係る資料、財務諸表、主要事業の予算一覧など区の財政に係る資料を、継続的に公表します。	当初予算における①各部要求額②企画政策部査定額③区長査定額の公表を行い、予算編成過程を明らかにしました。それにより、予算編成の透明化を図るとともに、区財政に対する区民のさらなる理解を深めることに努めました。	区民にとって、よりわかりやすく、興味・関心を持てるような財政状況及び予算に関わる各種の資料を作成することにより、区財政に対する区民の理解を深めていく必要があります。	—	A		現状維持
	241	効率的な組織体制の構築	第3次行財政改革推進計画、行財政改革推進計画(平成24年度～28年度)	多様な区民ニーズに柔軟に対応し、効果的な施策・事業を展開できるように、区民にもわかりやすい、簡素で効率的かつ機能的な組織体制の構築を目指します。	社会経済情勢等、区政を取り巻く環境の変化や、各組織の現状と課題を踏まえた上で、必要な組織の見直しを行います。	社会情勢への対応、効果的な施策・事業の展開の視点から、福祉部について、組織の見直しに取り組み、区民ニーズの実現、迅速な業務執行に寄与しました。	すべての子どもについて、就学前から継続性を持って一体的に支援し、子ども・子育て施策を効率的、効果的に推進するための具体的な組織整備について、子ども・子育て新システムの検討状況等も踏まえ、取り組む必要があります。	—	A	①利用者目線に立った組織にして欲しい。(区民の声)	改善・見直し
	242	ITの活用による迅速で効率的な区政の実現	第4次電子自治体推進プラン	情報基盤を整備することにより、一層の効率的かつ迅速な行政事務の執行をめざします。	「第4次電子自治体推進プラン」に基づき電子自治体の基盤整備を図ります。	①情報基盤を整備することにより、文書や法令等の情報を全職員が共有でき、電子メールや電子掲示板を活用することで、迅速で正確な情報を提供しています。 ②事務処理に必要なデータをファイルサーバに蓄積することにより、事務処理のマニュアル化が容易となり、事務の迅速化、平準化が図れ、区民サービスの向上に寄与しています。 ③情報政策課BCPを策定したことで、発災時の職員の行動手順や事前に行うべき対策が明確になりました。	①情報基盤の安定稼働を確保するために、セキュリティ対策を含め、定期的なシステムの更新が必要です。 ②ネットワークシステムの信頼性や安定性を維持向上させるために、ネットワーク網の再構築や定期的な機器更新が必要です。 ③情報政策課BCPについては、点検と見直しを常に行い、不測の事態に備えていく必要があります。	—	A		拡充
	243	職員定数の適正化の推進	第3次行財政改革推進計画、行財政改革推進計画	簡素で効率的かつ機能的な組織体制に必要な職員数を配置するため、組織の見直し及び各部署の事務量的変化に応じて、職員定数の適正化を進めていきます。	各組織の現状と課題をふまえ、既存事業の見直し、増員の抑制等を徹底することにより、時代の変化に即した職員定数の適正化を図ります。	24年3月策定の行財政改革推進計画に基づいて、民間活力の活用、既存施設・既存事業の見直し等を行うことにより、区全体の職員数を削減しました。	本事業の実施にあたっては、国の制度改正等や行政需要の変化等を的確に捉えながら、各部署の事務量の増減や効率的な庁内体制の構築に呼応した職員数の適正化を推進していく必要があります。そのためには、各部署と連携しての全庁的な取り組みが必要です。	—	A	①「ただ減らせれば良いというものではなく、行政が行うべき部分には必要な人材をきちんと確保していくという体制の中で、職員数を考えてもらいたい。(行財政改革区民協議会委員)」 ② 行財政改革推進計画の策定に伴う区民協議会の開催	改善・見直し
	244	行政コストの明確化		区民が利用する行政サービスに係る経費等を公表することにより、サービスの内容と区の負担についての区民の理解を深めることで、区民サービスの一層の充実及び区民間の負担の公平を図ります。	「行政サービスの受益と負担」を作成し、公表することで、事業ごとの税負担額を明確にし、適切な負担を検討します。	・引き続き人件費を含む行政サービスと各施設の経費と負担額を公表することで、歳入歳出決算書からは見えてこないコストの状況について、区民に明確に示すことができました。 ・昨年度策定した行財政改革推進計画で、行政サービスの受益者負担の適正化を図ることとし、コストの算定方法の見直しや定期的な改定サイクルの設定などを行いました。	・非現金支出等フルコストを把握した減価償却等のコスト分析を行うため、具体的な導入手法を検討する必要があります。 ・25年4月の使用料、手数料等の改定に向けて、各施設のコストを明確にするとともに、原価と現行料金との乖離や施設形態なども考慮しながら、改定額を決め、条例改正を行っていく必要があります。	—	B	①行財政改革推進計画【素案】のパブリックコメントで、受益者負担の適正化について、賛否両論の意見をいただきました。	改善・見直し

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様)	達成度 (B様 式)	①区民要望等 ②区民参画	方向性
基本構想の進行管理	245	基本構想推進区民協議会の運営	基本構想実施計画	基本構想実施計画の策定及び基本構想の進行管理など基本構想の実現度の審議を、区民参画により実施します。	区民委員及び学識経験者によって構成されている基本構想推進区民協議会を、議論が活発になされ、多様な区民の意見を反映できるように運営します。	本協議会での事務事業評価及び基本構想実現度評価に対する多くの意見をいただくとともに、審議結果を評価に反映することができ、区民参画による基本構想の進行管理を行うことができました。	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の審議よりも、事務事業の内容説明に多くの時間を要したため、限られた時間の中で十分な審議ができるよう、分かりやすい資料の作成や、丁寧な説明をするなどの工夫が必要です。 ・本協議会での意見を踏まえ、指標のたて方や評価方法等について、さらなる検討が必要です。 	—	B	<p>①区の評価と区民が受け取る印象が異なる部分があるので、課題の記述について見直しされたい。(基本構想推進区民協議会委員)</p> <p>②無作為抽出、一般公募及び団体推薦により選出した区民に委員として参加いただいています。</p>	改善・見直し